

令和7年度第3回 豊中市産業振興審議会

議事次第

開催日時：令和8年1月27日（火）18時～19時30分

開催場所：豊中市役所第一庁舎4階 南会議室

開催方式：通信用アプリZoomを使用したオンライン開催方式

[次 第]

1. 新・産業振興ビジョンの中間見直しに係る基本的な考え方について（答申）
2. 子育て支援サービス事業補助金、スタートアップ支援補助金、チャレンジ事業補助金の審査に対する意見に係る諮問について
3. その他

（資料）

【資料1】豊中市 新・産業振興ビジョン中間見直しに係る基本的な考え方について 答申案

【資料2】豊中市 新・産業振興ビジョン中間見直し案（概要）

【参考資料1】豊中市 新・産業振興ビジョン中間見直し 素案

【参考資料2】（案）子育て支援サービス事業補助金募集要領

【参考資料3】（案）スタートアップ支援補助金募集要領

【参考資料4】（案）チャレンジ事業補助金募集要領

令和 8 年(2026 年) 1 月●日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市産業振興審議会
会長 和田 聡子

豊中市 新・産業ビジョンの中間見直しに係る基本的な考え方について(答申)

令和 7 年(2025 年) 7 月 14 日付、豊都産 544 号で諮問のあった豊中市 新・産業ビジョンの中間見直しに係る基本的な考え方について、本審議会の意見を別紙のとおりまとめましたので答申します。

豊中市 新・産業ビジョンの中間見直しに
係る基本的な考え方について

(答申)

令和8年(2026年)1月●日

豊中市産業振興審議会

目次

- I. 答申にあたって 1
- II. 審議結果 2
- III. 審議経過 4
- IV. 審議会委員 5

Ⅰ. 答申にあたって

豊中市では、平成2年(1990年)に「産業振興ビジョン」を策定し、まちづくりと産業振興を一体的に進め、住宅都市と両立する産業の振興を図ってこられました。その後も、個別の課題に対しては「企業立地促進計画」や「中小企業チャレンジ促進プラン」といった個別計画で対応されてきました。

しかしながら、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の蔓延は、産業構造や働き手の労働環境を一変させ、社会経済環境は激変しました。これに対応するため、令和4年(2022年)3月に「豊中市 新・産業振興ビジョン」が策定されました。

このビジョンは、「地域経済の好循環による成長をめざして」を基本理念とし、「産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環を生むまち」をめざす姿としています。この実現に向け、「①産業の集積をつくる」「②地域経済の好循環をつくる」「③まちに活力とにぎわいを生み出す」の3つの基本方針を掲げ、具体的な施策展開を進めています。

ビジョン策定から3年が経過し、さらなる社会経済環境の変化や国の動向を踏まえ、令和8年(2026年)3月に中間見直しが予定されています。本答申は、この中間見直しに係る基本的な考え方について、これまでの審議・検討の経過と結果をまとめましたので、ここに答申いたします。

本答申をもとに、豊中商工会議所をはじめとする経済団体、地域の金融機関、大学等との「産学官連携」を強化されるとともに、必要に応じて国や大阪府等の行政機関との連携も図りながら、ビジョンの実現に向けて取り組まれることを期待いたします。

令和8年(2026年)1月●日

豊中市産業振興審議会

会長 和田 聡子

II. 審議結果

当審議会は、「豊中市 新・産業振興ビジョン中間見直しに係る基本的な考え方について」諮問を受け、審議する中で、現ビジョン策定後の社会経済環境の目まぐるしい変化、特に新型コロナウイルス感染症がもたらした経済・社会変容、原材料価格・人件費の高騰、労働環境の変化に伴う人手不足や事業承継問題の顕在化、デジタル化の進展とその活用における課題、そしてSDGsやBCP策定といった地域課題が見えてきた。

については、これら課題を踏まえ、ビジョン見直しに係る基本的な考え方を答申する。

1. 豊中市産業のめざす姿と基本方針について

現ビジョンで示しているめざす姿「産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環を生むまち」及び基本方針については継続し、新たな課題については解決に向けた具体的な施策にて推進すること。

2. 主要な課題への対応について

(1) 千里地区の再整備

新たな企業立地や商業施設・ホテルの再整備を進め、産学官連携によるスタートアップ創出や市内産業支援の拠点化を推進すること。

(2) 価格転嫁と取引適正化

原材料・人件費・エネルギー価格の高騰に対し、価格交渉支援や取引適正化を促進し、「地域の稼ぐ力」を強化すること。

(3) デジタル社会への対応

デジタルの知識・ノウハウ不足や情報漏洩の懸念を解消するため、機器やAI導入補助、専門家派遣、成功事例の周知、事業者の熟度に応じた支援を強化すること。

(4) BCP 策定促進

自然災害リスクへの備えとして、BCP策定の啓蒙に加え、補助金申請時の優遇など、具体的なインセンティブの導入を検討、施策の実効性を高めること。

(5) 人手不足・副業人材の活用

人手不足が顕在化しており、従業員の定着などの支援と合わせて、副業・兼業人材やプロ人材の活用を進めること。

(6) 起業支援体制の充実

「とよなか創業ナビ」の認知度向上と、スタートアップを多く輩出している大阪大学が立地している地域特性を活かして、地域の活性化や社会課題解決を進めるために急成長をめざす企業の支援を進めること。

(7) 事業承継支援

国は事業承継支援を強化しているが、後継者不在のまま廃業に至るケースも多く、特に中小企業が多い本市においては喫緊の課題となっており、事業承継の支援を進めること。

(8) 環境対策への支援

ESG投資や脱炭素化の潮流に対応するため、環境配慮型経営への転換を促す施策を盛り込み、関連部局との連携を進めること。

3. その他

(1) 言葉のニュアンスと熟度に応じた表現

DX、IT、デジタル化といった専門用語の使い分けについて、事業者の理解度に応じた丁寧な表現をすること。

ビジョン全体を通して、より分かりやすく、事業者に寄り添った表現を心がけること。

(2) 活用事例の積極的な周知

副業・兼業人材の活用など、新たな働き方や経営改善に繋がる成功事例を積極的に周知することで、導入を検討する事業者の具体的なイメージ形成を支援し、取り組みへのハードルを低減すること。

(3) 庁内各部局間の連携

庁内各部局間の連携強化により、事業者が適切な支援にスムーズにアクセスできる体制を構築すること。

Ⅲ. 審議経過

回	開催日程	内容
第1回	令和7年(2025年) 7月14日(月)	○新・産業振興ビジョンの中間見直しについて ・諮問
第2回	令和7年(2025年) 11月21日(金)	○新・産業振興ビジョンの中間見直しに係る 素案について
第3回	令和8年(2026年) 1月27日(火)	○答申(案)について

IV. 審議会委員

	区分	名前	所属
1	学識経験を有する者	東 純子	公益財団法人 大阪産業局 大阪産業創造館 経営相談室 コンサルタントリーダー
2		石川 聖子	中小企業診断士
3		馬場 真二 (~R7.8.31) 稲垣 知成 (R7.9.1~)	日本政策金融公庫 十三支店長
4		北村 亘	大阪大学大学院 法学研究科 教授
5		渕上 ゆかり	同志社大学 文化情報学部 准教授
6		◎和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授
7	市内の商工業の団体の代表	小西 康仁	豊中商工会議所 副会頭
8	市民	吉田 美栄子	公募市民

◎会長

※区分ごとに五十音順、敬称略

豊中市 新・産業振興ビジョン中間見直し案(概要)

中間見直しの目的

豊中市 新・産業振興ビジョン（以下、ビジョン）の計画期間（令和4年度～令和9年度）である6年間のうち、3年間の経過し、中間見直しの時期を迎えたことや社会経済環境の変化等もあることから市内事業者の実態や意向についてアンケート等を実施し、調査分析を行うとともにビジョンの目標指標の進捗状況をふまえて計画を見直します。

主な中間見直しの内容

- ①令和7年度までに実施した施策の更新
- ②社会経済環境の変化を反映
 - 社会変容:コロナ禍からアフターコロナ期へ変容、デジタル化の進展
 - 経済状況:デフレ脱却後の物価や賃金上昇
 - 労働環境:人手不足、事業承継問題の顕在化
- ③各エリアごとの状況を整理し、更新
- ④各種統計等を時点更新
- ⑤課題解決のための施策例の見直し

①産業振興審議会

第1回 令和7年(2025年)7月14日開催

第2回 令和7年(2025年)11月21日開催

第3回 令和8年(2026年)1月27日開催(予定)

②豊中商工会議所

「豊中市 新・産業振興ビジョン見直しに係る意見書」の提出(令和7年9月16日付)

【要旨】①価格転嫁と取引適正化の促進による「地域の稼ぐ力」強化

②新たな企業立地や産学官連携等を伴う千里地域再整備によるエコシステム構築

③事業者向けアンケート

【対 象】無作為抽出による市内事業者1,500件（有効発送件数1,456件）

【配布期間】令和7年(2025年)7月10日発送し、回答期限は7月31日まで

【回収数】291件（紙：240件 WEB：51件）

④関係課へ照会及び調整

【関係課】経営戦略課/魅力文化創造課/空港課/くらし支援課/地域共生課/都市計画課/都市整備課/
基盤管理課/ゼロカーボンシティ推進課

今後のスケジュールについて

2/13～3/5 パブリックコメント

3月末 新・産業振興ビジョン(中間見直し) 完成

抽出課題及びビジョンへの反映

課題	ビジョンへの反映
①千里地区の再整備	第5章 3.施策展開において 「 産学官連携によるスタートアップ創出 」「 商業の賑わいの創出として、公共施設と一体的な活用や大規模な商業施設及びオフィスの立地促進 」を施策例に追加(P62)
②価格転嫁や取引適正化促進	第5章 3.施策展開において 「 “稼ぐ力”を高める支援 」を明記し、関連する施策例を追加(P66)
③デジタル社会の対応	第5章 3.施策展開において 「 AI活用 」について明記(P67)
④BCP（事業継続計画）策定の推進	第5章 2.基本方針において 「 市内事業者のBCP策定割合を高める ため、策定の支援に加え、必要性や緊急性についてさらに周知していく」を追記(P59)
⑤人手不足・副業人材の活用	第5章 3.施策展開において 「 高度副業人材等の人材確保 や 働きやすい環境づくりの支援 、人材の定着を推進する」を追記(P68)
⑥起業支援体制の充実	第5章 3.施策展開において 「 創業後間もない企業の成長を支援 」「 アクセラレーションプログラムの実施 」を追記(P69)
⑦事業承継問題	第1章 7.経営者の高齢化・事業継承の課題において 事業承継の実態や課題を更新(P21～22)
⑧環境対策への支援	第5章 3.施策展開において 「 事業者が実施する環境対策等への支援を部局間で連携 」を追記(P66)

今後の取組み

課題	今後の取組み
①千里地区の再整備	○令和7年12月議会債務負担補正 ・（仮称）宿泊施設立地促進奨励金 ・（仮称）千里中央地区商業・オフィスビル立地促進奨励金 ・（仮称）本社機能立地促進奨励金 ・（仮称）オフィス賃料補助金
②価格転嫁や取引適正化促進	○令和8年度に「価格転嫁」に関するセミナーを実施予定
③デジタル社会の対応	○令和7年12月議会債務負担補正 ・AIセミナー受講料補助業務 ・AIコンシェルジュ派遣業務 ・AI促進補助金業務 ○令和8年度に「AI」に関するセミナーを実施予定
④BCP（事業継続計画）策定の推進	○令和8年度に「BCP」に関するセミナーを実施予定
⑤人手不足・副業人材の活用	○人材確保促進補助金（実施中）
⑥起業支援体制の充実	○起業・チャレンジセンターの運営業務（実施中）
⑦事業承継問題	○令和8年度に「事業承継」に関するセミナーを実施予定
⑧環境対策への支援	○SDGsや脱炭素化の取組み支援策の情報発信

【素案】

豊中市新・産業振興ビジョン (中間見直し)

～地域経済の好循環による成長をめざして～

令和 8 年 (2026 年) 3 月

豊中市

— 目 次 —

序章 豊中市新・産業振興ビジョン策定及び中間見直しの背景と目的	1
1. 策定及び中間見直しの背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 旧ビジョンのねらいと到達点	2
4. これまでの産業施策の取組み実績	4
第1章 社会経済環境の変化	17
1. 新型コロナウイルス感染症の影響とその後の社会変容	17
2. グローバル化の進展と地政学リスク	17
3. 持続可能な開発に向けた国際協調の動き	18
4. 国内経済の構造変化	18
5. デジタル化の進展	19
6. 人手不足・働き方改革	20
7. 経営者の高齢化・事業承継の課題	21
8. サービス産業の拡大・顧客価値の変化	23
9. インバウンドの拡大	25
第2章 本市の特徴と産業の現状、エリアごとの特性	26
1. 本市の特徴	26
2. 本市の産業の現状	30
3. エリアごとの特性	37
第3章 市内産業の現況調査（事業者アンケート）	44
第4章 これから求められる産業施策の視点	53
1. アフターコロナにおける新しい地域づくり	53
2. 地域課題の多様化	53
3. 引き続き、自立と発展をめざしチャレンジする中小企業を支援	55
4. 産業振興に地域経済振興の視点を	55
5. 豊中らしい“豊かさ”の追求	56
第5章 本市産業のめざす姿と基本方針	57
1. 本市産業のめざす姿	57
2. 基本方針	58
3. 施策展開	60
第6章 ビジョンの推進に向けて	73
1. 推進体制の構築	73
2. 進捗管理	73
参考資料	78
1. 用語集	79
2. 豊中市産業振興審議会	83

序章 豊中市新・産業振興ビジョン策定及び中間見直しの背景と目的

1. 策定及び中間見直しの背景と目的

本市では、平成2年（1990年）に産業と都市の将来像を示した「産業振興ビジョン」（以下「旧ビジョン」）を策定し、まちづくりと産業振興を一体的に進め、住宅都市と両立しうる産業の振興を図ってきました。

グローバル化の進展、情報技術の飛躍的な発展、少子高齢化、長引く不況など、近年の社会経済環境は当時から大きく変化していますが、本市では旧ビジョンの基本的な方向性は引き継ぎつつ、その時々新たに生じた課題等に対しては、個別に計画等を策定し対応してきました。

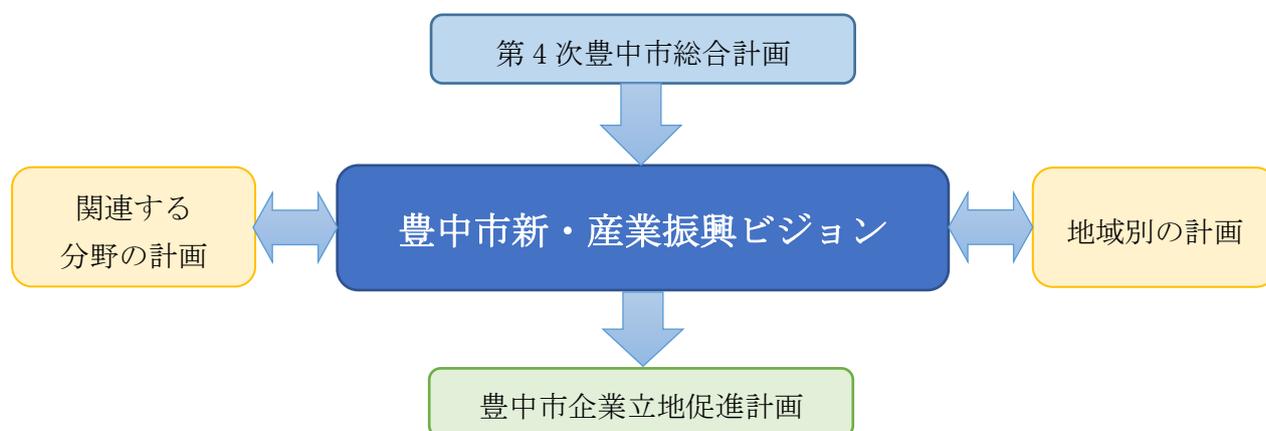
住工混在を防ぎ、安定した操業環境の維持・形成のため、平成20年（2008年）には企業立地促進条例を施行し、工業・準工業地域への産業集積（製造業・運輸業・卸売業）を進めるとともに、揺れ動く時代の変化にも適応できる強い中小企業への成長を促す環境づくりを進めるため、平成24年（2012年）3月には「中小企業チャレンジ促進プラン」を策定しています。

一方、令和2年（2020年）の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、キャッシュレス決済を始めとするデジタル経済の伸長、シェアリングエコノミーの浸透といった新たな経済の潮流が生まれ、ITの進展により、テレワークや副業、オフィスの分散化といった新たな働き方も拡がりました。

まさに、これまでの産業構造や事業の仕組み、慣行が大きく変容しようとする現在においては、新たな時代の産業振興の方向性を示す必要があることから、令和4年（2022年）3月に「豊中市新・産業振興ビジョン」（以下「ビジョン」）を策定しました。これまでビジョンに基づき、さまざまな施策を実施してきましたが、策定から3年が経過し、社会経済環境の変化や国の動向を踏まえ、現行のビジョンの中間見直しを行うものです。

なお、ビジョンは「第4次豊中市総合計画」を上位計画とし、関連する分野の計画、地域別の計画との整合を図っています。

また、ビジョンは旧ビジョンを引き継ぐ後継計画となるものであり、「中小企業チャレンジ促進プラン」の理念や施策を包含し、「企業立地促進計画」の上位計画として位置づけます。



2. 計画期間

本ビジョンの計画期間については、第4次総合計画の終期にあわせ、令和4年度（2022年度）～令和9年度（2027年度）までの6年間とし、目まぐるしく変化する社会経済環境に伴うニーズの変化に対応した施策を展開するため、この度、令和7年度（2025年度）に計画内容の中間見直しを行います。

3. 旧ビジョンのねらいと到達点

(1) ねらい

旧ビジョンは、まちづくりと産業振興の一体化を掲げていることに大きな特長があります。都市の将来像を「豊かな居住環境をベースとした環境適応都市」と描き、「活力ある都市型産業の育つまち」「都市に働く人々に快適で利便性の高いまち」という具体的な2つの都市像を示しています。そのうえで、こうした都市にふさわしい、めざすべき産業像として「ハイモビリティ（交通利便性）とハイタレント（豊かな人材）を活用した都市型複合産業」「快適居住都市を支える多様な生活関連産業」「人とまちを輝かせる教育文化産業」と3つの方向性を明らかにしています。

産業振興のための舞台「まち」づくりに加え、市民や事業者、行政それぞれが果たす「しくみ」づくり、それらを支える人材、組織などの「ひと」づくりを通して、既存産業の高度化や新しい産業の創出を図り、めざすべき産業像の実現に取り組むこととしています。

なお、サブタイトルに掲げる「まち・ひと・しごとづくり」の考え方は、現在、全国各地の地方創生を進めるにあたってのコンセプトとなっています。

(2) 産業振興施策の到達点

旧ビジョン策定直後には、豊中市まちづくり条例（現：豊中市地区まちづくり条例）（平成4年（1992年））を制定し、市内駅前「まちづくり協議会」「まちづくり研究会」の活動支援を行ってきました。これは、その後の中心市街地活性化の取り組みや、豊中商工会議所を主体とした「とよなかTMO」の設立など、各地でのまちづくり、事業者同士、事業者と住民・企業の連携事業の土台となっています。

さらに、商業・サービス分野では、まちづくりと連動した商業振興、リーダー育成、リーダー同士の交流、個店の経営強化、新たな業態へのチャレンジの支援に取り組み、まちの魅力と産業をけん引するプレイヤーの育成を行ってきました。また、ものづくり分野では、事業所訪問、ものづくりフォーラム等を開始し、経営強化と取引先の拡大を支援するなど、既存事業所の高度化や新しい産業の創出につながる取組みを重ねています。中小企業チャレンジ促進プランは、市内事業所の9割以上を占める中小企業の新たなチャレンジを応援するスタンスを明確にしました。

こうした取組みは、新規創業や事業所の経営改善を支援する「とよなか起業・チャレンジセンター（旧とよなかインキュベーションセンター）」を拠点に展開し、工業系事業所、商業サービス事業所、新規創業者など、業種業態に捉われない事業者間の連携をいくつも生み出し、今も、こうした事業者間の独自のネットワークによる連携が継続・発展しています。

連携の事例として、具体的には以下のようなものがあります。

- 本市が実施していた地域商業起業塾（通称：あきんDクラブ）
- 暮らし応援ゼミの卒業生が主体的に立ち上げた「meet-up とよなか」による豊中版「まちゼミ」
- コロナという“災害”時に、市民が最も求めるサービスを提供しようと事業者が立ち上がり、ネットワークとチャレンジ精神を駆使して構築した「豊中テイクアウト報道」
- 各駅前での飲食店イベント「バル」

meet-up とよなか
【とよなかまちゼミ】



豊中の飲食店を応援し隊
【豊中テイクアウト報】



駅前でのバルの開催
【庄内バル】



さらに、企業の操業環境の維持・形成と新規投資の誘発策として、平成20年（2008年）に企業立地促進条例を制定するとともに、大阪国際空港周辺の移転補償跡地をまちづくりと産業再生に活用すべく、国土交通省や空港運営会社との連携により、産業用途での優先的利用を進め、企業の立地促進を行いました。

この企業立地促進の取組みにより、本市が市内事業所の操業継続と発展を応援しているとの姿勢が明確に表明されることとなり、市内での操業継続の意欲を大きく刺激することとなりました。

関係機関との連携という観点では、豊中商工会議所との「とよなかTMO」や「とよなか起業・チャレンジセンター」の共同運営、国土交通省や空港運営会社との連携による空港周辺移転補償跡地の産業優先利用、豊中商工会議所・日本政策金融公庫と連携して起業相談の総合支援を行う「とよなか創業ナビ」、池田泉州銀行・北おおさか信用金庫（旧摂津水都信用金庫）との産業連携協定など、連携の幅を格段に広げています。

このように、旧ビジョン以降、産業振興の守備範囲の拡大と内容の充実・高度化を進め、事業所の経営強化のしくみ、とりわけ、事業所間で連携し支援し合うコミュニティが自立発展するしくみを構築したことは、今後の産業振興施策の展開においても、大きな財産となりうるものです。

(3) 雇用労働分野での取組み

産業振興と関係の深い雇用労働分野では、従来からの労働相談や中小企業勤労者互助会といった労働福祉分野に加え、平成15年度（2003年度）から地域就労支援事業、平成18年度

(2006年度)から無料職業紹介事業、平成27年度(2015年度)からは生活困窮者自立支援事業と雇用分野の事業を拡充しています。さらに平成30年度(2018年度)には、庄内駅前庁舎に豊中しごとセンターを、令和4年度(2022年度)には庄内コラボセンターに移設して豊中しごと・くらしセンターを開設し、無料職業紹介事業を拡充しました。

雇用分野の事業においては、さまざまな阻害要因によって就労が難しい人を主な対象に、市内を中心とした事業所への就労を支援しています。

4. これまでの産業施策の取組み実績

旧ビジョン策定以降、この25年間ほどのうちに取り組んだ計画や施策のうち、主なものは次のとおりです。



(1) とよなか起業・チャレンジセンター

○概要

- ・平成16年(2004年)事業開始。平成17年(2005年)から本格稼働。平成16年(2004年)～平成24年(2012年)5月まで「とよなかインキュベーションセンター」として、その後「中小企業チャレンジ促進プラン」の策定を機に、「とよなか起業・チャレンジセンター」として、起業に限らず、産業全般の支援を実施。
- ・事業開始以来、蛸池駅前を拠点としていましたが、令和3年(2021年)4月に岡町駅前に拠点を移しました。その後、令和5年(2023年)4月からは庄内駅前庁舎に拠点を移し、現在に至ります。
- ・創業希望者、創業者への相談対応や、創業後も含めたフォローを実施。
- ・既存の中小企業の経営相談にも対応し、課題解決を支援。
- ・センターを拠点とした市内中小企業と創業者のネットワークを構築。
- ・創業者同士、中小企業と創業者などの交流を促し、新規事業の立ち上げなどに取り組んでいます。

○実施事業

会員起業家支援事業

- ・創業企業 累計75社(令和7年3月現在)。
- ・入居企業との日々のやりとりから、創業者の心身の状態や事業の進捗具合などを注意深く観察しています。
- ・何気ない会話のやりとりから、場合によっては深刻な相談に至ることもあります。
- ・これらは、インキュベーション施設として最も重要な事業です。

相談事業

- ・「起業相談」をはじめ市内事業所の経営全般にわたる相談に対応しています。
- ・入居に関しての問い合わせが多く、相談内容は事業計画や起業プランに関するものが増えて
います。コロナ禍においては、創業融資や資金調達の相談が増える傾向がありました。
- ・庄内駅前庁舎への移転に伴い、起業希望者への広報強化や、特定創業支援等事業の受講による国の補助金の優遇制度が開始したことも相まって、年間 300 件を超える相談件数となっています。

交流事業

- ・入居企業の出会いや幅を広げるための事業。地域の企業や他の創業者などを施設に呼び、交流を図っています。
- ・業種やテーマを設定した少人数での交流会の実施や、50 名規模の異業種交流会を定期的に実施し、事業者同士での経営に関する悩み相談や新たな事業のアイデア、事業連携の創出など、さまざまな取組みが始まる場となっています。
- ・また、ランチ会を令和元年度（2019 年度）までに 700 回弱実施しました。（令和 2 年度（2020 年度）からは新型コロナウイルス感染症の影響を受け以後休止中。）食事をしながら会話をする場が、事業のアイデアや新サービスの価格、新しいアライアンスについて他の事業者と相談するなど、様々な取組みが始まる場となりました。

セミナー事業

- ・セミナーは、創業セミナーや先輩起業家の体験談のほか、その時話題になっているトピック的な内容のセミナーを開催してきました。
- ・令和 5 年度以降は SNS や生成 AI の活用、ブランディングに関する事など、企業を取り巻く環境の変化に合わせたセミナーを概ね月に 1 回実施しており、多くの起業希望者や事業者に参加いただいております。
- ・セミナーへの参加から個別の起業相談につながるほか、売上アップ応援金やチャレンジ事業補助金などへの申込みにもつながっています。
- ・令和 7 年度は事業の始め方の講義や創業に向けた伴走支援を行うエフェクチュエーション創業塾を実施しました。

年度別とよなか起業・チャレンジセンター相談件数

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
起業一般 相談件数	105	143	94	112	128	144	97
	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
	111	103	125	157	334	326	

年度別起業セミナー実施回数等(※)

	とよなか起業・チャレンジセンター事業として実施							
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
回数	2	2	2	-	2	2	12	12
参加者(人)	17	19	27	-	12	13	240	186

※上記に加えて、平成 27 年度創業ナビセミナー (2 回 参加者：39 人 交流会：12 人)、平成 28 年度創業フォローアップセミナー (2 回)、平成 29 年度創業フォローアップセミナー (1 回)、平成 30 年度起業家トークイベント (2 回 参加者：14 人)、令和元年度起業家トークイベント (3 回 参加者：25 人) を開催しました。
(平成 24～28 年度の起業セミナーについては、「豊中市中小企業チャレンジ支援事業」にて実施)

【成果】

- ・会員起業家の育成・支援の実施、事業内容や進捗状況に応じた情報提供、利益を生む仕組みづくりのための経営支援を重点的に行ったため、卒業後の事業継続力が高くなっています。
- ・セミナーや交流会などの実施により、市内起業家の掘り起こしや新規事業展開の促進が図れました。
- ・センターを中心とした事業者間ネットワークの構築が図れ、異業種同士でのイベント開催や各種補助金等への申込みなどにチャレンジする事業者が増えています。
- ・日本政策金融公庫による融資出張相談や大阪府よろず支援拠点出張相談を実施するなど関係支援機関と連携を行い、企業や創業者の支援につながっています。

以下は、とよなか起業・チャレンジセンターの入居・卒業企業の事例です。

【(同) NOKUMA】

同社は、令和5年（2023年）に創業。

「訪問看護ステーション KTS 豊中」の運営を中心に、老人ホーム紹介や訪問看護経営のコンサルティングを手掛けています。看護師として12年の臨床経験を持つ代表者が、地域の高齢者や障がい者、先天性疾患を持つ小児から若者まで幅広く支援。地域交流会などへも積極的に参加し、地域密着の在宅医療支援を展開しています。

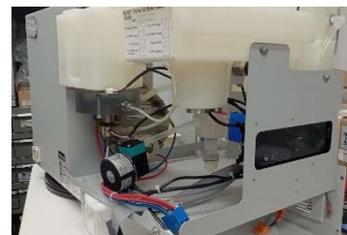


【カプロフィルター】

同社は、令和5年（2023年）に創業。

ガス/液体用フィルターの輸入販売やガス発生装置の輸入販売・メンテナンス等を行っています。

代表者は外資系機械部品メーカーで18年の経験を持ち、製造から営業、メンテナンスまで幅広い知識を活かして事業を展開。コストパフォーマンスの高い海外メーカー製品を国内で拡販しており、展示会への出展などを通じた販路拡大に取り組んでいます。



【(同) 織都】

同社は、令和7年（2025年）に創業。

介護事業所向けに、運営指導対策や人材育成、個人情報保護などのコンサルティングを手掛けています。

創業者は介護業界で24年以上の経験を持ち、行政書士資格を活かして専門的かつ実践的な支援を提供。

豊中市を中心に、セミナー開催やWeb発信を通じて、現場の負担軽減と介護報酬返還リスクの低減などの介護事業所が抱える課題解決に向け事業拡大に取り組んでいます。



(2) 企業立地促進計画に基づく施策

企業立地促進奨励金

- ・平成 20 年（2008 年）に「企業立地促進条例」を施行し、企業の立地を行う事業者に対する奨励金制度を開始。
- ・平成 31 年（2019 年）に「企業立地促進条例」を一部改正し、産業誘導区域の設定・奨励金制度の拡充を実施。
- ・令和 4 年（2020 年）に「企業立地促進条例」を一部改正し、重点エリアの設定・奨励金制度を再度拡充。

【実績】

- ・交付件数は増加傾向にあり、のべ交付件数は 295 件。
- ・平成 21 年度（2009 年度）～令和 6 年度（2024 年度）までの交付企業数は 59 事業所で、交付金額合計は約 11 億 8 千万円。

年度別企業立地促進奨励金交付件数等

	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
交付件数	2	6	8	11	15	16	19	21
交付金額 (千円)	196	16,571	17,251	99,243	98,898	117,224	113,022	107,664
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
交付件数	24	22	22	25	26	25	27	26
交付金額 (千円)	44,001	42,453	22,591	80,571	86,674	97,797	109,633	123,116

場外用地・市有地の産業利用

- ・平成 25 年（2013 年）に新関西国際空港株式会社と覚書を締結し、同社が保有する場外用地のうち、産業利用を優先する用地について、特定業態（企業立地の促進及び操業環境の維持向上に支障がない業態）の先行入札方式による売却を実施。
- ・令和元年度（2019 年度）に服部給食センター・北部事業所・南部事業所、令和 6 年度（2024 年度）に労働会館の市有地売却を企業立地促進条例の対象業種に限定して実施。

【実績】

- ・全 16 件の物件のうち、12 件の売却（うち 2 件は賃貸）を実施。

企業立地促進計画に基づく施策の実施

- ・「企業立地促進計画」（平成 30 年（2018 年）策定）に基づく施策（前述の産業誘導区域の設定・奨励金制度の拡充のほか、下記の①～⑤の施策）を実施。
 - ①操業環境対策補助金（事業者が実施する騒音等の対策に対する支援）
 - ②産業利用補助金（事業者への土地の売却、貸工場の建築への支援）
 - ③産業利用促進整備助成金（産業利用に供する道路の整備を支援）
 - ④不動産仲介時のルールづくり（宅地建物取引業者に、居住希望者への「工業系用途地域の趣旨や特性」の説明を要請）
 - ⑤住宅建築時のルールづくり（産業誘導区域内で住宅を建築しようとしている建築主に、近

隣事業所への事前説明を要請)

【取組み成果】

平成 21 年度（2009 年度）～令和 6 年度（2024 年度）の企業立地促進奨励金の交付企業数も 59 事業所となり、交付件数の推移も増加傾向で、市内への企業立地が進んでいます。一方で、住工混在問題が発生している地域もあり、「企業立地促進条例」の目的である、産業の振興及び空洞化の防止並びに雇用機会の拡大を図るためには、事業所の安定した操業環境の維持・形成が必要不可欠となっています。そのほか、操業環境対策支援補助金についても令和 6 年度（2024 年度）までに 2 件の交付実績があります。

本市では、こうした課題を解決するため、平成 30 年（2018 年）に「企業立地促進計画」を策定し、事業所の安定した操業環境の維持・形成に向けた施策を展開しています。

(3) 中小企業チャレンジ促進プランに基づく施策

事業所訪問

- ・景況感や課題のヒアリングなどを実施し、市内事業者の現状を把握。
- ・課題解決に向けた支援（セミナーや補助金等の案内やマッチング）の実施。

【訪問件数等】

- ・令和 6 年度（2024 年度）までのべ 1,361 件訪問。
- ・聞き取りによる景況感は、「好調・安定」が減少、「悪化」が増加。
- ・課題意識は、「コスト対策」「海外との競争」「取引先・仕事の確保」「人材の高齢化」「人材育成」「設備等の老朽化」「自社商品開発・新規事業参入」「外注先確保」「事業承継」と答える事業所が多くなっています。

年度別事業所訪問件数

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
製造業	126	127	122	109	177	65	90	60	60	68	84	34	49
商業・ サービス業	54	19	52	27	16	12	10						
合 計	180	146	174	136	193	77	100	60	60	68	84	34	49

【取組み成果】

- ・事業所訪問を通して、人材不足や事業承継、設備の老朽化、営業先の開拓などの課題が明らかになりました。
- ・それらの課題に対して、緊急度や優先順位の高い課題・悩みを抱える事業所を関係機関に案内するなどの支援を行ってきました。

各種セミナー

- ・多様化、複雑化する中小企業、創業者の課題に対応し、各種テーマ設定によるセミナーを通じて、情報提供を実施。
- ・セミナー終了後の交流会等の実施により、事業者同士の交流を深める契機を創出。

【実施回数等】

- ・令和6年度（2024年度）までのべ2,210人（オンライン視聴含まず）参加。
- ・令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでも実施、総視聴回数814回。

経営セミナー（※1）

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
回数	16	13	14	17	19	14	14	14
参加者(人)	243	183	176	300	321	208	212	228
交流会(人)	-	-	75	93	94	100	27	102
相談会(人)	-	-	3	-	-	-	-	-
年度	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
回数	8		6		6		11	6
参加者(人)	オフライン 10人	オンライン 490回	オフライン 27人	オンライン 184回	オフライン 49人	オンライン 140回	102	12
交流会(人)	-		-		-		-	-
相談会(人)	-		-		-		-	-

※1…経営セミナーには、ものづくりフォーラム（平成24、25年度実施）、商業チャレンジセミナー（平成24、25、26年度実施）、ビジネスゼミナール（平成27年度～令和元年度）、とよなかおしごと部（平成29、30年度実施）、TOYONAKA BUSINESS UP CAMP!（令和元年度～5年度）、Biz Camp Acceleration Program Toyonaka（令和6年度）を含みます。

起業セミナー（※2）

年度	中小企業チャレンジ支援事業として実施				
	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)
回数	2	1	2	3	1
参加者(人)	25	21	34	49	10

※2…平成27年度は、上記に加えて、起業家フォーラム（1回 参加者15人）を開催しました。

（平成29年度以降の起業セミナーについては、「とよなか起業・チャレンジセンター事業」にて実施）

【取組み成果】

- ・豊中市中小企業チャレンジ促進プラン策定に伴い、セミナーを再編し、平成24年度（2012年度）から経営安定や事業成長につながる考え方や知識を提供する「経営セミナー」などを実施。また、同プラン改定に伴い、平成29年度（2017年度）から幅広い層を対象にテーマトークを行い、参加者同士の意見交換や交流を図る「とよなかおしごと部」を、令和元年度（2019年度）からは、「TOYONAKA BUSINESS UP CAMP!」を実施しました。
- ・平成25年度（2013年度）には、創業における相談やサポートをスムーズに行えるよう、豊中市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、日本政策金融公庫（十三支店）の4機関で、「とよなか創業ナビ」という仕組みを立ち上げ、創業支援を展開し、創業セミナーも実施しました。
- ・令和6年度（2024年度）にはスタートアップ創出に向けた人材育成を目的とする「Biz Camp Acceleration Program Toyonaka」を開催し、事業者が次のステージに進むために必要な知識とネットワークの構築を提供しました。

◆チャレンジ事業補助金

【概要】

- ・市内事業者や市内事業者で構成されるグループまたは団体が新たに組み、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大が期待される事業に対する補助制度。
- ・業種・業態を限定しない、幅広いビジネス展開を支援します。
- ・令和2年度（2020年度）に「コミュニティビジネスコース」を新設し、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した資金調達の支援を行っています。（クラウドファンディングの活用は令和4年度（2022年度）まで）。
- ・補助対象費目の拡充として、令和2年度（2020年度）に「改装工事費」、令和3年度（2021年度）に「車両改修費」を新設し、補助上限額の上乗せを行いました*。
- ・その後、令和4年度（2022年度）に機械装置・システム構築費を新設し、令和5年度には人材確保促進環境整備費を新設しています*。
- ・スタートアップ支援の推進のため、令和5年度（2023年度）に「スタートアップ支援コース」設け、令和7年度（2025年度）は、「スタートアップ支援補助金」として実施しています。
- ・豊中市内の子育てサービスの向上のために、令和6年度（2024年度）に「子育て支援サービス創出枠」を新設し、令和7年度（2025年度）には、制度を見直し、市外事業者も活用できる「子育て支援サービス事業補助金」として実施しています。

※車両改修費は令和6年度から、改装工事費は令和7年度から廃止しています。

機械装置・システム構築費及び人材確保促進環境整備費について、現在も対象事業ではありますが、補助上限額の上乗せは令和7年度から終了しています。

【実施回数等】

平成24年度（2012年度）～令和6年度（2024年度）

申込件数 159 件、交付件数 71 件

チャレンジ事業補助金交付件数

年度	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
申込件数	13	16	10	6	8	10	11
交付件数	9	6	5	5	5	6	4
分野別内訳	ものづくり:4件 商業:4件 サービス:1件	ものづくり:2件 商業:2件 サービス:12件	ものづくり:2件 商業:1件 サービス:2件	ものづくり:0件 商業:3件 サービス:2件	ものづくり:1件 商業:2件 サービス:2件	ものづくり:3件 商業:2件 サービス:1件	ものづくり:1件 商業:2件 サービス:1件
年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
申込件数	7	13	7	9	25	24	
交付件数	3	5	4	4	7	8	
分野別内訳	ものづくり:1件 商業:1件 サービス:1件	ものづくり:2件 商業:1件 サービス:2件	ものづくり:1件 商業:1件 サービス:2件	ものづくり:1件 商業:2件 サービス:1件	ものづくり:1件 商業:2件 サービス:4件	スタートアップ:6件 コミュニティ:1件 新商品開発:1件	

【取組み成果】

- ・豊中市中小企業チャレンジ促進プラン策定に伴い、本補助金を設置。補助金事業を展開する中で、事業者のニーズをふまえて、申込要件を2者以上から1者での申込を可とすることや補助対象経費を拡充するなど、事業者にとって利用しやすい補助金となるよう、随時、制度の見直しを行ってきました。
- ・審査体制については、産業振興審議会に部会を設置し、平成29年度（2017年度）から申込事業の審査への意見具申を諮問。部会への意見聴取を実施しています。

【(株) Cloud Illusion】 — チャレンジ事業補助金の活用事例①

同社は、令和4年（2022年）設立。

「アイデアで人々を豊かに」を理念に、Webマーケティング支援施策事業を中心に事業を展開しています。チャレンジ事業補助金を活用して令和5年に大阪府内外からクリエイターを対象としたコワーキングスペース「ToyonakaVenture」を開設。「豊中をシリコンバレーに」をビジョンに掲げ、様々なクリエイターとの共創により顧客の課題解決に取り組み、加入クリエイターを年々増加させながら事業拡大をめざしています。



【(株) JUMPLIFE】 — チャレンジ事業補助金の活用事例②

同社は、令和4年（2022年）設立。「1本の縄ですべての人と繋がる社会を作りたい」をビジョンに、なわとび教室の運営やイベントの開催、オリジナルなわとびの販売等の事業を展開しています。チャレンジ事業補助金を活用して、レッスン事業の拡大に取り組みました。

企業の健康経営の一環としてのなわとびエクササイズや、学校での出張レッスンなど活動の幅を広げながら事業拡大をめざしています。



【(株) UKMK】 — チャレンジ事業補助金の活用事例③

同社は、令和5年（2023年）設立。（令和3年個人創業）

「眼鏡でひとを魅力的にしたい」という思いのもとオリジナルアイウェアブランド「UKMK eyewear」の企画製造、卸販売、輸出事業を展開しています。

チャレンジ事業補助金を活用して新製品の開発、ブランディング強化等の販路拡大に取り組みました。取扱店舗は国内外で200店舗を超え、ブランド価値向上を図りながら事業拡大をめざしています。



(4) 新型コロナウイルス関連経済対策

【概要】

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業者への深刻な影響に即座に対応するため、新型コロナウイルス感染症緊急対策を実施するとともに、「地域経済再生支援プログラム」【計画期間：令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）】を策定することで、事業活動の下支えとコロナ後の新たな社会に対応できる環境づくりに取り組んできました。

○主な事業者向け支援策

事業名	事業概要	補助金	コロナ禍		アフターコロナ			
			実施期間					
			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
新型コロナウイルス対策信用保証料助成金	新型コロナウイルス対策による融資が実行された中小企業者の信用保証料を助成	◎	➡					
休業要請支援金	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から休業要請を受け、深刻な影響を被っている事業者に支援金を支給 ※府との共同事業	◎	➡					
小規模事業者応援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める市内の小規模事業者に対する事業継続支援のための応援金 ※市単独事業	◎	➡	➡				
産業活動助成金	新型コロナウイルス感染症拡大防止に要するマスク、消毒液等の衛生用品やテイクアウト容器の購入費を助成	◎	➡					
キャッシュレス決済ポイント還元事業	市内消費喚起のため、市内対象店舗で指定のキャッシュレス払いを使用した利用者に決済額の一割の割合でのポイントを還元		➡	➡				
デジタル地域ポイント事業	市内消費拡大とデジタル化推進のため、市の施策目的に沿った事業等の参加者にポイントを付与			➡	➡	➡	➡	➡
プレミアム付商品券(ポイント)事業	市内消費喚起のため、市内店舗で利用できるプレミアム商品券やデジタル商品券を発行		➡	➡	➡	➡	➡	➡
売上アップ応援金	新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓、売上アップに取り組む事業者グループに経費を補助	◎	➡	➡	➡	➡	➡	➡
ITコンシェルジュ派遣事業	市内事業者のデジタル化を推進するため、豊中商工会議所と連携し、ITに関する事業者へIT専門家を派遣			➡	➡	➡	➡	➡
IT化促進補助金(令和5年度まではIT機器導入補助金)	ITコンシェルジュ派遣事業を利用し、ITコンシェルジュから提案を受けたIT化の促進に必要な費用の一部を補助	◎		➡	➡	➡	➡	➡
BCP策定支援補助金	BCP(事業継続計画)の策定を促進するために豊中商工会議所と連携し、BCP策定支援セミナーなどの実施	◎		➡	➡	➡	➡	➡
展示会等出展支援補助金	製品、技術またはサービス等を紹介する展示会や見本市等への出展費用の一部を補助	◎		➡	➡	➡	➡	➡
商品高付加価値化応援金	市内事業者の生産性・付加価値の向上につなげるため商品の高付加価値化に資する費用の一部を補助	◎			➡	➡	➡	➡
ものづくり人材育成支援補助金	ポリテクセンター関西等、市が指定する団体が実施する従業員向けの各種講座を受講する市内事業者に受講料等の一部を補助	◎			➡	➡	(人材確保促進補助金に集約)	
人材確保促進補助金	多様な人材の確保や育成、就労の促進、従業員の働きやすい職場づくりのため、職場環境の整備や副業人材等の活用にかかる費用の一部を補助	◎				➡	➡	➡
起業家創出事業補助金	民間事業者や団体が実施する起業家交流やアントレプレナーシップ養成に寄与するイベントの開催にかかる費用の一部を補助	◎						➡
経営人材成長支援補助金	市内事業者の代表者や役員が経営力向上等の自社の成長を目的に参加するセミナー等の参加費用の一部を補助	◎						➡
法人設立登録免許税助成金	特定創業支援事業修了者に対し、特定創業支援修了による減免後の法人設立登録免許税相当分を助成	◎						➡

(5) 情報発信、生産性向上にむけた各種支援

情報発信、生産性向上支援に関連する施策として産業フェアやオープンファクトリーの開催、商品高付加価値化応援事業補助金、展示会等出展支援補助金事業等を実施しています。

とよなか産業フェア

- ・お仕事体験やワークショップを楽しめる「とよなかキッズおしごとフェスタ」や、地元で愛される商品を味わう「とよなかマルシェ」の開催を通じて、事業者の仕事体験や自慢の逸品にふれることで、豊中の産業や事業者の魅力を発信しています。

【実績】

- ・令和6年度（2024年度）まで体験のべ81事業所、物販のべ121事業所が参加。
- ・令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止。

		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
参加事業所数	体験	14	16	14	14	11	12
	物販	17	23	17	17	25	22

とよなかオープンファクトリー

- ・豊中市内の事業所や工場を見学しながら、参加者にモノづくりや仕事の現場を体験・体感してもらい、豊中の産業や事業者の魅力を発信しています。

【実績】

- ・令和6年度（2024年度）までのべ25事業所、314名が参加。

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
参加事業所数 ()内は新規事業所	4	9(6)	12(6)
参加した子どもの数	80名	106名	128名

IT化促進補助金

- ・中小企業者のIT化の促進や業務の効率化・生産性の向上、販路拡大につなげることを目的として、ソフトウェア・クラウドシステムの導入やIT機器の購入、ホームページの高機能化、従業員等のIT資格取得などを実施する場合に補助を行っています。

【実績】

- ・令和6年度（2024年度）までのべ94件、7,075千円交付。

項目	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
交付件数(件)	15	31	48
交付金額(千円)	1,373	2,247	3,455

展示会等出展支援補助金

- ・中小企業者の販路開拓支援を目的として、製品、技術又はサービス等を自ら紹介する展示会や見本市等への出展を行った中小企業者に対する出展費用の補助を行っています。

【実績】

- ・令和6年度（2024年度）までのべ92件、11,243千円交付。

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
交付件数(件)	11	16	32	33
交付金額(千円)	1,037	1,515	4,277	4,414

商品高付加価値化応援金事業

- ・中小企業者の経営状況の下支えや成長促進を支援することを目的として、生産性・付加価値の向上につなげるための取組みを実施する場合に補助を行っています。

【実績】

- ・令和6年度（2024年度）までのべ84件、21,217千円交付。

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
交付件数(件)	29	25	30
交付金額(千円)	7,676	6,270	7,271

(6) 雇用・労働分野

雇用分野においては、地域就労支援事業や無料職業紹介事業を実施しています。平成30年度（2018年度）には豊中しごとセンターを、令和4年度（2022年度）には庄内コラボセンターに移設して豊中しごと・くらしセンターを開設し、無料職業紹介事業を拡充しました。また、緊急雇用創出基金事業、地方創生加速化交付金事業、生涯現役促進地域連携事業、地域雇用活性化推進事業なども合わせて実施し、施策の充実を図ってきました。令和5年度（2023年度）からは人材確保促進補助金事業を実施しています。

労働分野においては、中小企業の福利厚生事業を実施する中小企業勤労者互助会の支援や、勤労者ニュースの発行などによる労働法規に関する啓発事業のほか、令和2年度（2020年度）には働き方アドバイザー派遣制度を創設し、市内事業所の支援をしています。

【就労支援事業】

項目	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
新規相談者数(人)	604	611	624	556	1,131	737	644	557	423
相談者数(人)	1,024	1,078	1,073	1,037	1,960	1,296	1,036	866	661
相談件数(件)	5,260	5,337	5,577	5,924	8,991	8,158	6,512	4,139	3,699
相談者のうち 就労決定数(人)	242	173	178	191	194	290	266	179	198

【無料職業紹介事業】

項目	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
新規求職者数(人)	449	551	1,209	1,174	1,046	789	977	632	465
求人企業数(社)	242	312	1,559	1,094	1,061	1,198	612	501	455
相談件数(件)	356	504	791	963	860	717	817	568	345
相談者のうち 就労決定数(人)	97	141	225	285	252	238	244	177	159

【人材確保促進補助金事業】

項目	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
交付件数(件)	25	35
交付金額(千円)	1,909	2,664

第1章 社会経済環境の変化

本ビジョンにおける「めざす姿」や「基本方針」等を示すにあたって、本章では、その背景となる国内外における近年の社会経済環境の変化を概観します。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響とその後の社会変容

令和2年（2020年）に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、全世界に影響を及ぼしました。人々の移動や接触が大幅に制限されたことから、旅行や飲食・サービスなどの需要が大きく抑制されたほか、出社制限やサプライチェーンの分断など、企業活動にも多大な被害を及ぼしました。

令和3年（2021年）に入ると、ワクチン接種が徐々に本格化し、行動規制等の緩和も進み、令和5年に「5類感染症」に位置付けが変わって以降は感染症による経済活動への影響は収束し、アフターコロナ期に移行しています。経済成長率も令和3年以降はプラス成長が続いています。

一方、この間、コロナ禍はサプライチェーンの見直しや情報通信技術の進展など企業の活動環境に大きな変容を迫り、また働き手の労働環境や人々の暮らしぶりも大きく変えてしまうこととなりました。

近年は、コロナ禍を契機に広まった新たな生活様式や働き方が定着し、また、デジタル化や脱炭素化といった構造変化への対応も進んでいるほか、コロナ禍を経て事業継続計画（BCP）の重要性も高まっています。今後は、国内外の経済環境の変化を踏まえつつ、生産性向上や持続的な成長を念頭に置いた経済活動の拡大が求められます。

2. グローバル化の進展と地政学リスク

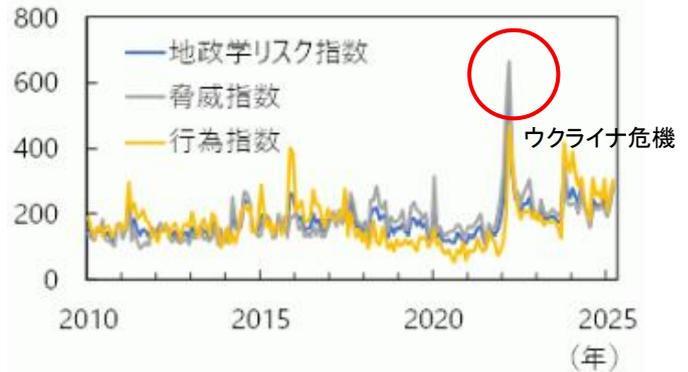
近年は、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化し、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大し、世界における経済的な結びつきが深まっています。情報通信技術の飛躍的発展がグローバル化の拡大を加速させています。

これに伴い、よりスムーズな貿易の実現のために、二国間あるいは地域間でのFTA（自由貿易協定）が急増し、日本も投資や知的財産、ビジネス環境整備など幅広い分野を含めて、EPA（経済連携協定）として締結を進めています。具体的には、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPA（日本・EU経済連携協定）などがあり、企業のサプライチェーンのグローバル化の流れはいつそう進むものと思われます。

一方で、今日はウクライナ危機の長期化や中東情勢の不安定化、米中対立の先鋭化など、国際的な物流やエネルギー供給に大きな影響を及ぼしかねない地政学リスクの高まりによる、グローバルサプライチェーンの機能不全が懸念されています。そうした状況を踏まえ、日本企業にもグローバル化を図りながらも、リスク分散や国内回帰を念頭に置くといった難しい対応が求められています。

また、サプライチェーンに組み込まれた労働者の搾取の問題など、ビジネスと人権の両立について、企業の説明責任が厳しく問われており、企業活動による地球資源の搾取やCO2の大量排出など、地球温暖化に向き合う社会的責任を果たすことも強く求められています。

第 I-2-3-1図 地政学リスク（GPR）指数の推移
(2000年平均 = 100)



備考：「脅威指数」は戦争やテロ等の脅威（Threats）に言及した新聞記事数、「行為指数」は戦争の開始、スカーション、テロ行為（Acts）に言及した新聞記事数を基に作成されたもの。地政学リスク指数は両者を総合した指数。2025年3月まで表示。

資料：Geopolitical Risk (GPR) Index から作成。

出所：経済産業省「令和7年版 通商白書」より抜粋

3. 持続可能な開発に向けた国際協調の動き

平成13年（2001年）に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）に「持続可能な開発目標」（SDGs）が設定されました。これは平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年～2030年までの国際目標となっています。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。経済活動においてSDGsを意識することは必須の流れとなっています。

また平成27年（2015年）12月には、パリ協定が採択され、すべての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年ごとに提出・更新することが義務付けられました。

日本では令和2年（2020年）10月の菅総理大臣所信表明演説において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言、また令和3年（2021年）4月の米国主催の気候サミットでは、2030年度において温室効果ガスの平成25年度（2013年度）からの46%削減をめざすことを宣言しました。これが現在、国としての目標となっています。

4. 国内経済の構造変化

日本では、1990年代初めの資産バブル崩壊後にインフレ率が低下しはじめ、同年代末には物価が持続的に下落するデフレ状態に陥りました。消費者物価指数も2000年代初頭には前年比マイナスが常態化するようになっていきます。

平成24年（2012年）に発足した第2次安倍内閣は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「3本の矢」に代表される経済政策、いわゆる「アベノミクス」によるデフレ対策を推進してきました。

平成 25 年（2013 年）に入ると、日銀は 2%の消費者物価上昇を 2 年間で達成することを目標として掲げ、国債購入額の大幅拡大や上場投資信託（REIT）といったリスク性資産の購入促進など、のちに“異次元緩和”と呼ばれる大胆な金融緩和（量的質的緩和）を実施し、一時的な消費者物価の上昇や、企業業績・雇用情勢の改善は見られましたが、目標達成には至らず長らくデフレ脱却は課題として残されてきました。

ところが、令和 3 年（2021 年）も半ばに差し掛かると、石油をはじめとする資源の高騰やコロナ禍による部品等の供給制約、円安の進行などが重なったことで輸入物価が上昇し、これを起点に食料品等の国内物価への転嫁が進んだことから、令和 5 年（2023 年）以降は消費者物価指数も 2%を上回る上昇が続いています。こうした動きに加え、近年では賃上げの広がりも見られるようになり、日本経済は長年続いたデフレ状態から脱却したとみられています。

しかしながら、エネルギーや原材料価格の上昇分を十分に販売価格へ反映できていない中小企業も多く、産業全体としては価格転嫁の進展にはばらつきが見られるなど、持続的な物価上昇や所得拡大にはなお課題が残っています。

5. デジタル化の進展

インターネット上でデジタル化された財・サービスなどの流通が加速する中、デジタル経済をベースにした新しい技術革新が近年急速に進展し、経済社会の大きな変化を引き起こしつつあります。これらは、モノのインターネット化（IoT）、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボットなどの新規技術であり、第 4 次産業革命とも呼ばれています。

平成 28 年（2016 年）には「第 5 期科学技術基本計画」において、第 4 次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や日々の生活に取り入れることにより様々な社会課題を解決するものとして「Society 5.0」が提唱されました。

こうした動きに伴う情報通信ネットワークや IoT、AI、ロボットなど新技術の発展等により、消費のスタイルや決済手段などが変化しています。特に、若者を中心とした電子商取引やシェアリングエコノミーの拡大が見込まれます。また、情報通信ネットワークを通じた消費に加え、AI を使った完全自動運転機能付きの自動車、家事や介護などでのロボットによる補助の活用等、新製品や新サービスが登場しており、今後も進展が期待されています。

労働市場に与える影響としては、IoT、AI、ロボット等の活用によって労働集約的な作業を機械に置き換えることで生産性を高める効果が期待されます。一方、AI 等の新技術の導入により、定型的な業務が代替され、結果として労働市場が低スキルと高スキルに二極化する可能性が指摘されています。また、少子高齢化が進み労働力人口が中長期的に減少していく可能性がある日本においては、機械による労働代替は、むしろ人手不足を補うとの見方もあります。例えば、小売業では需要予測 AI による在庫最適化や価格戦略の高度化、製造業では画像認識を用いた製品検査の自動化、サービス業では生成 AI を活用した問い合わせ対応やコンテンツ作成などが広がっています。これらの技術導入により、生産性の向上と人手不足の緩和が期待されています。

他方、情報通信ネットワークの発達やクラウドの普及により、職場にいなくても仕事をこなすことが可能になり、フレックス勤務やテレワークなど柔軟な働き方が普及する可能性が生まれました。その状況にコロナ禍が起こり、期せずしてネットを活用した働き方に前倒しで取り組まれることになりました。

また、ネットを通じた労働市場における需給のマッチング効率が向上したため、企業が細分化した業務をネット上でマッチした労働者にアウトソーシングを行うことや、相乗りサービスのような役務提供と利用者とのマッチングが容易に行われることになったこと等により、オンラインの仲介で働くフリーランスなどの雇用関係によらない働き方が普及する可能性等が考えられます。

EUでは平成30年（2018年）にEU域内の個人データ保護を規定する法として「GDPR（一般データ保護規則）」を施行しました。また令和3年（2021年）3月には令和12年（2030年）までの欧州のデジタル化への移行実現をめざし、今後10年間の官民のデジタル化目標を定めた「デジタルコンパス2030」を発表しました。

日本ではデジタル化の遅れが認識され、令和3年（2021年）10月にデジタル社会形成の司令塔としてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するため、デジタル庁が発足しました。各国はデジタル化社会に向けて情報保護規制の強化、人材育成、インフラ整備に取り組んでいます。

6. 人手不足・働き方改革

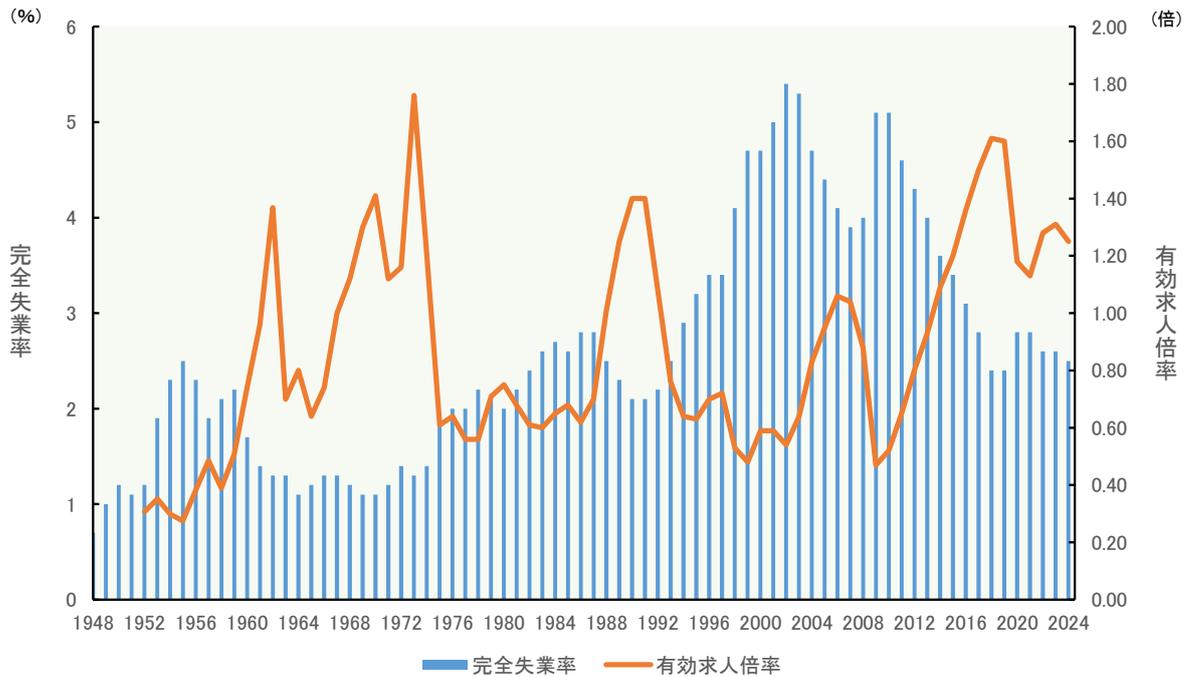
平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに、日本の総人口は減少に転じ、**国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2067年頃には9,000万人を割り込むと予想され、生産年齢人口が減少し労働力不足が懸念されています。**

こうした少子高齢化に加え、令和元年（2019年）までは国全体の経済が、好調な世界経済を背景とした輸出の持ち直しや投資拡大等を受け、回復傾向にありました。好調な企業業績等を背景にして、完全失業率や有効求人倍率等の雇用情勢は回復し、人材不足が課題となりました。コロナ禍では、飲食業、娯楽業、観光業などで雇用が失われる一方、建設業・情報通信業などでは人材不足が継続しており、人手不足と人余りが同時に発生している状況となりました。

一方、日本の労働生産性が低いことや育児・介護との両立など多様な働き方への対応が大きな課題となっています。前者については、投資やイノベーションによる労働生産性向上が求められています。後者については、「一億総活躍社会」のスローガンが打ち出され、働きすぎの防止、フレックスタイム制、正社員と非正規社員の間での同一労働同一賃金の実現などからなる働き方改革の必要性が指摘されています。こうした中、**令和6年（2024年）に育児・介護休業法改正により、短時間勤務やテレワークの柔軟な導入が求められるなど、家庭と仕事の両立支援がより一層進められています。また、厚生労働省は平成30年（2018年）に策定した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を適宜見直しながら運用しており、ガイドラインに沿った副業の活用による労働者のスキル向上や企業間の人材循環が期待されています。**

そのほか、人材不足を取り巻く社会変化として、**令和6年（2024年）のトラックドライバーの時間外労働規制強化により物流業界で深刻な人手不足、いわゆる「2024年問題」が顕在化しました。また、短時間・単発で働く「スポットワーク」が拡大し、雇用の流動性が高まる一方で、安定した人材確保が課題となっています。これらは、ワークライフバランスの充実や多様な働き方を推進するものではありませんが、人材確保という面での課題もあります。**

有効求人倍率・完全失業率



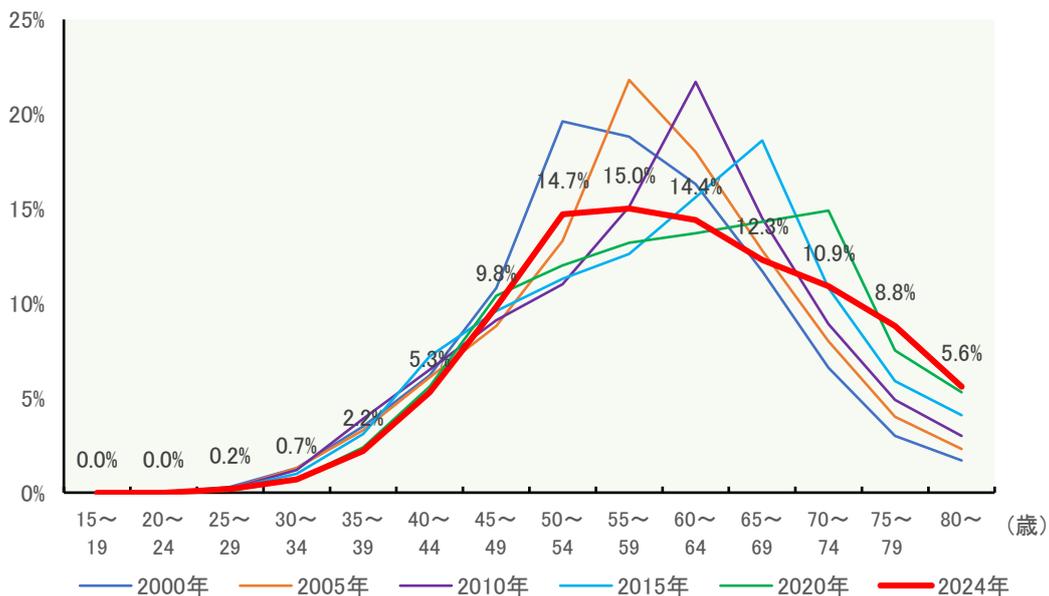
出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」2025年

7. 経営者の高齢化・事業承継の課題

中小企業の経営者年齢の分布について見てみると、平成12年(2000年)にボリュームゾーンが50～54歳となり、以降令和2年(2020年)までその山が右側に移動していき、経営者年齢の高齢化が進んできましたが、令和2年(2020年)以降は事業承継や廃業により団塊世代の経営者の引退が一定進み、ボリュームゾーンが分散しています。

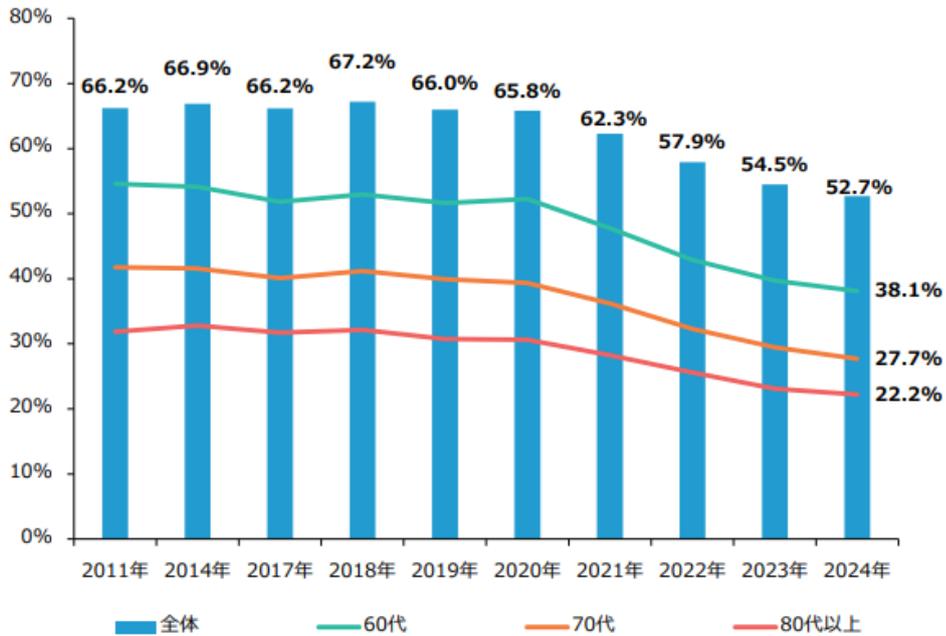
後継者不在率を見ると、令和6年度(2024年)では経営者の年齢が60代だと27.7%、70代でも22.2%となっており、経営者が高齢のケースでも事業承継が行われていないケースが一定数みられます。

中小企業の経営者年齢の分布



出所：中小企業庁「2025年版中小企業白書」

経営者年代別の後継者不在率



出所: 中小企業庁「2025年版中小企業白書」

(注)2025年版中小企業白書では、(株)東京商工リサーチの企業データベースを用いて経営者交代前後の経営者年齢について分析している。それによると、親族内の場合で交代前の平均年齢が68.9歳、親族外の場合で交代前の平均年齢が63.2歳であった。交代後の経営者平均年齢は、親族内の場合で46.8歳、親族外の場合で54.5歳である。(中小企業庁「2025年版中小企業白書」)

また、休廃業・解散、倒産件数は令和6年(2024年)に急激に増加するなど、経営者の高齢化や後継者の不在が一因であると考えられます。国全体として喫緊の課題となっており、事業承継・引継ぎ支援センター(中小機構)による後継者やM&Aマッチングの支援や承継や廃業・再チャレンジに係る費用への補助制度を設けるなど対策が図られています。

後継者不在率の推移だけをみると、年々改善しているようにも見えますが、中小企業庁によると「事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆される」とされており、実態として後継者不在のまま休廃業・解散に転じていると推察されます。

休廃業・解散、倒産件数の推移



出所: 中小企業庁「中小企業の事業承継・M&Aの推進について(2025)」

8. サービス産業の拡大・顧客価値の変化

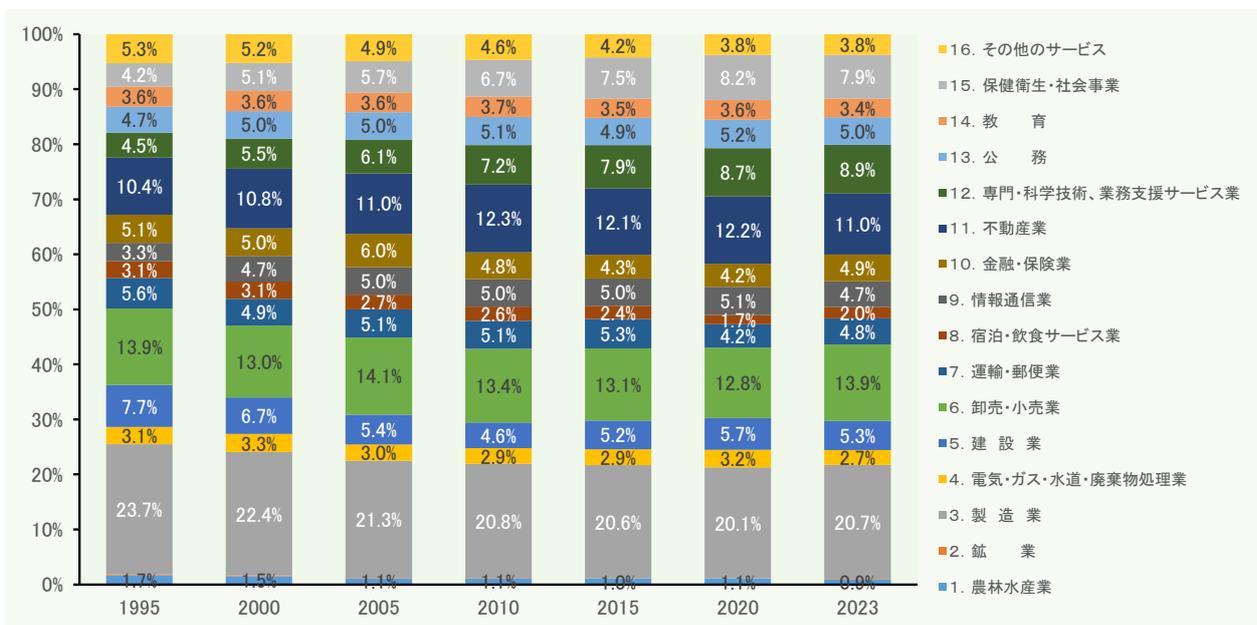
日本の名目 GDP に占める産業別構成割合をみると、製造業の比率が減少してきており、代わって「**専門・科学技術、業務支援サービス業**」や「**保健衛生・社会事業**」といった産業分野の比率が増加傾向となっています。

今後、高齢化社会の**進行**に伴い、医療や介護系サービスの**より一層**の拡充が見込まれます。そのほか、訪日外国人の増加による観光関連サービス業は、コロナ禍で大きな打撃を受け、**令和2年（2020年）～令和4年（2022年）**は大きな落ち込みがみられましたが、**令和7年（2025年）の「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」の開催やその後のIR事業なども相まって今後拡充していくことが見込まれます。**

産業大分類別の就業者割合の推移をみると、製造業の従業者数割合が減少傾向となっており、代わって、**教育、学習支援業、医療・福祉、サービス業**などで増加傾向となっています。

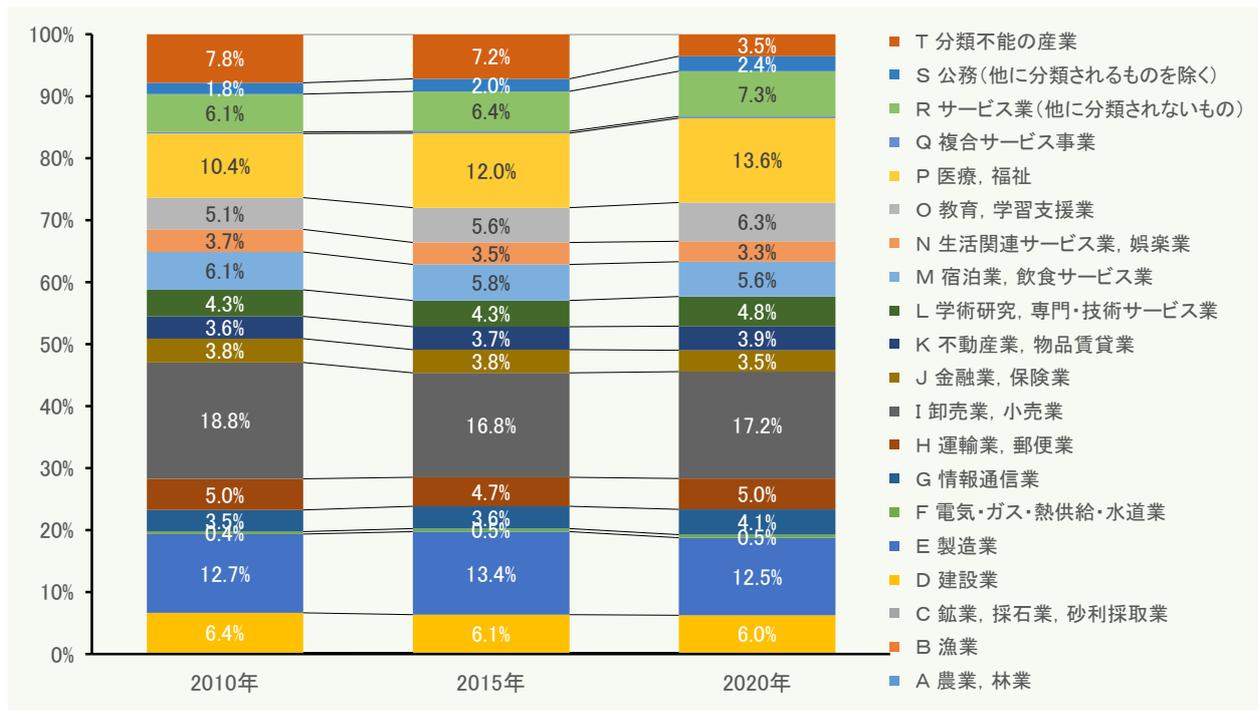
産業全般の傾向として、約30年の間に製造業など「**モノを生み出す産業**」の比率は縮小し、代わりに情報通信、医療・福祉、教育、専門サービスなど「**サービスや知識を提供する産業**」が**拡がり**を見せています。顧客価値が「**モノの所有**」から「**生活の質・安心・便利さ・学び**」に徐々に変化していつている傾向にあると言えます。

名目 GDP に占める産業別構成割合(全国5年ごと)



出所:内閣府「国民経済計算」

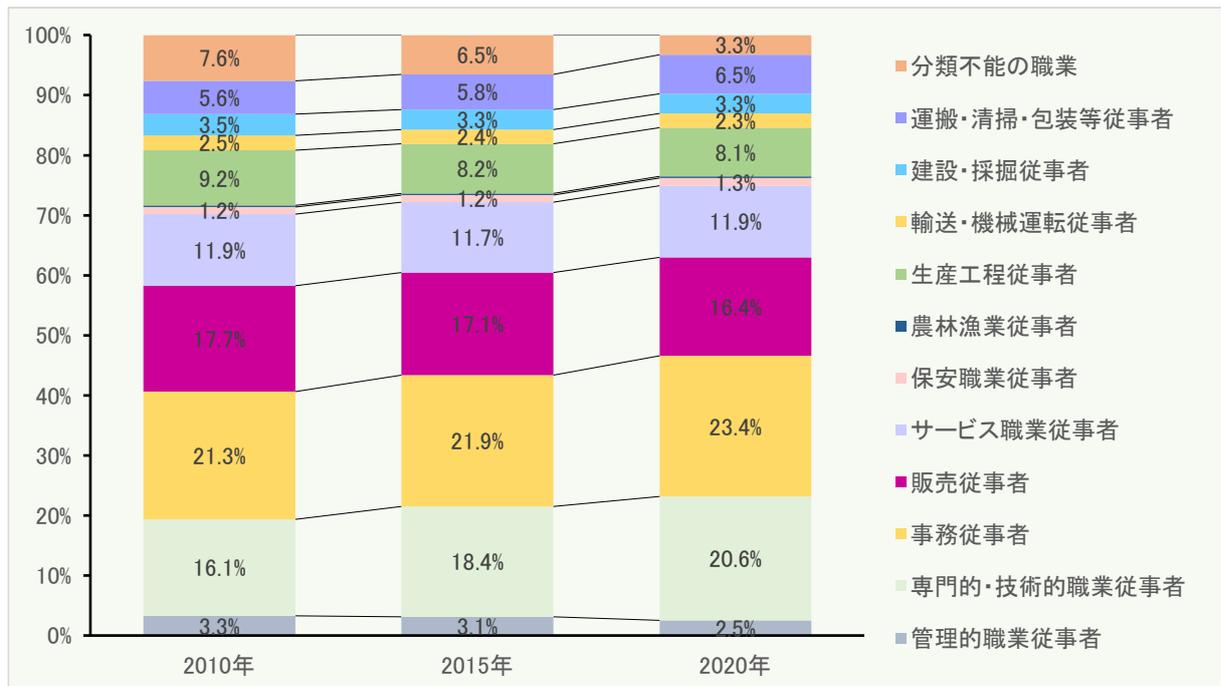
産業大分類別就業者割合の推移(豊中市)



出所: 各年総務省「国勢調査」

産業職業別の就業者割合の推移をみると、**事務従事者**や専門的・技術的職業従事者の割合が増加し続けています。**令和2年(2020年)**は平成22年(2010年)比では、**事務従事者**割合が**2.1**ポイント、専門的・技術的職業従事者が**4.5**ポイント増加しており、一方で**生産工程従事者**や**販売従事者**といった職業で減少傾向がみられます。

職業別就業者割合の推移



出所: 各年総務省「国勢調査」

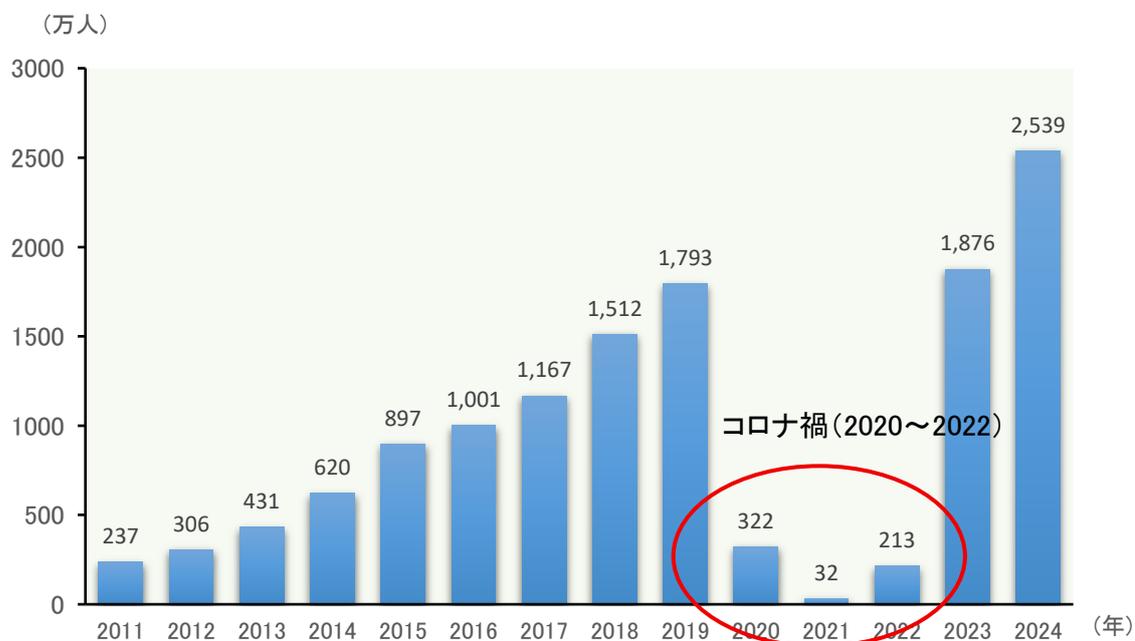
9. インバウンドの拡大

大阪府における外国人のべ宿泊者数は平成 23 年（2011 年）以降急増しており、堅調に推移すると思われていましたが、コロナ禍によって、令和 2 年（2020 年）～令和 4 年（2022 年）の宿泊者数は平成 24 年（2012 年）頃の水準まで急減しました。しかしながら、令和 5 年（2023 年）以降はコロナ禍以前以上の水準となっており、令和 6 年（2024 年）は過去最高の宿泊者数となっています。

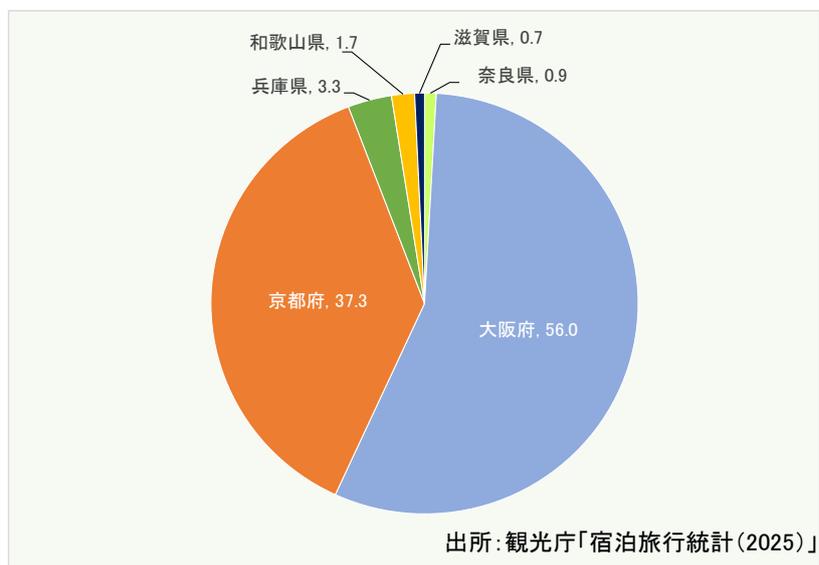
近畿地方での宿泊者割合を見ると、空港があり、宿泊施設も多い大阪府には約 6 割の外国人が宿泊しています。

令和 7 年（2025 年）の大阪・関西万博の開催を経て、またその後の IR 事業によって、国内の玄関口としての大阪国際空港の役割は高まることが期待されます。空港を擁する本市においては、ビジネス客だけでなく観光客の宿泊需要などをうまく取り込んでいくことが求められます。

大阪府における外国人延宿泊者数



2024 年の外国人のべ宿泊者割合 (近畿地方)



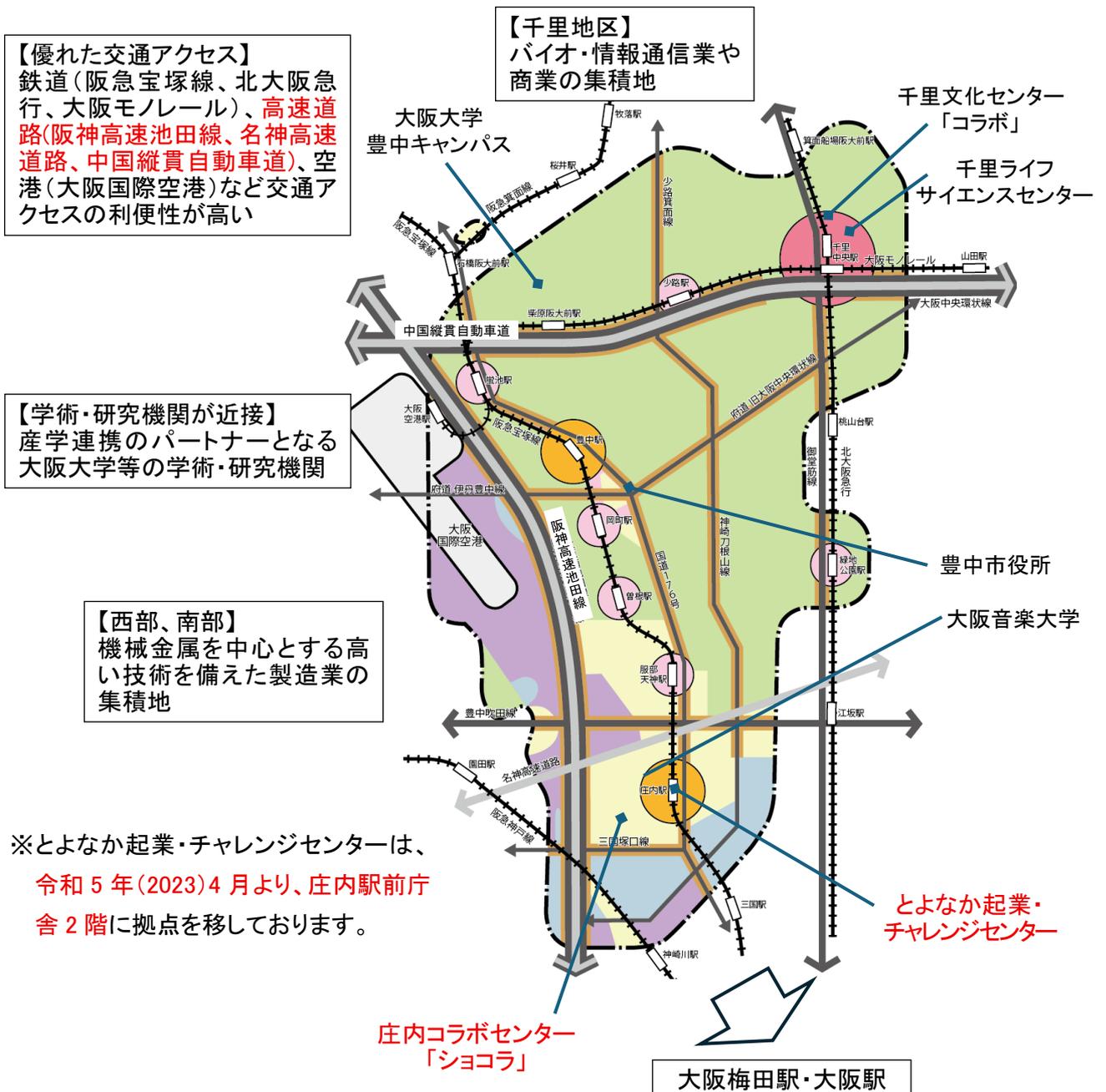
第2章 本市の特徴と産業の現状、エリアごとの特性

本市は、大阪市に隣接し、阪急宝塚線「豊中駅」から「大阪梅田駅」まで13分といった至近にあり、このほか大阪国際空港、新大阪駅へのアクセスの良さなど、優れた交通利便性を有しています。また、古くから住宅都市・教育文化都市として高い評価を受けています。本章では、本市の現状と特徴、さらには市をいくつかに分けたエリアごとの特性についても概観します。

1. 本市の特徴

(1) 優れた交通利便性

本市は大阪市に隣接し、阪急宝塚線・北大阪急行・大阪モノレールといった鉄道網、**阪神高速池田線、名神高速道路、中国縦貫自動車道**などの高速道路網、さらには大阪国際空港を抱え、新幹線の新大阪駅にも近いなど、国内有数の優れた交通利便性を有しています。



(2) 住宅都市、教育文化都市

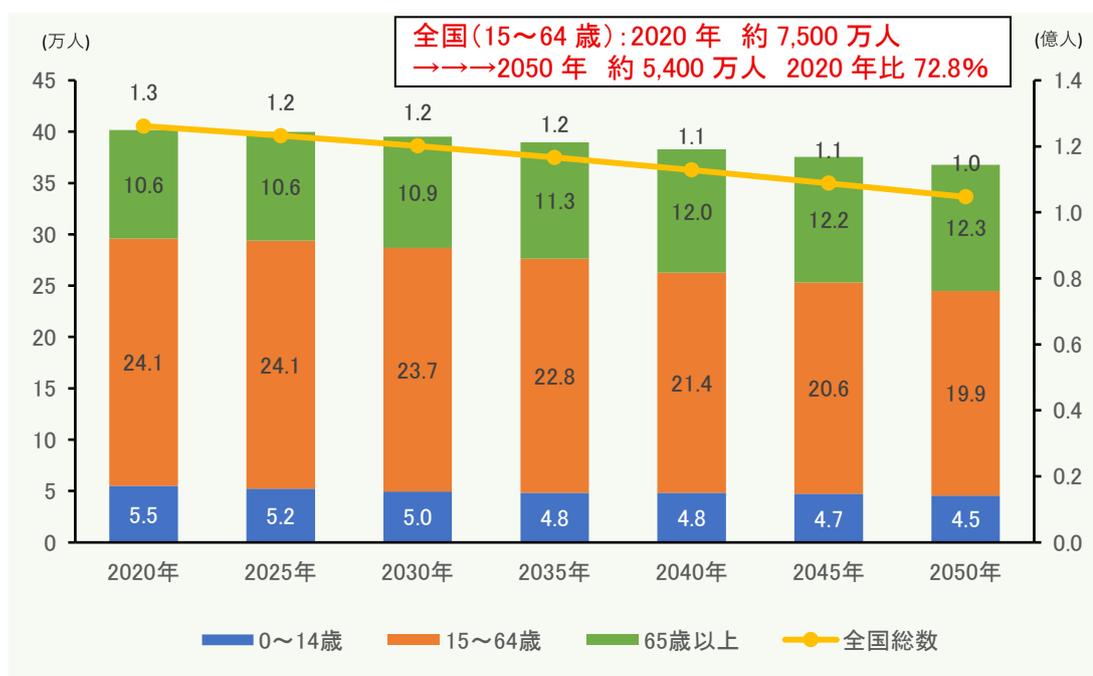
本市は古くから良好な郊外住宅地として発展し、大阪大学や大阪音楽大学などの大学や高校などが立地する教育文化都市として市内外に知られ、学習塾なども多く立地しています。平成27年度（2015年度）には文化庁の文化芸術創造都市として、府内初の表彰都市に選定されました。

(3) 40万人を擁する中核都市

本市は40万人の人口を擁する中核市であり、北部や中部を中心に人口微増が今でも続いています。また、人口の将来推計を見ると、今後人口減少が全国で急速に進む中であって、本市の人口減少は比較的緩やかであることがわかります。

また、本市の労働人口（15～64歳）は2050年には19.9万人で、2020年比の82%となることが推計されていますが、全国平均が約73%であることと比べると比較的若年層及び稼働年齢層が将来的にも多く居住し、労働力が確保しやすいといったポテンシャルが確認できます。

全国及び豊中市の将来人口推計



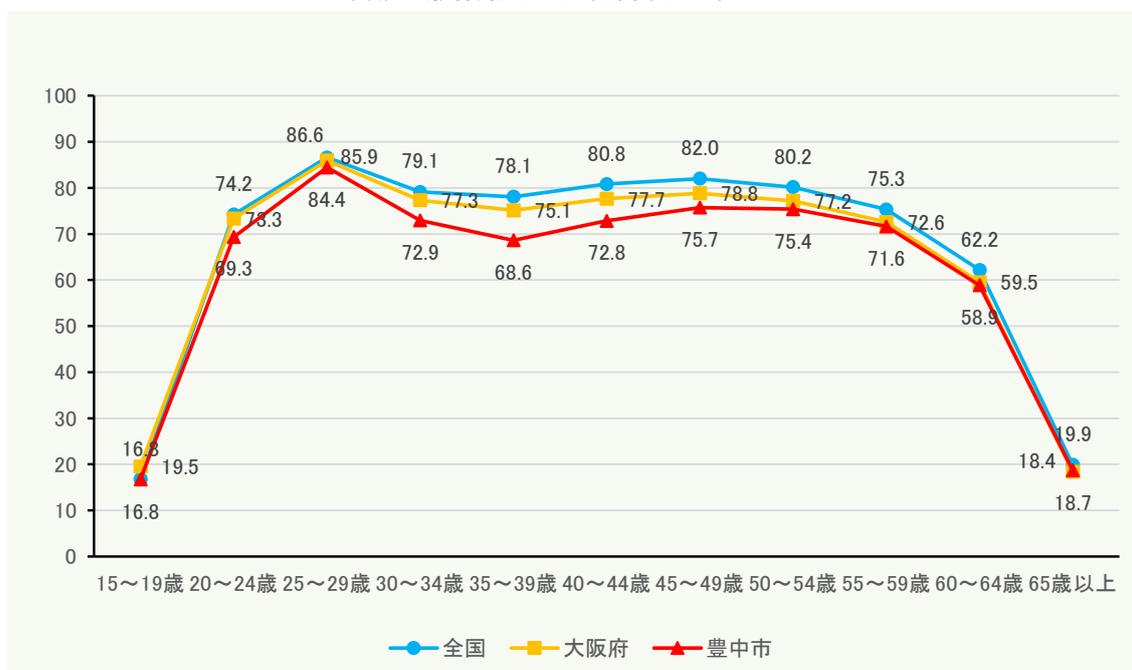
出所: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2023)」
※令和2年国勢調査をもとにした推計

(4) 潜在的な労働力（女性、高齢者、外国人）

① 女性

女性の労働力率は全国的に 20 代後半でピークに達した後、結婚・出産期を機に低下し、子育てが一段落する頃にまた上昇しはじめ、50 代の定年期以降に再び低下する M 字カーブを描きます。本市では、30 代～40 代の女性労働力率が全国や大阪府平均より低く、顕著な M 字カーブを示しており、潜在的な労働力としての可能性があります。

年齢 5 歳階級別 女性労働力率



出所：総務省「令和 2 年国勢調査」

② 高齢者

本市の労働力人口は、**高齢化を始めとする人口構成の変化により減少傾向にあります**が、令和 3 年（2021 年）4 月に高年齢者雇用安定法が**改正**され、70 歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務とされたこともあり、65 歳以上での労働力人口は増加傾向にあります。今後も、65 歳以上での労働力人口は増加することが予想されることから、潜在的な労働力としての可能性があります。

また、豊中市では**平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）まで生涯現役促進事業を実施し、同事業終了後は就労を希望するシニア人材の支援を豊中しごと・くらしセンターで実施しています**。地域において、元気で働く意欲のあるシニア人材は増加していますが、その能力や経験を活かすことができる機会や場が十分ではないことから、健康状態、職業経験、経済状況等個々の状況に応じて意欲・能力を発揮できる機会・場を創出することや、シニア人材の活用を通じて人手不足の解消をめざす事業所の支援を進めています。**これらの取組みに加え、社会情勢の変化もあったことから、令和 2 年（2020 年）には平成 27 年（2015 年）からの変化として、70 歳以上の労働力人口が約 4 千人増加しています。**

労働力人口の推移(豊中市)

(人)

	2000年(平成12)	2005年(平成17)	2010年(平成22)	2015年(平成27)	2020年(令和2)
15～24歳	20,333	17,223	13,893	12,508	13,302
25～34歳	48,509	42,689	34,622	31,067	27,952
35～44歳	37,489	42,815	45,866	44,262	35,853
45～54歳	45,374	36,464	37,152	43,733	45,788
55～59歳	21,343	22,796	16,805	15,890	18,527
60～64歳	13,533	15,072	17,676	13,831	13,715
65～69歳	7,178	8,108	9,898	11,790	10,056
70歳以上	5,267	6,647	8,612	10,486	14,491
合計	199,026	191,814	184,524	183,567	179,684

出所:各年 総務省「国勢調査」

③ 外国人

本市の外国人市民数は、増加傾向にあり、令和6年(2024年)10月時点で7,520人となっており、平成28年(2016年)との比較で約1.5倍に増加しています。

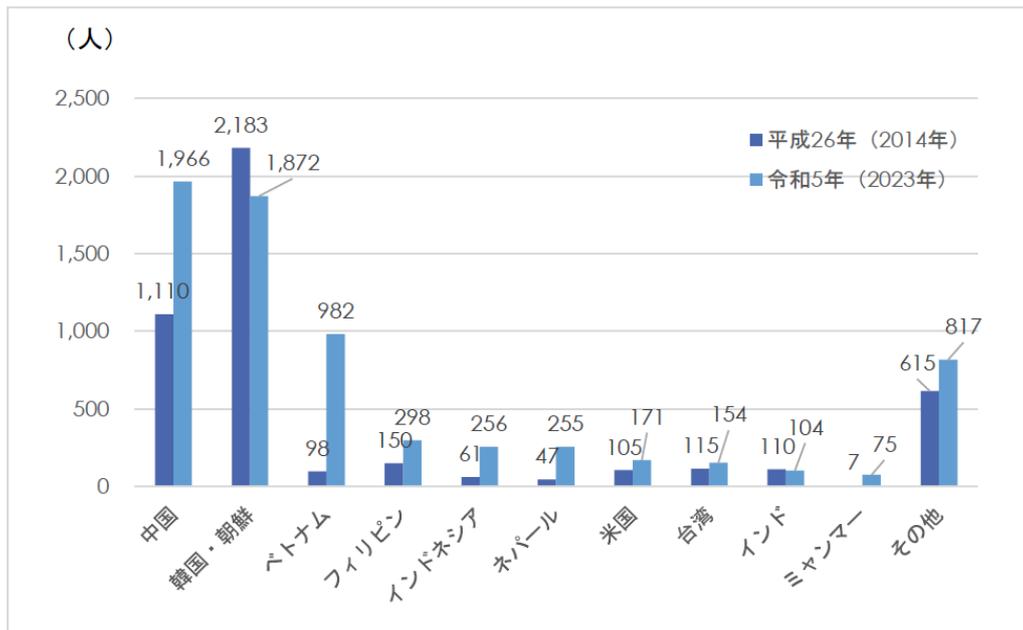
国籍別では、豊中市多文化共生指針(令和6年2月改定版)によると、平成26年時との比較でベトナム籍、中国籍市民が大きく増加しています。

外国人市民数



出所:「豊中市住民基本台帳(各年10月)」

外国人市民の国籍・地域別人数の推移



出所:「豊中市多文化共生指針(令和6年改訂版)」より抜粋

2. 本市の産業の現状

(1) 本市の現状

① 事業所数・従業者数

本市の事業所数は、令和3年度(2021年度)で13,180、従業者数は130,490人となっています。なお、常用雇用者の規模としては「5人未満」の事業所が多く、合わせて全体の約6割、従業者規模が「30人未満」の事業所が全体の9割超を占めています。

従業者数別事業所数・従業者数(豊中市)

従業員規模	平成24年度		平成26年度		平成28年度		令和3年度		令和3年度/平成28年度	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
5人未満	9,499	26,251	9,341	25,328	8,570	22,256	8,757	22,220	102.2%	99.8%
5~9人	1,857	15,332	1,912	15,346	1,973	15,480	1,860	14,490	94.3%	93.6%
10~19人	1,171	17,630	1,251	18,659	1,334	19,430	1,339	19,732	100.4%	101.6%
20~29人	425	10,826	460	11,683	459	11,410	482	12,008	105.0%	105.2%
30~49人	303	11,939	313	12,192	353	13,583	388	15,138	109.9%	111.4%
50~99人	203	14,398	219	15,877	222	15,346	221	15,526	99.5%	101.2%
100人以上	129	27,221	136	31,729	133	29,991	133	31,376	100.0%	104.6%
合計	13,587	123,597	13,632	130,814	13,044	127,496	13,180	130,490	101.0%	102.3%

出所:各年 総務省・経済産業省「経済センサス」(豊中市が独自集計したもの)

② 業種別の構成（事業所数）

市内で最も多い事業所は、「卸売業、小売業」で、両業種合わせて全体の約 20%を占めています。これに加え、日常サービスという点で関連性がある「宿泊業、飲食サービス業」をあわせると、約 30%となります。また、「卸売業、小売業」に次ぐ業種としては「医療、福祉」が 13.4%となっています。

平成 28 年度（2016 年度）との比較では、一定の母数がある業種だと「建設業」、「不動産業、物品賃貸業」にて約 120%と増加しています。

(※) 以下の表では、日本産業分類における大分類で分類するが、本市における主要業種の「卸売業、小売業」（大分類）のみ、詳細に分析するため「卸売業」「小売業」（中分類）として分類する。

平成 28 年度は「公務」の事業所数、従業員数が公表されていないため、公務を除く業種で構成割合を算出している。

業種別事業所数・割合（豊中市）

産業名	年度	平成28年度		令和3年度		令和3年度/ 平成28年度
		事業所数	構成割合	事業所数	構成割合	
卸売業(※)		674	5.2%	718	5.4%	106.5%
小売業(※)		2,126	16.3%	1,896	14.4%	89.2%
農林漁業		11	0.1%	12	0.1%	109.1%
建設業		812	6.2%	958	7.3%	118.0%
製造業		1,252	9.6%	1,182	9.0%	94.4%
電気・ガス・熱供給・水道業		7	0.1%	10	0.1%	142.9%
情報通信業		103	0.8%	127	1.0%	123.3%
運輸業、郵便業		285	2.2%	238	1.8%	83.5%
金融業、保険業		179	1.4%	191	1.4%	106.7%
不動産業、物品賃貸業		1,309	10.0%	1,559	11.8%	119.1%
学術研究、専門・技術サービス業		397	3.0%	546	4.1%	137.5%
宿泊業、飲食サービス業		1,677	12.9%	1,480	11.2%	88.3%
生活関連サービス業、娯楽業		1,226	9.4%	1,125	8.5%	91.8%
教育、学習支援業		622	4.8%	624	4.7%	100.3%
医療、福祉		1,639	12.6%	1,725	13.1%	105.2%
複合サービス事業		51	0.4%	50	0.4%	98.0%
サービス業(他に分類されないもの)		674	5.2%	739	5.6%	109.6%
計		13,044	100.0%	13,180	100.0%	101.0%

出所：総務省・経済産業省「令和 3 年経済センサス」(豊中市が独自集計したもの)

③ 業種別の構成（従業者数）

業種別の従業者数でも、最も多いのは、「医療、福祉」で、次いで「卸売業、小売業」が続きます。「卸売、小売業」、「医療、福祉」で全体の約 4 割を占めます。そのほか、「製造業」で全体に占める割合が 10%を超えています。

平成 28 年度（2016 年度）との比較では、母数が多いものでいうと「建設業」や「不動産業、物品賃貸業」で約 120%と増加となっています。

業種別従業者数・割合(豊中市)

産業名	年度	平成28年度		令和3年度		令和3年度/ 平成28年度
		従業者数	構成割合	従業者数	構成割合	
卸売業(※)		7,147	5.6%	7,166	5.5%	100.3%
小売業(※)		18,852	14.8%	18,085	13.9%	95.9%
農林漁業		54	0.0%	80	0.1%	0.0%
建設業		6,399	5.0%	7,563	5.8%	118.2%
製造業		14,310	11.2%	14,162	10.9%	99.0%
電気・ガス・熱供給・水道業		261	0.2%	120	0.1%	46.0%
情報通信業		1,979	1.6%	2,048	1.6%	103.5%
運輸業, 郵便業		7,967	6.2%	6,763	5.2%	84.9%
金融業, 保険業		3,725	2.9%	3,875	3.0%	104.0%
不動産業, 物品賃貸業		4,687	3.7%	5,619	4.3%	119.9%
学術研究, 専門・技術サービス業		2,941	2.3%	3,200	2.5%	108.8%
宿泊業, 飲食サービス業		12,344	9.7%	11,102	8.5%	89.9%
生活関連サービス業, 娯楽業		5,825	4.6%	5,461	4.2%	93.8%
教育, 学習支援業		9,088	7.1%	10,383	8.0%	114.2%
医療, 福祉		23,645	18.5%	26,442	20.3%	111.8%
複合サービス事業		625	0.5%	615	0.5%	98.4%
サービス業(他に分類されないもの)		7,647	6.0%	7,806	6.0%	102.1%
計		127,496	100.0%	130,490	100.0%	102.3%

出所:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス」(豊中市が独自集計したもの)

④ 業種別事業所数・従業者数

事業所数が最大の業種は「卸売業、小売業」で、従業者数が最大であるのは、「医療、福祉」に次いで「卸売業、小売業」です。

1事業所あたりの従業者が多い業種としては、「運輸業」、「金融業、保険業」などが挙げられます。

業種別事業所数・従業者数(豊中市)

項目	事業所数	従業者						1事業所あたり従業者
		総数	個人業主	無給の 家族従業者	有給役員	常用 雇用者	臨時 雇用者	
全産業	13,180	130,490	4,349	993	9,434	112,952	2,762	9.9
農林漁業	12	80	-	-	21	53	6	6.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	958	7,563	158	37	1,214	5,912	242	7.9
製造業	1,182	14,162	259	48	1,596	12,133	126	12.0
電気・ガス・熱供給・水道業	10	120	1	-	5	113	1	12.0
情報通信業	127	2,048	6	-	144	1,894	4	16.1
運輸業、郵便業	238	6,763	53	6	163	6,385	156	28.4
卸売業、小売業	2,614	25,251	755	250	1,472	22,429	345	9.7
金融業、保険業	191	3,875	6	-	131	3,734	4	20.3
不動産業、物品賃貸業	1,559	5,619	237	65	2,183	3,043	91	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	546	3,200	208	26	435	2,495	36	5.9
宿泊業、飲食サービス業	1,480	11,102	963	289	190	9,222	438	7.5
生活関連サービス業、娯楽業	1,125	5,461	691	132	246	4,248	144	4.9
教育、学習支援業	624	10,383	268	23	145	9,743	204	16.6
医療、福祉	1,725	26,442	657	102	928	24,004	751	15.3
複合サービス事業	50	615	-	-	-	609	6	12.3
サービス業(他に分類されないもの)	739	7,806	87	15	561	6,935	208	208

出所:総務省・経済産業省「令和3年経済センサス」(豊中市が独自集計したもの)

また、豊中市の産業中分類で一番多いのは「飲食店」で、1,305 事業所、全事業所の 9.9% を占めます。以下、「不動産賃貸業・管理業」、「医療業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「その他の小売業」と続きます。

一方、大阪府全体と比較すると、「飲食店」が最も多いことについては、比率を含めて大差がないものの、「不動産賃貸業・管理業」、「医療業」といった上位の業種は大阪府の比率と比べてそれぞれ 2.0 ポイント以上高くなっており、本市の特徴といえます。

業種別事業所数・従業者数(豊中市、大阪府比較)

豊中市産業中分類別比率上位15業種			大阪府産業中分類別比率上位15業種		
産業中分類	事業所数	比率	産業中分類	事業所数	比率
飲食店	1,305	9.9%	飲食店	39,639	10.3%
不動産賃貸業・管理業	1,247	9.5%	不動産賃貸業・管理業	27,865	7.3%
医療業	1,014	7.7%	医療業	21,896	5.7%
洗濯・理容・美容・浴場業	845	6.4%	その他の小売業	19,964	5.2%
社会保険・社会福祉・介護事業	699	5.3%	洗濯・理容・美容・浴場業	19,312	5.0%
その他の小売業	694	5.3%	社会保険・社会福祉・介護事業	15,963	4.2%
飲食料点小売業	578	4.4%	飲食料点小売業	15,655	4.1%
その他の教育、学習支援業	548	4.2%	専門サービス業（他に分類されないもの）	13,717	3.6%
総合工事業	354	2.7%	総合工事業	10,850	2.8%
専門サービス業（他に分類されないもの）	336	2.5%	その他の教育、学習支援業	10,211	2.7%
職別工事業（設備工事業を除く）	322	2.4%	機械器具卸売業	9,490	2.5%
設備工事業	282	2.1%	設備工事業	8,545	2.2%
金属製品製造業	281	2.1%	織物・衣服・身の回り品小売業	8,533	2.2%
機械器具小売業	261	2.0%	その他の卸売業	8,476	2.2%
織物・衣服・身の回り品小売業	246	1.9%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	8,117	2.1%

出所：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス」

(2) 本市の地域経済循環

① 本市の地域経済循環

地域経済循環図は、本市の地域経済循環を「生産（付加価値額）」→「分配（所得）」→「支出」の3面で捉え、所得の流出入を示したものです。

「生産（付加価値額）」（1兆1,548億円）は、市内事業所が生産・販売を行い稼いだ所得です。

「分配（所得）」（1兆5,008億円）は、「生産（付加価値額）」で稼いだ所得（1兆1,548億円）に、市外で働く市民（市外通勤者）の給料等による市外からの所得の流入を加えたものです。

「支出」（1兆5,008億円）は、市民や事業所に分配された所得が、どのように支出されたかを示すものです。市内での消費や投資、仕入れ等に支出した額のほか、市外への消費や投資、仕入れ等で流出した額も含まれています。

このうち、市内での支出（1兆1,548億円）が「生産（付加価値額）」に還流します。

② 本市の特徴

①分配面において、市外からの雇用者所得流入率が高い

雇用者所得流入額は、市外通勤者が持ち帰る雇用者所得と市内で働く市外在住者が持ち出す雇用者所得との差額です。

それぞれの内訳はわかりませんが、市外通勤者が持ち帰る雇用者所得が多い、あるいは市内で働く市外在住者が持ち出す雇用者所得が多くないといったことが推測できます。

②支出面において、民間消費流出率が高い

民間消費流出額は、市民が消費した消費額と、市内で消費された消費額の差額になります。市民の消費が市外に多く流れている、あるいは市外からの消費の取り込みが弱いといったことが推測できます。

③ 地域経済循環図から示される産業振興の方向性

①（生産面）

- ・企業立地のさらなる促進を図るとともに、市内事業者の生産性向上等による事業成長を促すことで、生産額（付加価値額）そのものの伸長を図る

②（分配面）

- ・市内事業者への市民の就労を促進し、市民への分配を増やす

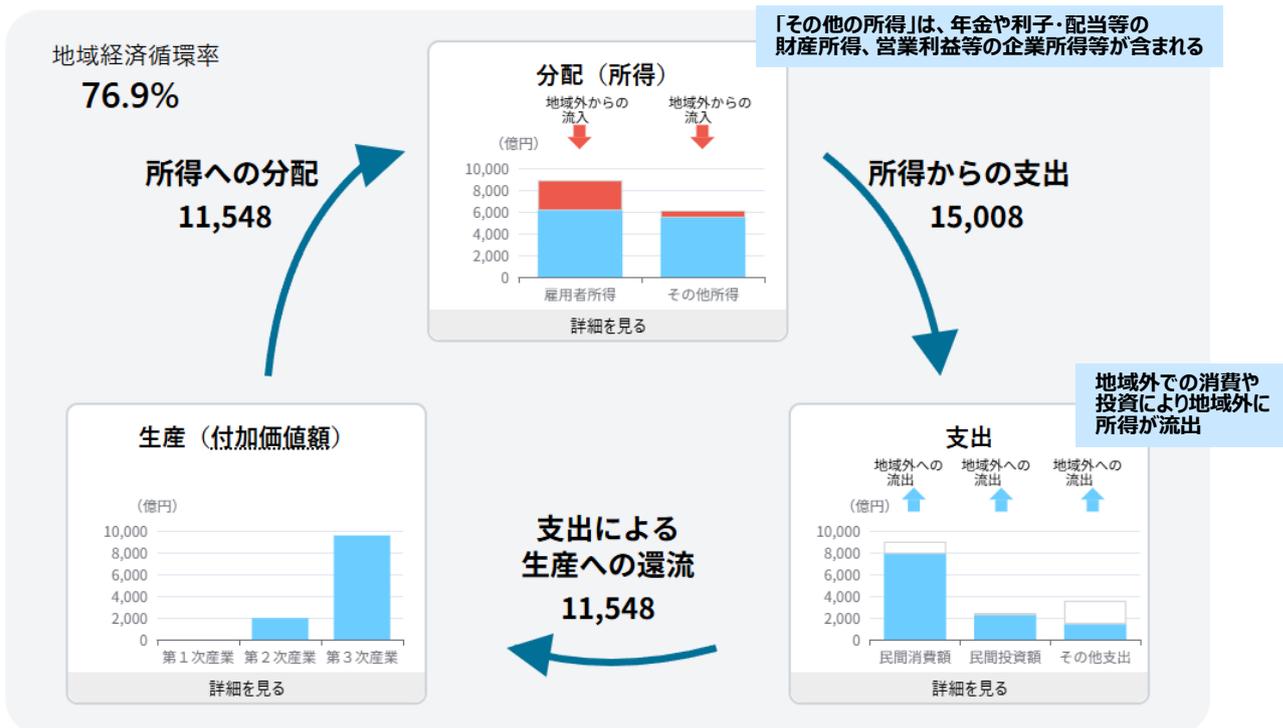
③（支出面）

- ・市外通勤者の雇用者所得を市内消費額につなげる
- ・個店や商業集積地の魅力向上等により、市内消費を増やす
- ・企業立地の促進により、市内投資増につなげる

このような地域経済の好循環と事業者の成長を創出する取組みが重要です。

地域経済循環分析

2018年
指定地域:大阪府豊中市



	付加価値額 (億円)	循環率 (%)	雇用者所得流入額 (億円)	雇用者所得流入率 (%)	市内民間消費額 (億円)	民間消費流出額 (億円)	民間消費流出率 (%)
豊中市	11,548	76.9	2,792	24.2	7,877	1,119	9.7
池田市	3,855	93	347	9.0	2,101	366	9.5
吹田市	12,493	85.5	2,010	16.1	7,997	654	5.2
高槻市	10,182	78.3	2,438	23.9	6,808	942	9.3
茨木市	9,512	88.6	1,489	15.7	5,969	623	6.5
箕面市	3,922	74.2	961	24.5	2,621	275	7.0
摂津市	4,349	116	12	0.3	2,003	401	9.2
尼崎市	18,859	100.6	253	1.3	10,637	414	2.2
西宮市	13,527	73.1	3,687	27.3	10,648	637	4.7

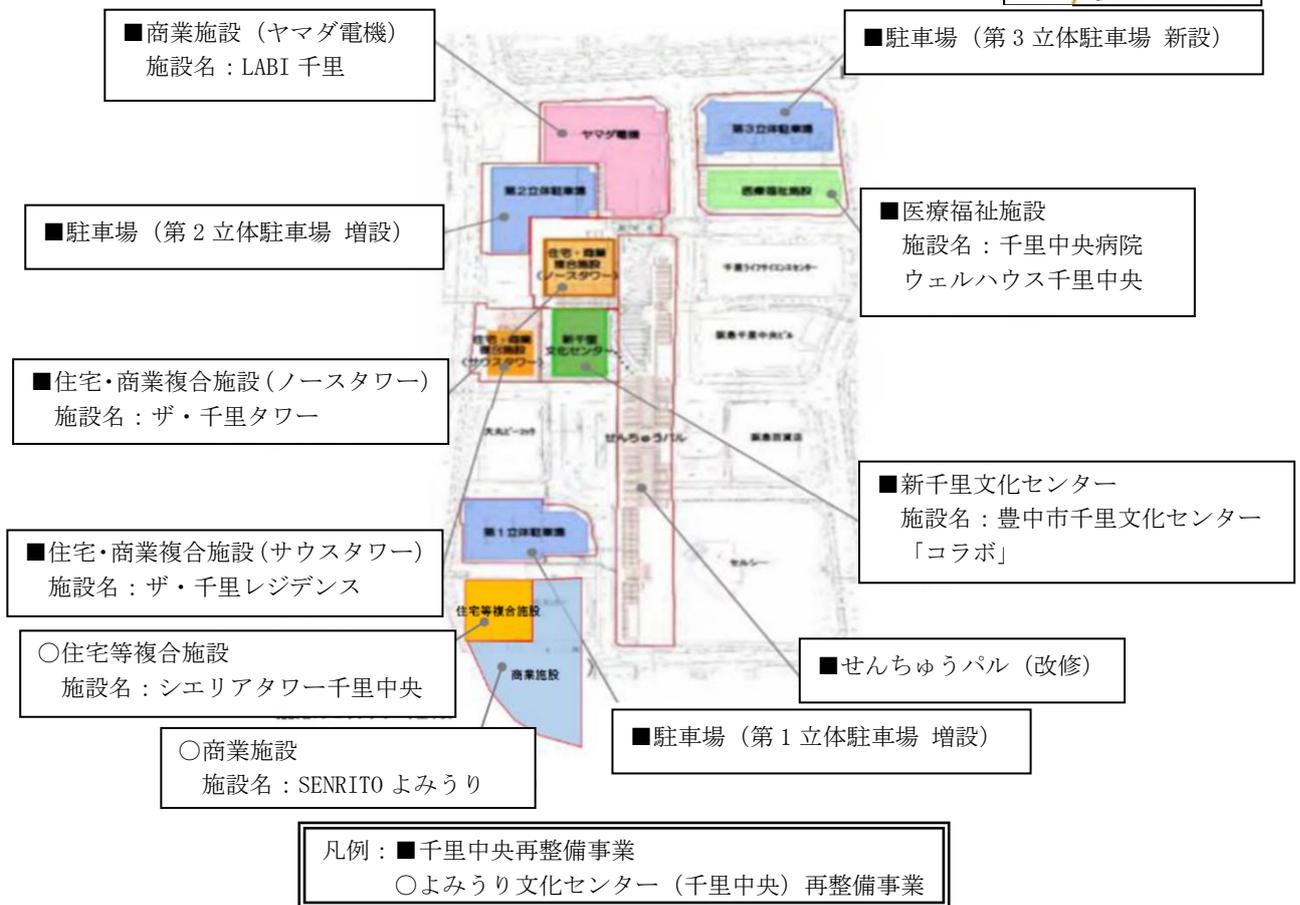
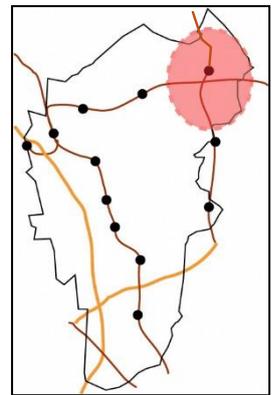
出所:総務省「RESAS 地域経済分析システムデータ」

3. エリアごとの特性

(1) 千里エリア

(再整備、新規投資が進行)

昭和 45 年（1970 年）の千里中央地区オープンから年月が過ぎ、同地区内の商業環境は、周辺都市での大規模商業施設の立地や社会情勢の変化を受けて、厳しいものとなっています。1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて、年間小売販売額が大きく落ち込み、それ以降も減少傾向がみられました。しかし、平成 17 年度（2005 年度）「千里中央地区再整備事業コンペ」や平成 26 年度（2014 年度）「よみうり文化センター（千里中央）再整備事業」に伴い、新たな大型商業施設の進出や駐車場の更新、住宅や医療・福祉施設等、新たな都市機能が導入されました。

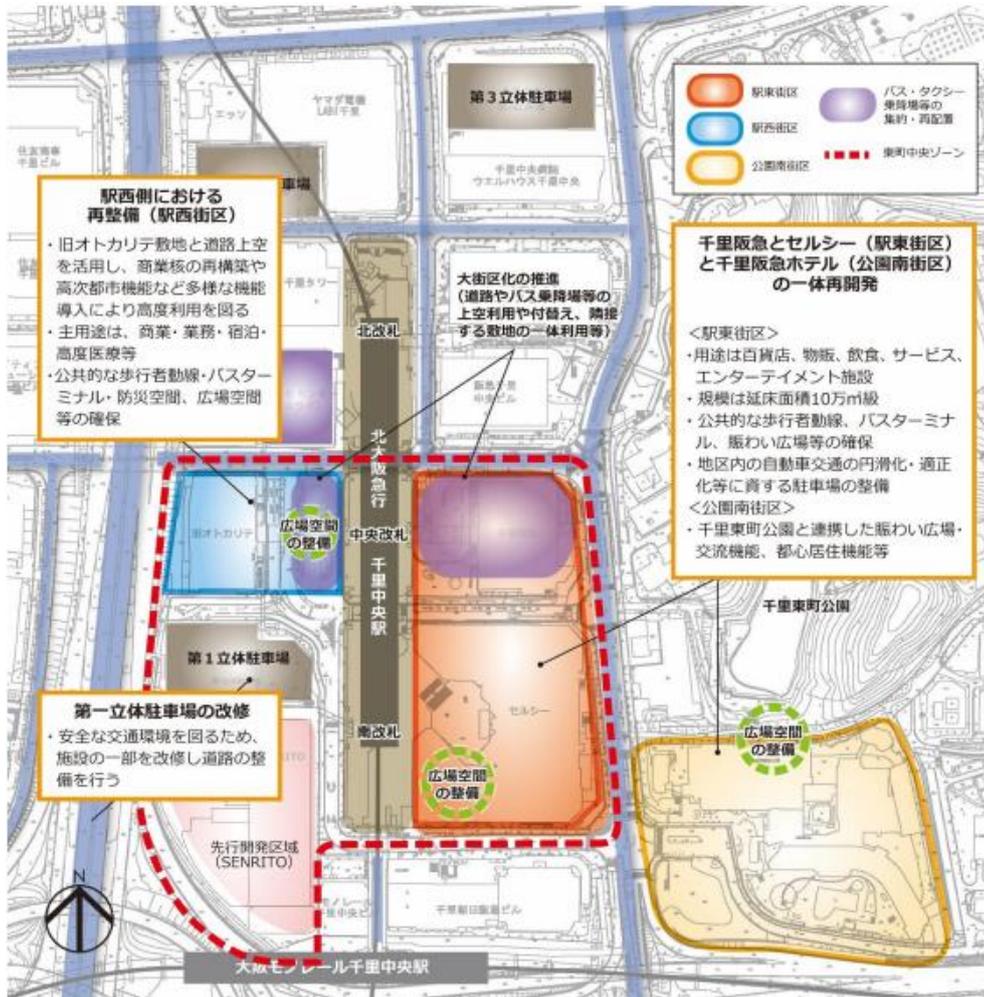


平成 29 年（2017 年）4 月には商業施設「SENRITO よみうり」が全面開業しました。平成 31 年（2019 年）2 月末には住宅施設「シェアタワー千里中央」が竣工し、新たな街区「SENRITO」が完成しています。

その後も、千里中央駅周辺に立地する地権者、大阪府、豊中市で構成する「千里中央地区活性化協議会」を中心に、公民連携によるまちづくりが進められています。特に、平成 31 年（2019 年）に策定した「千里中央地区活性化基本計画」が、当地区を取り巻く状況の変化に対応した内容とするため、令和 6 年（2024 年）に改定され、商業等の充実に加えて、環境に配慮した持続可能な都市づくりやデジタル技術を活用した利便性向上などの新方針が掲げられました。

また、令和6年（2024年）には北大阪急行線が延伸されたことで、新たな交通機能が増えて利便性が向上しました。今後も新規投資や機能更新を通じて、千里中央地区が北摂地域の中心拠点としての役割を維持・強化していくことが期待されます。

図 千里中央地区再整備計画 施設配置計画



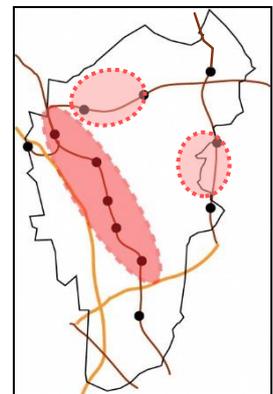
出所：「千里中央地区活性化基本計画(改定版)」

(2) 鉄道沿線エリア

(駅前)の商業・業務機能が集積

大阪国際空港が立地する「蛍池」、公共施設が集積する「豊中・岡町」、文化・スポーツ施設が立地する「曽根・服部天神」、商業・業務の中心である「庄内」、病院や医療系施設が立地する「柴原阪大前・少路」、服部緑地へのアクセスとなる「緑地公園」と、それぞれ特徴ある駅前の様相を呈しています。

商業業務系の市街地についても、阪急宝塚線沿線の豊中駅・庄内駅をはじめとする鉄道駅周辺などに集積していますが、近年は千里中央駅周辺に比べて減少傾向です。



一方で、令和6年（2024年）に北大阪急行線が延伸し、「箕面萱野」まで御堂筋線系統の直通運転が開始されたことにより、沿線アクセス性が大きく向上しました。これに伴い、前述の「千里中央地区活性化基本計画(改定版)」に基づき、千里中央周辺の新たな商業・業務機能の誘導や、交通利便性の高まりによる企業立地の促進に取り組みます。

ただし、近年増加傾向にある「教育、学習支援」「医療、福祉」等に関連する事業所については、宝塚線沿線の駅周辺を中心に立地が進んでいます。

蛍池駅周辺には、とよなか起業・チャレンジセンターの卒業企業などを核として形成された事業所の集積があります。

(3) 空港周辺エリア

(全国各地を結ぶ空の拠点を市内の産業振興につなげる)

大阪国際空港は、都心や新大阪駅に近い利便性の高さから、平成6年(1994年)の関西国際空港開港後も国内の基幹空港として利用者が伸び、令和7年(2025年)10月現在、夏季や年末年始の臨時便と合わせて全国35空港に直行便が就航し、豊中市と日本全国各地とを直接結んでいます。また、内陸型空港であるため、災害リスクの観点からも、関西国際空港の代替空港としての大阪国際空港に求められる役割・価値は再認識されています。

平成28年(2016年)の民営化後、空港ターミナルビルのリニューアル工事が進められ、令和2年(2020年)8月にグランドオープンを完了し、空港としての機能と魅力の向上が図られました。空港の商業施設については、飛行機の乗降客に限らず利用者を集めることも志向されています。

今後、令和7年(2025年)の大阪・関西万博を経て、IR事業の実施や更なるインバウンド回復などにより国内の移動が活発になることによる航空需要の回復が期待されます。

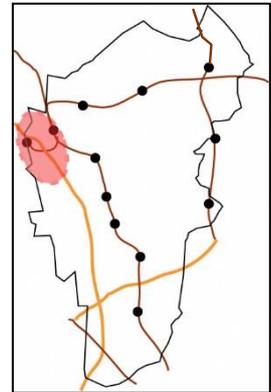
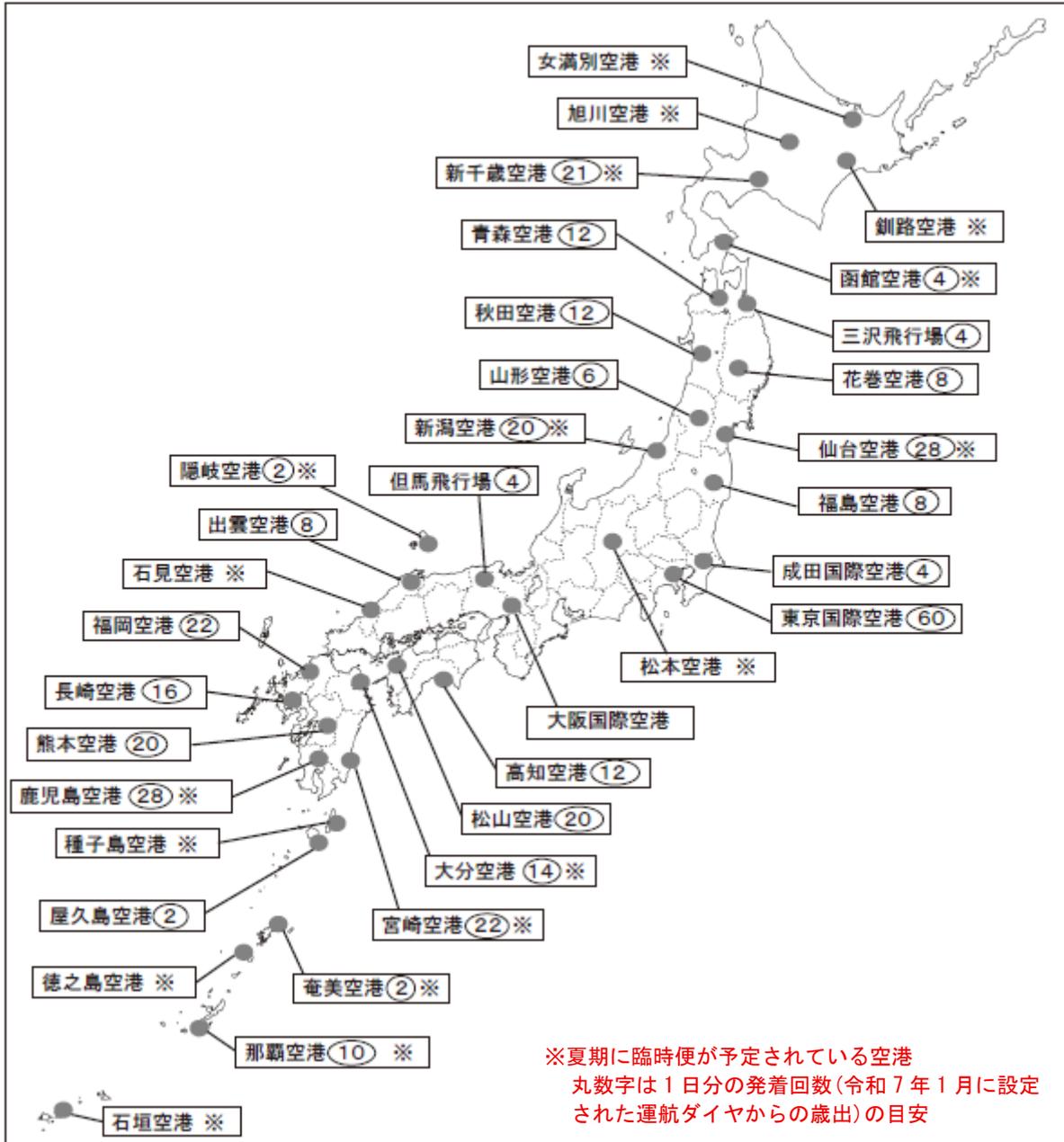


図 飛行機でつながっている全国の都市

令和7年5月現在



出所:「大阪国際空港に関する取組み」

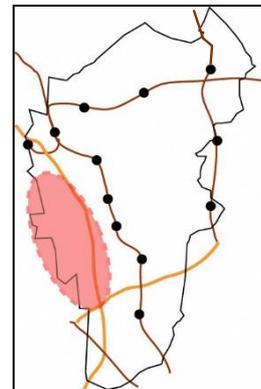
(4) 西部エリア

(古くから製造業が集積)

昭和14年(1939年)に大阪第二飛行場が開場し、後に拡張が進み大阪国際空港となり、その周辺に事業所が集積することとなりました。

戦後は1960年代に名神高速道路や阪神高速道路が開通し、アクセスが向上したことにより、運輸業や中小の製造業などの事業所の集積が進みました。

現在、西部地域は準工業地域に指定されていますが、特に事業所が集積し住宅立地が進んでいない地域で、今後も事業所の集積を図り、住工混在の進行を防止することで、安定した操業環境の維持・形成を図る地域を「産業誘導区域」として設定し、事業所の立地に対する支援策を実施しています。



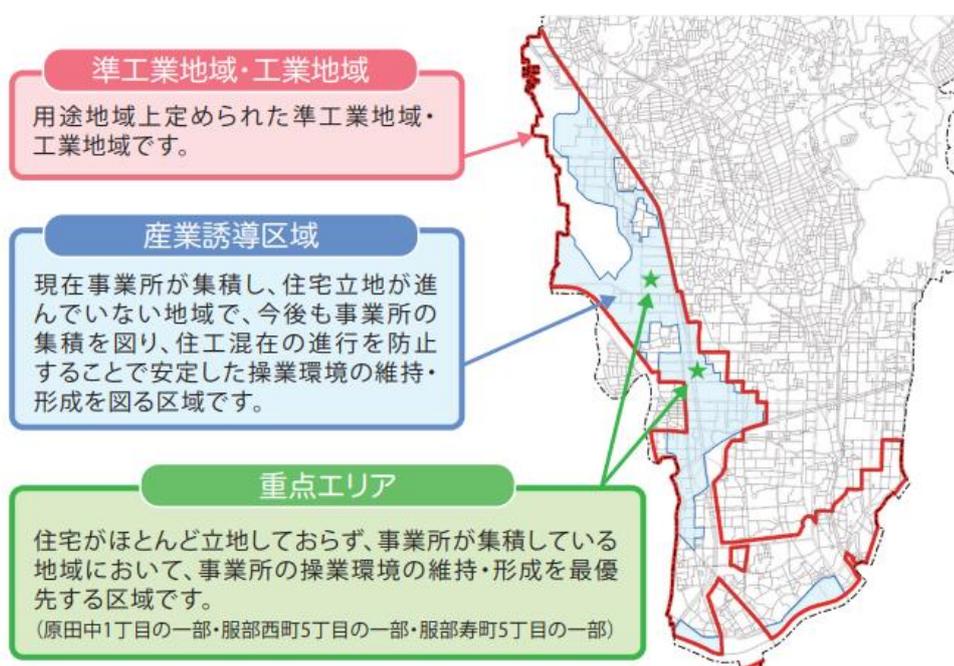
(現在も立地ニーズが高い)

令和3年経済センサスによると、市全体の事業所数は「卸売業・小売業」が最も多く、「製造業」は5番目となっています。これに対し、西部・南部を中心とする準工業地域・工業地域の業種別事業所数では、「製造業」が最も多く、同地域内の事業所の4割以上となっています。従業員に関しても、市全体では「卸売業・小売業」が最も多く、「製造業」は3番目ですが、準工業地域・工業地域では「製造業」が最も多く同地域内の従業員の約4割となっています。

また、事業所の安定した操業環境の維持・形成を目的に、平成30年(2018年)には「豊中市企業立地促進計画」を策定し、大阪市内へのアクセスの良さなど市の持つポテンシャルを生かした企業立地施策を展開しています。

令和4年(2022年)には、産業誘導区域にて企業立地促進計画に基づく施策して、操業環境の維持・形成を最優先し、事業所の集積を誘導すべきエリアとして重点エリアを指定しました。

産業誘導区域のエリア図



出所:「豊中市企業立地のご案内」

(5) 南部（庄内）エリア

(南部地域活性化構想、庄内コラボセンター「ショコラ」等による事業環境の向上)

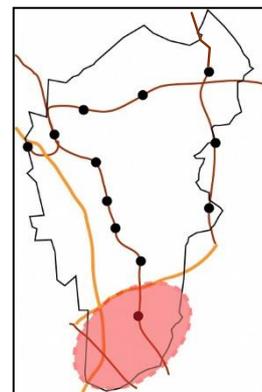
市内南部地域は、庄内駅を中心に商店街や豊南市場など界隈性をもった商業・業務系の事業所が集積し、活気あるまちとして知られていますが、人口減少・少子高齢化の進行、生活・学習課題を抱える子どもへの支援や公共施設の老朽化対策など新たな課題にも直面しています。

こうした課題を整理し、各種施策を一体的に推し進めるため、令和2年（2020年）には「豊中市南部地域活性化基本計画」を策定し、**取組みが進められてきました。**

教育環境の整備として、小学校6校と中学校3校の再編により、令和5年（2023年）4月に義務教育学校「庄内さくら学園」が開校し、地域の新たな学びの拠点として機能し始めています。さらに、令和8年（2026年）には2校目となる庄内よつば学園の開校が予定されています。

また、老朽化した公共施設を再編し、複合的な市民サービス拠点となる**庄内コラボセンター「ショコラ」が令和5年（2023年）2月に開設され、地域交流と多世代の活動を支える新たな拠点となっています。**

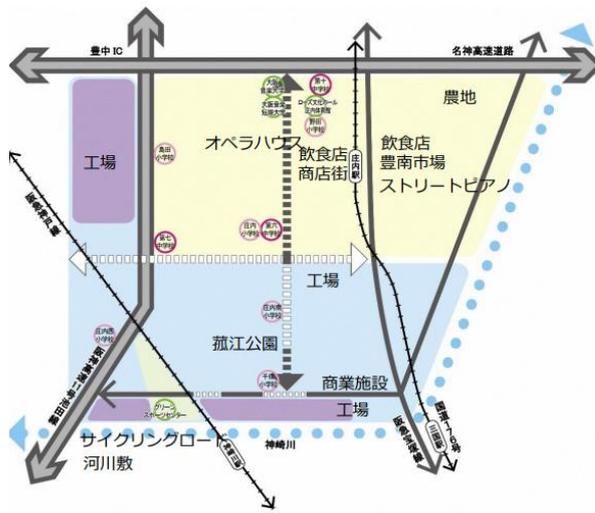
そのほか、「SDGs 未来都市計画」では南部地域を特に注力する先導的取組みとして位置づけており、職住近接の環境を生かし、市民・事業者それぞれが地域で支えあい課題解決を図る環境づくりや、地域課題解決につながる起業支援による地域経済の活性化などに取り組むことにしています。**現在は第二期計画により、地域の将来像を改めて共有しながら、公民連携による着実な取組みが展開されています。**



(新規投資、活性化のチャンス)

南部地域は、神崎川や名神口周辺の製造業、庄内駅周辺を中心とした小売業など事業所の集積度も高く、産業としてのポテンシャルも高くなっています。穂積菰江線に続き、今後、三国塚口線の整備により、南部地域を東西・南北に繋げる地域内連携軸が整えられ、地域の拠点・核を結び、新大阪など周辺部からも人を呼び込むネットワーク強化につながることから、さらなる新規投資が期待されています。

小中学校の再編に伴う跡地の利活用について、**令和7年度（2025年度）に改定した「南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」に基づき、南部地域の将来像を支える持続可能な跡地利用の実現に向けて、公民連携による検討と整備を段階的に進めています。特に旧島田小学校については、地域活性化に資する産業振興施設を設置することとしており、民間企業の創業地としての活用が期待されます。**



音楽	大阪音楽大学や、交通インフラによる音、演奏する人やまちの音など多彩な音にあふれている。
ものづくり	産業誘導区域があり、ものづくりに携わる方が多く暮らしている。住宅エリアにもDIYでものづくりをしている兆しが見える。
スポーツ	神崎川河川敷のサイクリングロードや、グリーンスポーツ、グラウンドなどのスポーツ施設がある。
食	豊南市場や飲食店街があり、昔から農業が盛んで現在も生産緑地が多く残っているエリアもある。

その要素を分類していくと、大きく「スポーツ」、「ものづくり」、「音楽」、「食」という4つの要素に分類することができる。

出所:「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画(令和7年改定)」

さらに、「ICT フィールド」として南部地域全体の防犯や防災、医療・福祉といった生活面での安全・安心をICT技術の活用により高めるとともに、歴史ある産業と新しい技術産業の操業環境を整え、産業のまちとしての価値を高めます。

以上のように、近年においては当該地域における新規投資の可能性が高まっており、地域活性化の好機を迎えています。

<事例> ICT を活用した見守りサービス「OTTADE! (おったで!)」

地域の皆さんによる見守り活動を補完し、地域の見守り力を高め、小学生児童が安心・安全に地域で過ごせる環境整備を図るため、令和2年(2020年)より段階的に導入。令和3年(2021年)10月をもって市内小学校区すべてに導入が完了しました。

(事業者間のつながりが強い)

南部地域は、昭和15年(1940年)に豊能郡庄内町で結成された地元事業者による「八興会」(17社加盟)を中心に、事業者間のネットワークが構築されています。

同会は、相互の助け合いと切磋琢磨を通して地域の産業振興に取り組み、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災では、豊中商工会議所と一体となって復興を支援し、公的資金の相談窓口を開設するなど被災者救済にも取り組まれています。

第3章 市内産業の現況調査（事業者アンケート）

本市産業の現況を把握するために、産業統計だけでなく事業者アンケートによる現況調査を行いました。以下にその結果を示します。

豊中市産業に関する事業者アンケート集計結果（N=291）

(1) 社会経済環境の変化による企業の負担増

経営への影響として「原材料価格の高騰」や「人件費の高騰」、「エネルギー価格の高騰」など操業コストの負担増を懸念する声が多くなっています。中小企業が多い本市においては喫緊の課題と言えます。こうした社会経済環境による逆風への対応として、価格転嫁や取引適正化促進などによる「地域の稼ぐ力」強化に向けた支援が必要です。

(2) 業種により人材不足だが全体として雇用には前向き

雇用人員に関して、「充足しており、今後も問題ない見込み」が最多の回答数である一方で、「今は充足しているが、今後不足する見込み」といった回答も多くみられました。そのうち、77.4%の事業者が人手不足解消に向けて「すでに取り組んでいる」、または「今後取り組む見込みである」と回答しており雇用には前向きな傾向がうかがえます。

業種別では建設業、医療・福祉といった分野で「既に不足しており、充足する見込みなし」の回答が多くみられました。

(3) 設備投資への意欲は横ばい

設備投資の予定に関して、「ある」または「行うかどうか検討している」は32.3%と、令和3年（2021年）に実施した調査とほぼ同様の割合です。設備投資の内容に関しては、「設備の代替」、「省力化・人手不足への対応」、「新事業・新製品・新サービスへの対応」が多くみられ、積極的な投資内容となっています。行政に求める支援策でも「設備投資への支援」は多くの回答がみられました。

(4) ICT 導入・活用は進みつつも課題が多い

ICT の導入に関してツールによっては「必要と思わない」が多数を占める設問もあるものの、いくつかの設問では「導入済」が最も多い回答となり、一定導入が進んでいることがうかがえます。一方で、導入・活用にあたっての課題では「自宅など職場以外では仕事にならない」の回答が最も多いなど、業種や内容により必要性を感じていない事業者も多いようです。また、導入・活用の課題として「知識・ノウハウを持つ社内人材」、「情報漏洩・セキュリティが心配」といった回答が多く、行政支援を行うことで導入が一気に進む可能性も感じられる結果となりました。

(5) BCP の検討が進む

BCP の策定については、既に策定している事業所は16.5%と令和3年（2021年）のアンケート結果より増加し、「策定していないが1年以内に策定したい」とする事業所と合わせると30.2%の事業者が策定に向けて何らかの対応を検討している状況です。

■調査の概要

実施時期：令和7年（2025年）7月上旬～7月末日

実施方法：郵送による送付・回収

調査対象：豊中市内の全事業者から業種ごとに無作為抽出

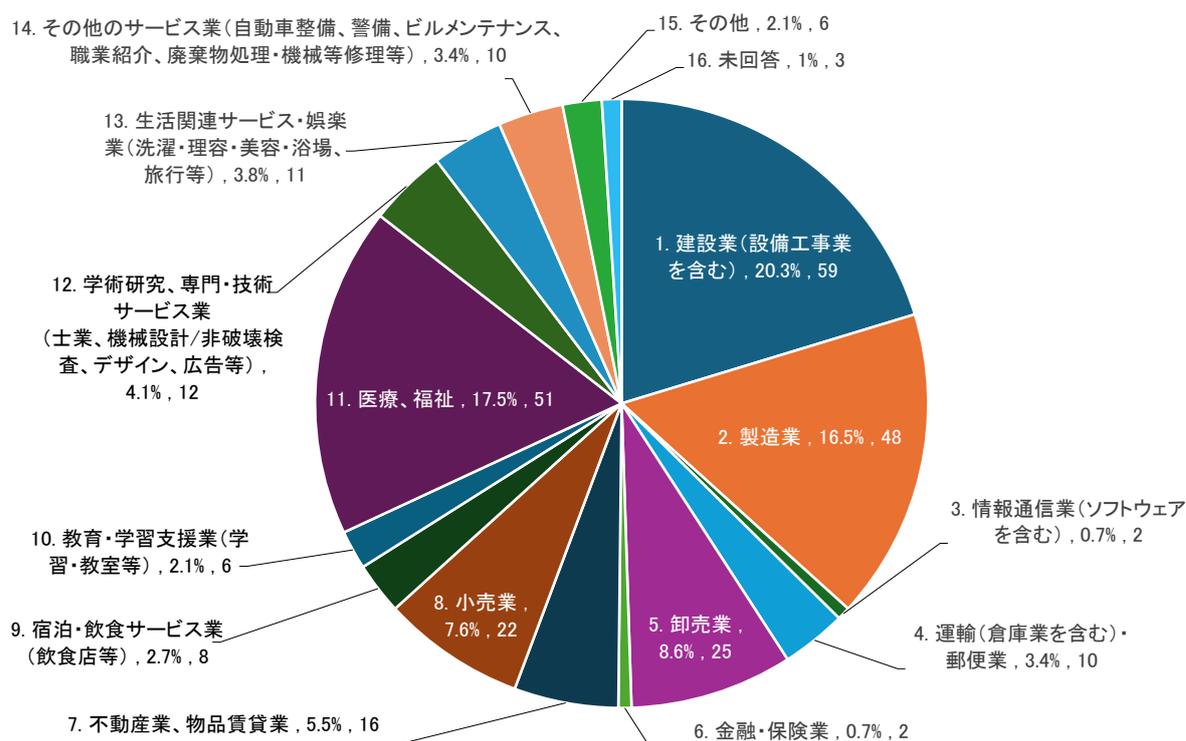
発送件数：1,500件

未着件数：44件

有効発送件数：1,456件

回収件数：291件（回収率20.0%）

■業種



■設問項目について

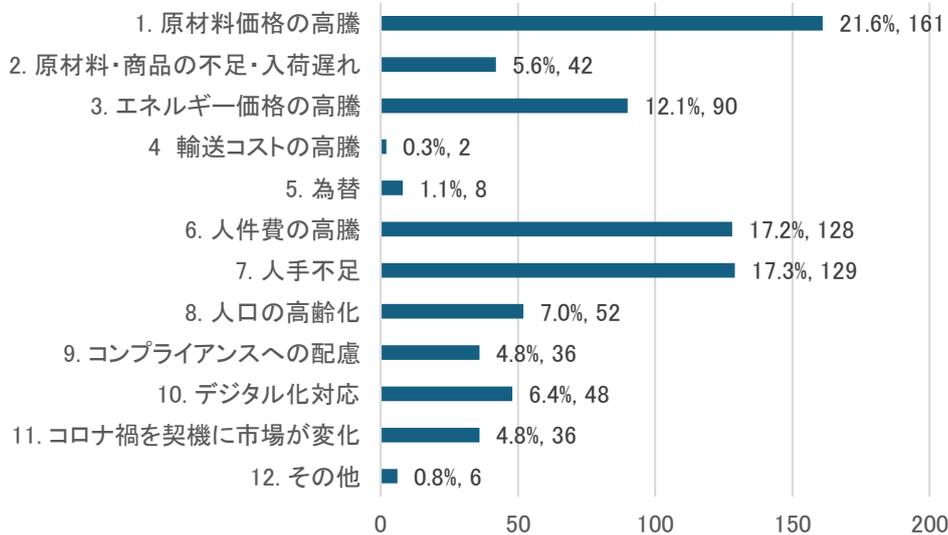
1. 事業者の概要
2. 社会経済環境の事業への影響について
3. 雇用状況について
4. 立地環境、敷地の状況について
5. 設備投資について
6. ICTの導入について
7. 経営の方針について
8. 行政の施策について

以下に、顕著に傾向が表れた代表的な設問項目について記載します。

(1) 社会経済環境の変化による企業の負担増

・現在の社会経済環境の動向で、経営への影響が大きなものは何ですか？（当てはまるもの全て）

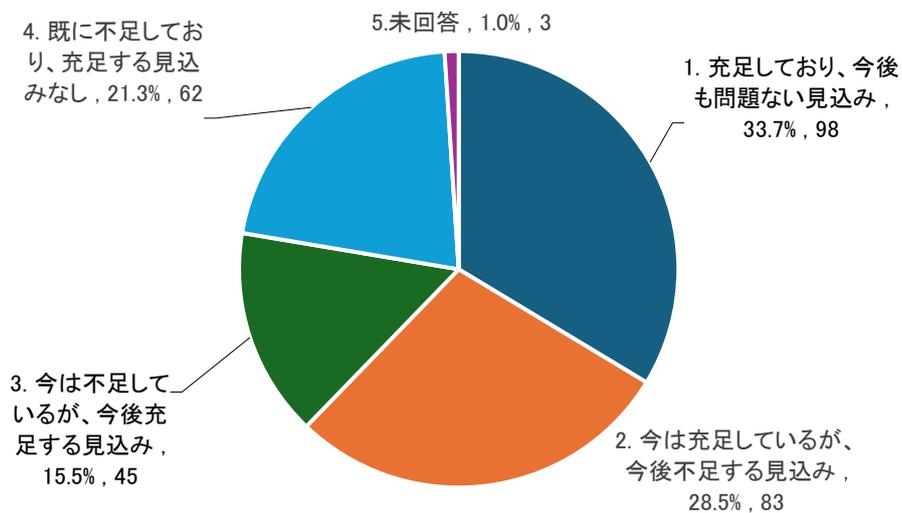
【回答数 N=754】



・現在の社会経済環境の動向で、経営への影響が大きなものについて、「1. 原材料価格の高騰」が161件となっており、次いで「7. 人手不足」が129件、「6. 人件費の高騰」が128件となっている。

(2) 業種により人材不足だが全体として雇用には前向き

・現在の雇用人員数の状況についてお教えてください。（いずれか1つ）

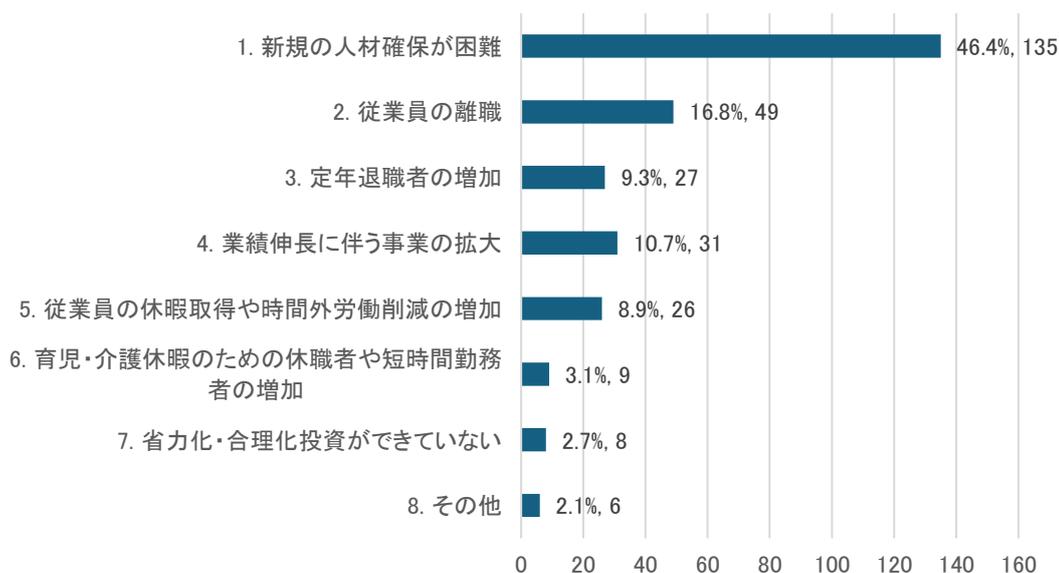


・現在の雇用人員数の状況については、「1. 充足しており、今後も問題ない見込み」が98件で最も多く、次いで「2. 今は充足しているが、今後不足する見込み」が83件、「4. 既に不足しており、充足する見込みなし」が62件、「3. 今は不足しているが、今後充足する見込み」が45件となっている。

(前項の雇用状況に関する設問で「2」「3」「4」と回答した事業者が対象)

・人手不足の要因をお教えてください。(当てはまるもの全て)

【対象者数 N=190、回答数 N=291】

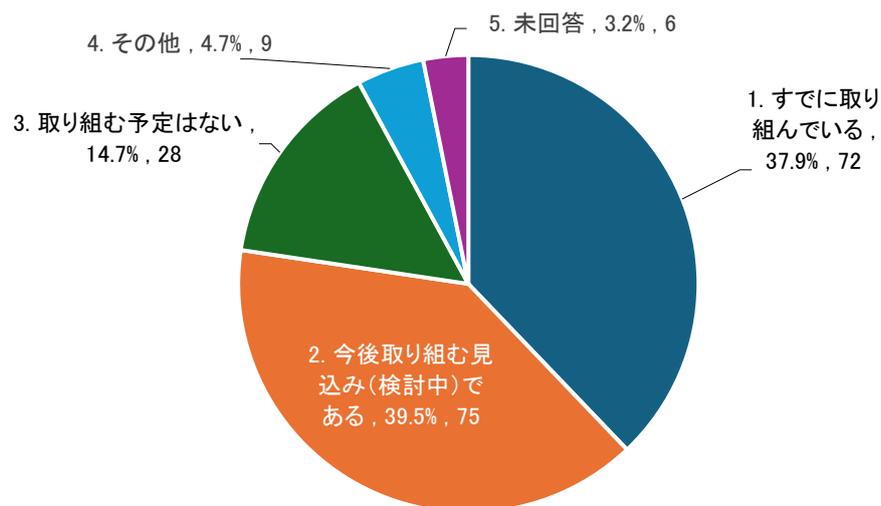


・人手不足の要因として「1. 新規の人材確保が困難」が 135 件と最も多く、次いで「2. 従業員の離職」が 49 件、「4. 業績伸長に伴う事業の拡大」が 31 件、「3. 定年退職者の増加」が 27 件となっている。

(前項の雇用状況に関する設問で「2」「3」「4」と回答した事業者が対象)

・人手不足解消に向けた取り組みを行う意向はありますか。(いずれか1つ)

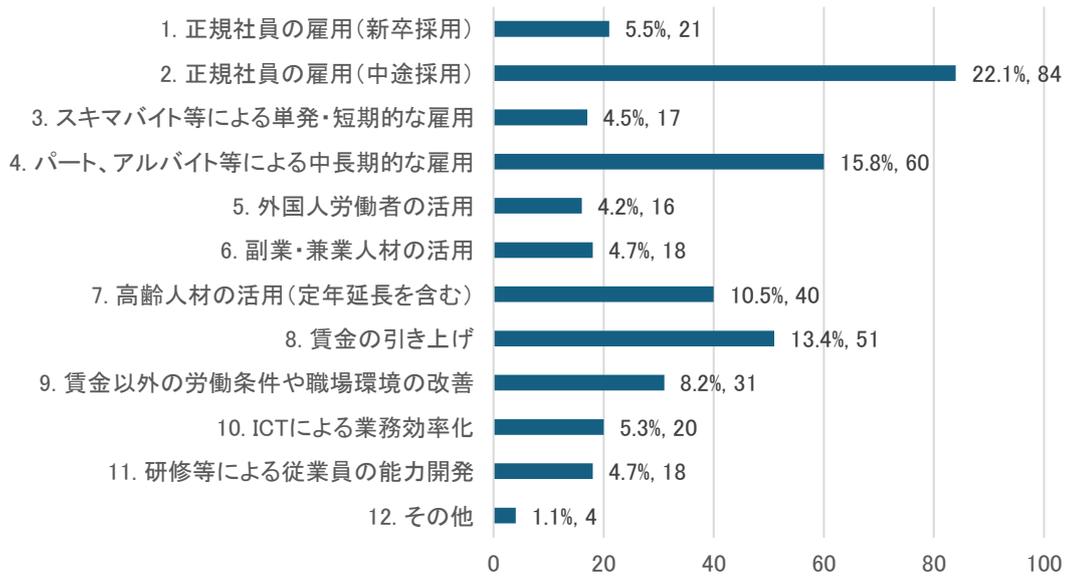
【対象者数 N=190】



・人手不足解消に向けた取り組みを行う意向について、「2. 今後取り組む見込み(検討中)」が 75 件、次いで「1. すでに取り組んでいる」が 72 件、「3. 取り組む予定はない」が 28 件となっている。

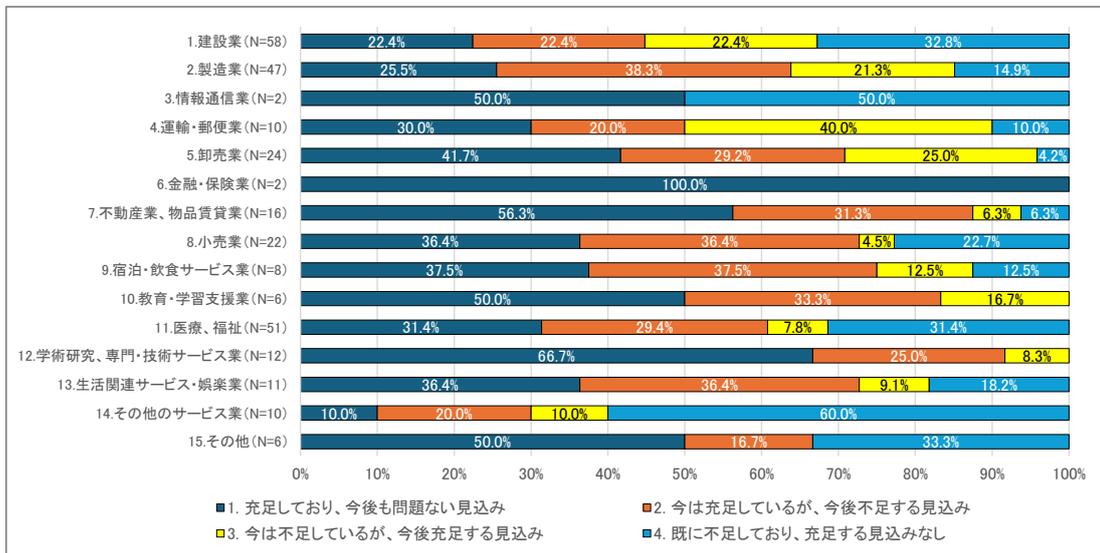
(前項の人手不足解消に関する設問で「1」「2」と回答した事業者が対象)

- ・ 人手不足解消に向けて現在行っている取り組み、今後検討している取り組みをお教えください。(当てはまるもの全て) 【対象者数 N=147、回答数 N=380】



・ 人手不足解消に向けて現在行っている取り組み、今後検討している取り組みについては、「2. 正規社員の雇用 (中途採用)」が 84 件、次いで「4. パート、アルバイト等による中長期的な雇用」が 60 件、「8. 賃金の引き上げ」が 51 件となっている。

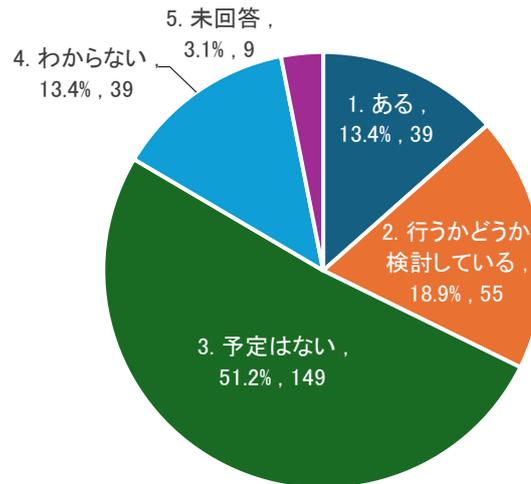
【業種×現在の雇用状況】



・ 多くの業種で「2. 今は充足しているが、今後不足する見込み」が 3 割以上となっており、特に建設業と医療、福祉、その他サービス業では 3 割以上が「4. 既に不足しており、充足する見込みなし」となっている。

(3) 設備投資への意欲は横ばい

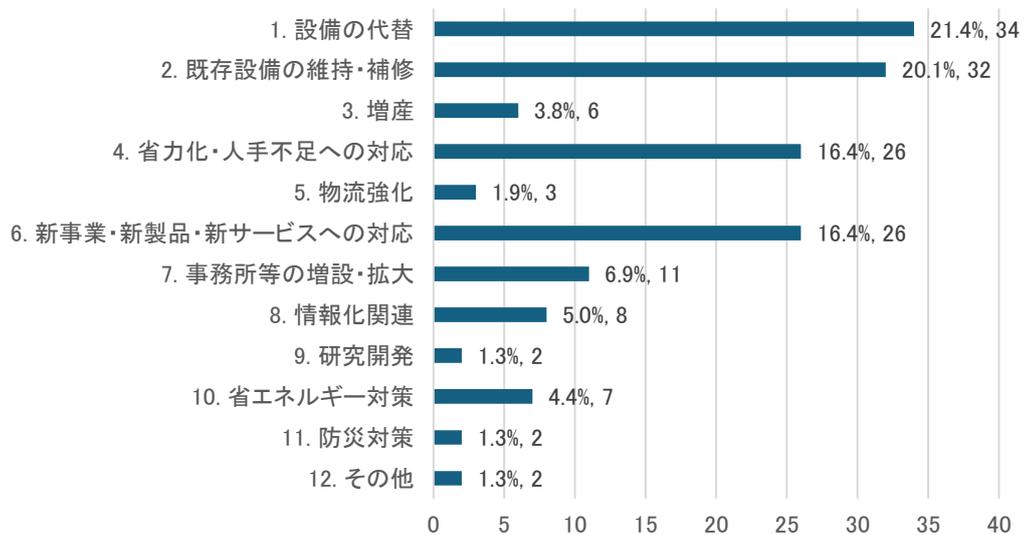
・今後1年以内に設備投資を行う予定はありますか？（いずれか1つ）



・今後1年以内に設備投資を行う予定について、「3. 予定はない」が149件、「2. 行うかどうか検討している」が55件、「1. ある」、「4. わからない」がそれぞれ39件となっている。

（上記設備投資への意欲に関する設問で「1」「2」と回答した事業者が対象）

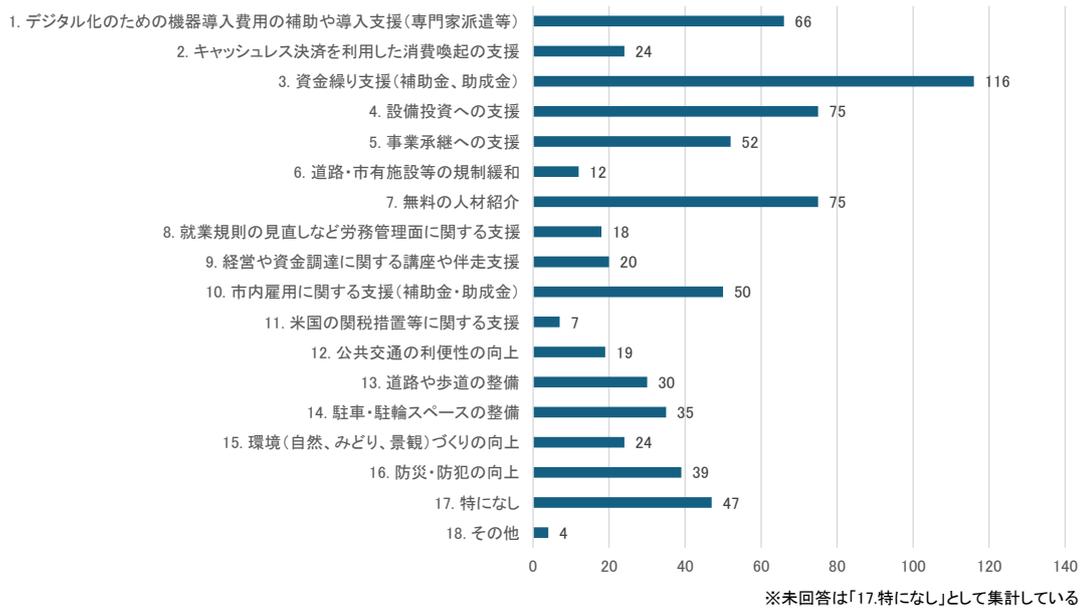
・設備投資の目的は何ですか？（当てはまるもの全て）【対象者数N=94、回答数N=159】



・設備投資の目的について、「1. 設備の代替」が34件、次いで「2. 既存設備の維持・補修」が32件、「4. 省力化・人手不足への対応」、「6. 新事業・新製品・新サービスへの対応」がそれぞれ26件となっている。

・行政にどのような支援策があると良いと思いますか？（当てはまるもの全て）

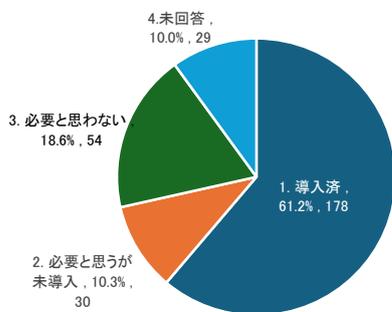
【回答数 N=713】



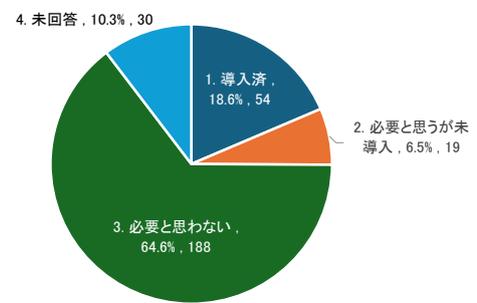
・行政にどのような支援策があると良いと思うかについて、「3. 資金繰り支援 (補助金、助成金)」が 116 件、次いで「4. 設備投資への支援」、「7. 無料の人材紹介」がそれぞれ 75 件となっている。

(4) ICT 導入・活用は進みつつも課題が多い

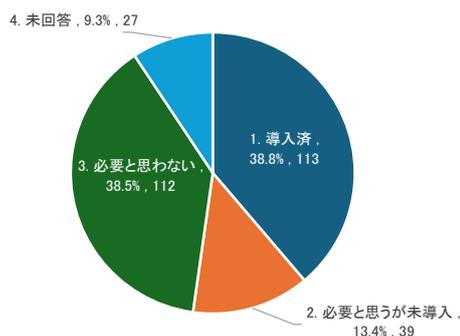
・従業員への PC や Wi-Fi 等の機器支援



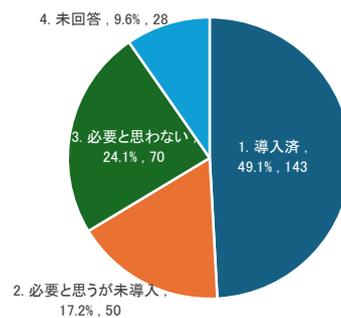
・在宅勤務 (テレワーク)



・オンラインでの商談や会議・研修

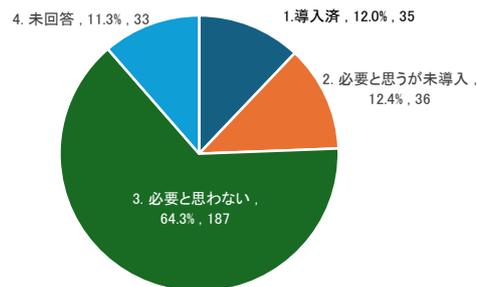
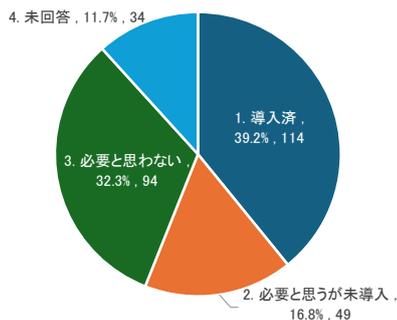


・会計・給与・生産管理等のシステム



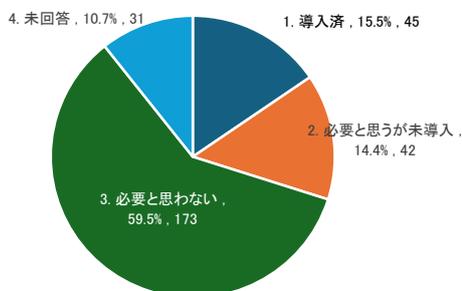
・情報共有システム（ファイルサーバ構築等）

・EC サイト等のオンラインでの販売



・オンラインでの商談や会議・研修（現状）について、「1. 導入済」が 133 件、「3. 必要と思わない」が 112 件、「2. 必要と思うが未導入」が 39 件となっている。

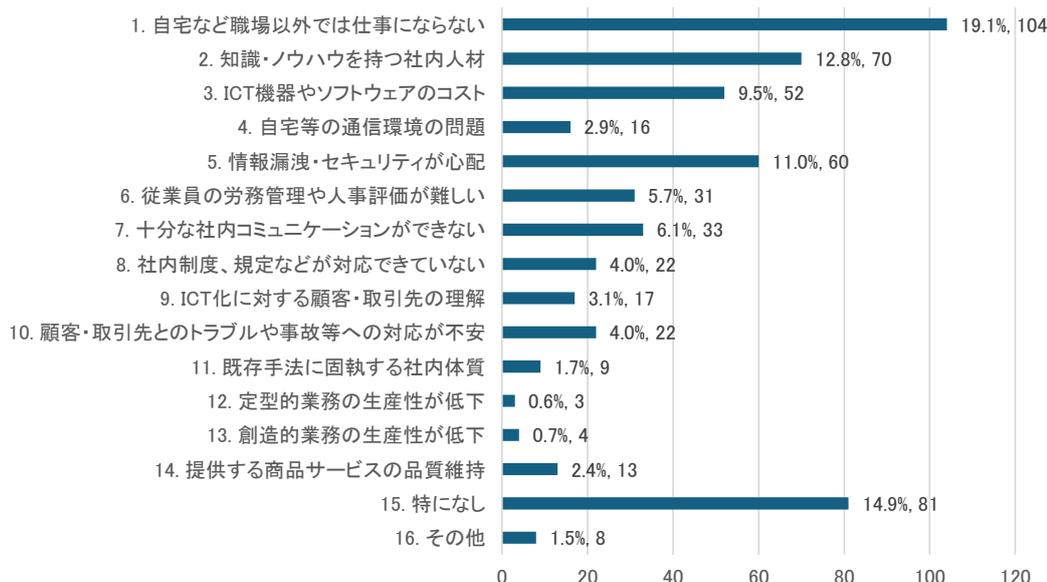
・機器等の遠隔操作によるサービス



・従業員への PC や Wi-Fi 等の機器支援、オンラインでの商談や会議・研修、会計・給与・生産管理等のシステム、情報共有システムなどは「1. 導入済」も多い。
 ・在宅勤務（テレワーク）、EC サイト等のオンラインでの販売、機器等の遠隔操作によるサービスといった項目は、業種を選ぶこともあつてか、「3. 必要と思わない」が多い。

・ICT 導入・活用にあたり課題となっていることは何ですか？（当てはまるもの全て）

【回答数 N=545】

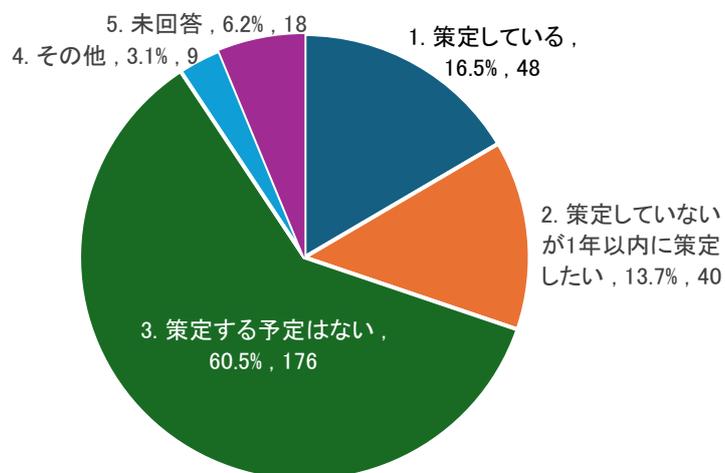


※未回答は「15.特になし」として集計している

・ICT 導入・活用にあたり課題となっていることについて、「1. 自宅など職場以外では仕事にならない」が 104 件、次いで「2. 知識・ノウハウを持つ社内人材」が 70 件、「5. 情報漏洩・セキュリティが心配」が 60 件となっている。

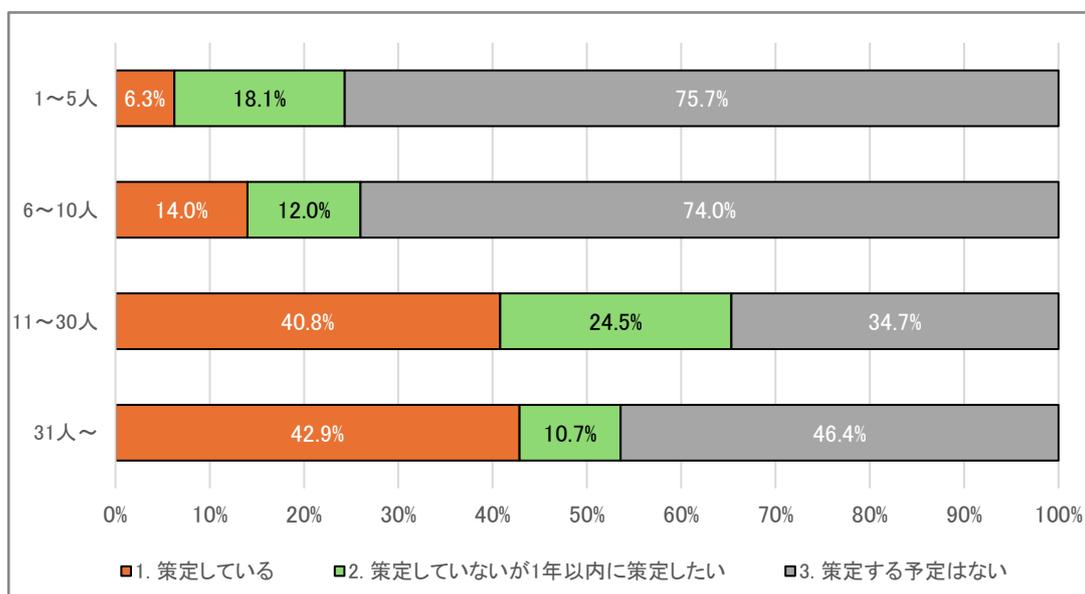
(5) BCP の検討が進む

- ・BCP（事業継続計画。簡易版を含む）を策定していますか？（いずれか1つ）



・BCP（事業継続計画。簡易版を含む）策定状況について、「3. 策定する予定はない」が176件、次いで「1. 策定している」が48件、「2. 策定していないが1年以内に策定したい」が40件となっている。

【従業員数×BCP 策定意向】



・1~5人、6~10人といった小規模な事業者は「3. 策定する予定はない」が7割を超えている。
・11~30人、31人以上の事業所では「1. 策定している」が4割を超えている。

第4章 これから求められる産業施策の視点

平成2年（1990年）に策定した旧ビジョンは、まちづくりと産業振興を一体的に進め、住宅都市と両立しうる産業の振興を図ってきました。

近年は、グローバル化の進展、情報技術の飛躍的な発展、少子高齢化社会、長引く不況など、当時に比べ社会経済環境が激変していますが、本市では旧ビジョンの基本的な考え方は踏襲しつつ、個別の課題に対しては、「企業立地促進計画」や「中小企業チャレンジ促進プラン」といった個別計画を策定し、対応してきました。

しかしながら、令和2年（2020年）からの世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延は、産業構造や働き手の労働環境を一変させました。そのほか、AIやICTの導入促進による業務効率化や人手・後継者不足、働き方改革の推進、エネルギーや資材単価高騰による生産コスト高など、産業を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

このため、こうした社会経済環境の変化に適応した、新たな時代の産業振興の視点について検討します。

1. アフターコロナにおける新しい地域づくり

令和2年「経済財政白書」は、「2020年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）による未曾有の経済停滞にさらされた。（中略）多くの国々では、感染拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、これにより急激かつ大幅な景気後退を経験するに至った」と記述するように、本市においても、飲食業や小売・サービス業をはじめ、様々な産業が大きな打撃をうけました。

本市では、令和2年度（2020年度）に「地域経済再生支援プログラム」を策定し、市内産業を下支えする様々な施策を実施しました。令和3年（2021年）以降、ワクチン接種の普及や行動制限の段階的緩和を背景に経済活動は回復に向かい、令和5年（2023年）には観光需要やインバウンド需要も戻り始め、地域経済はコロナ前の水準に近づきつつあります。

一方、コロナ禍の影響により変容した生活様式や働き方などは、そのまま定着した部分も多くみられます。オンラインショッピングやシェアリングエコノミー、キャッシュレス決済の拡大、ゼロカーボンへの意識の高まりといった消費者側の意識・行動の変容や、テレワークや副業・フリーランス、オフィスの分散化といった働き方の多様化などが急速に進展しました。こうした構造の変化は、今後も地域経済に影響を与えると考えられます。

また、コロナ禍以前の水準以上に回復したインバウンド需要に対応しながらも、「外部」の経済資源の取り込みだけではなく、市内にある産業資源の涵養・活用に一層注力しつつ取組みを進める必要があります。

2. 地域課題の多様化

(1) デジタル社会への対応

本市がこの度実施したアンケート調査のデジタル化に関する設問では、ICT導入・活用にあたっての課題として、「知識・ノウハウを持つ社内人材（が不足している）」、「情報漏洩・セキュリティが心配」といった回答が多く、導入したくても出来ない事業者が一定あることが可視化されました。同アンケートの導入状況に関する設問では、業種により必要なICTが異なる

る事情もあることから「必要と思わない」が最も多い設問もあるものの、「導入済」が最も多い設問もあり、支援による後押しがあれば導入率が向上する可能性を感じる結果となっています。

アフターコロナの社会経済活動を進めていくためには、**地域産業全般的な更なるデジタル社会への対応が求められます**。現業や小規模事業者であっても、それぞれの状況に応じた対応を進めていく必要があり、市としても**より一層**後押しするような施策が求められています。

(2) SDGs への取組み

SDGs は、平成 27 年（2015 年）に国連で採択され、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものです。国では、平成 30 年（2018 年）に「SDGs アクションプラン 2019」を策定するとともに、SDGs の達成に向けた優れた取組みを提案する自治体を「SDGs 未来都市」として選定し、本市も「SDGs 未来都市」に選定されています。SDGs のゴール達成や地域課題の解決に向けては、本市だけではなく事業者、団体、教育機関などとの協働が必要であることから、「**豊中 SDG s ・公民学連携プラットフォーム**」を創設しています。

また、本市では、地域での地球温暖化防止対策をさらに効果的に推進するため、社会状況の変化を踏まえて新たな施策や取組みを掲げた「**第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)〜とよなか・ゼロカーボンプラン〜**」を令和 4 年(2022 年)3 月に策定し、令和 32 年度（2050 年度）までに市民一人あたり温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げました。

これは、SDGs の目標のひとつである「13 気候変動に具体的な対策を」に資する自治体レベルでの具体的な取組みです。今後の産業政策を検討するうえにおいても必要な視点であり、その実現には市内の各部署との連携が欠かせません。

(3) 脱炭素化への取組み

本市は、令和 3 年（2021 年）2 月に吹田市と「気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明したことで「**第 2 次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)〜とよなか・ゼロカーボンプラン〜**」において、令和 32 年（2050 年）温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす目標を設定しています。

産業部門では、製造・販売・消費に関する流通の中でエネルギーを多く消費するとともに、これらの過程において廃棄物が発生し、それを処理する際にも多くの温室効果ガスを排出しています。

本市が掲げる目標の達成に向けては、市民・事業者・行政のそれぞれが自分事としてライフスタイル・ビジネススタイルを再考するとともに、地域での協働を推進することで地球温暖化対策を推進していきます。

脱炭素化に向けた時代の潮流の中で、市役所を含めた事業者が先んじて脱炭素経営の取組みを進めることは、**経営リスクの低減や新たな取引先・ビジネスチャンスの獲得**に結びつくものになり得ます。

(4) 公民学連携の推進による新たなビジネスの創出

近年では地域課題の解決というミッションを第一義として、地域の資源や人材を活かし、ビジ

ネスの手法で解決をめざす「コミュニティビジネス」が登場しており、新しい公共の担い手として、地域におけるサービス提供の役割が期待されています。

今後は、地域の課題解決や魅力向上、市民サービス向上につながる取組みを推し進めるため、市や民間事業者、NPO 法人、教育機関など多様な主体が連携し、ビジネスの芽を増やしていくことが必要です。

3. 引き続き、自立と発展をめざしチャレンジする中小企業を支援

本市は、従業員 4 人以下の事業所が全体の 6 割近く、30 人未満では事業所全体の 9 割超を占めるなど、中小企業は本市の産業振興にとって重要なキープレイヤーです。市内には多様な業種・業態の事業所、また創業前や創業期、発展期など様々な事業フェーズの事業者があり、こうした多様性は本市の強みでもあります。

平成 24 年策定の「中小企業チャレンジ促進プラン」では、それぞれの事業者の「気づき」による「自己変革」と「ネットワークの拡充」を重視したうえで、自ら新たな取組みにチャレンジする事業者を支援する姿勢を明確にしました。その姿勢はこれからも引き継ぎます。

一方、中小企業の操業環境をめぐるのは、経営者、従業員の高齢化や事業承継の問題、**人件費高騰、人材不足**、さらにはコロナ禍を契機とする生活様式や働き方の変容、そうした中での今後の事業のかじ取りなど、これまで経験したことのない新たな課題に直面しています。

本市としては、これまでも事業者の実態把握や交流・連携の場づくり、連携促進のコーディネートなどに取り組んできましたが、今後は中小企業と支援機関等との結節点としての役割をいっそう強めることにより、事業者のニーズと課題への対応力を高めつつ、事業者自らが強みを活かしたビジネスモデルを構築し、自立と発展をめざした取組みにチャレンジできる環境づくりを進めていく必要があります。

また、国は令和 4 年(2022 年)に「スタートアップ育成 5 か年計画」を策定し、令和 9 年度(2027 年)までの 5 年間でスタートアップへの投資規模を増大し、スタートアップ企業やユニコーン企業の増加を掲げています。本市においても、こうした社会の潮流を踏まえながらより一層のスタートアップ支援を推進します。

4. 産業振興に地域経済振興の視点を

これまで地域経済の分析は、企業活動を中心とする「生産面」からのものがほとんどで、地域で得た所得が地域住民にどの程度分配されているかといった「分配面」や、消費や投資が市内にどの程度使われているかといった「支出面」での分析ができませんでした。

平成 27 年(2015 年)4 月から地方創生支援の一環として、国の「地域経済循環分析システム (RESAS)」が稼働したことにより、市町村単位で、生産面だけでなく、分配面や支出面でのお金の大きな流れを把握することが可能となりました。

今後は、事業所の生産性向上等による付加価値向上という従来からの産業振興の視点に加え、分配面や支出面における本市の特徴も踏まえながら、施策を検討していく視点も必要となります。生産面においても、域外から多く所得を稼ぐ産業や比較優位性のある産業など、地域経済循環の視点からの産業構造の把握、分析が可能となります。

例えば、分配面や支出面において、本市は近隣他市にくらべ、市民のうち市外通勤者の雇用者所得流入が大きいことが伺えるほか、民間消費の市外流出が大きいことなどが示されており、こ

うした傾向を踏まえた取組みなどが求められます。

市内に循環するお金の流れを太くするためには、事業所それぞれの付加価値向上が重要であることには変わりありませんが、それに加え、都市魅力や都市活力の向上により、多くの人やモノ、カネ、情報を都市に惹きつけ、市内の消費や投資を増やし、地域経済の振興につなげる視点も大切です。

5. 豊中らしい“豊かさ”の追求

本市は、大阪都心部に隣接し、阪急宝塚線や大阪国際空港をはじめとする公共交通機関網が充実し、複数の高速道路が結節する交通至便都市であり、西部地域には製造業を中心とした事業所が集積する府内有数の産業都市です。

一方、本市は鉄道駅周辺には商業・業務集積地が多く、生活利便で良好な住宅都市、教育文化都市でもあります。このように40万人もの暮らしと産業が共存する都市特性が本市の大きな特徴の一つです。

本市は、地域活動やNPO活動など、多様な主体によるまちづくり活動が活発であり、また文化芸術分野をはじめ様々な分野においても、多彩な専門的人材が本市を舞台に活動している「市民力」「地域力」の高いまちであり、本市の都市活力の礎となっています。

40万人もの暮らしと活発な活動の舞台となるまちは、産業人材の豊かなまちであり、創業をはじめ新たなビジネスを生み出す豊かな土壌を備えたまちです。

こうした都市特性を本市の産業振興に最大限活用することが必要です。

第5章 本市産業のめざす姿と基本方針

前章では、これから求められる産業施策の視点として、①アフターコロナの地域社会における新しい地域づくり、②地域課題の多様化、③引き続き、自立と発展をめざしチャレンジする中小企業を支援、④産業振興に地域経済振興の視点を、⑤豊中らしい“豊かさ”の追求について検討しました。これを踏まえ本章では、本市産業のめざす姿を描き出し、基本方針や施策展開について検討します。

1. 本市産業のめざす姿

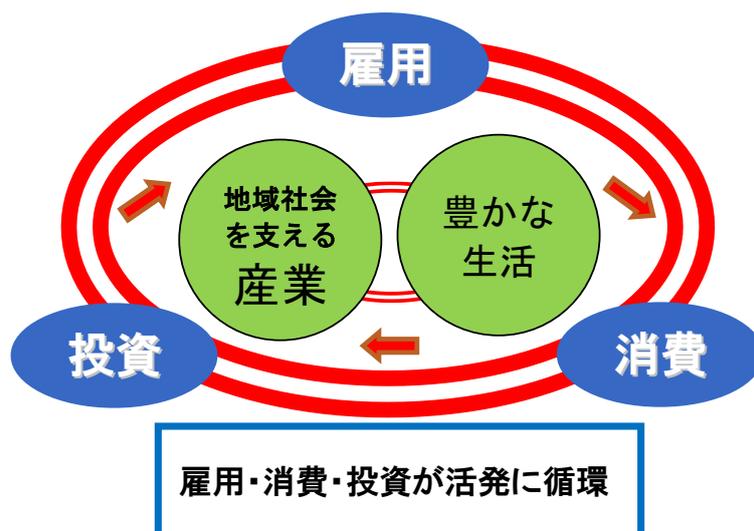
本市産業のめざす姿を以下の通り設定します。

産業が地域社会を支え、生活を豊かにする好循環を生むまち

地域社会を支える市内産業が活性化することは、新たな商品・サービスのための「投資」を誘発し、「消費」の拡大、そして新たな「雇用」を生み出します。事業者・資金・人材を呼び込み、企業・地域・市民・行政が相互に強みや弱みを補完しあいながら、共存共栄による地域経済圏（エコシステム）を構築するという考え方のもと、都市のサービスや活力の向上を通して、暮らしを豊かにするとともに、都市としての魅力を高め、人を惹きつけ、新たな投資を呼び込む好循環を生み出します。

40万人もの暮らしと産業が同居し、調和する本市だからこそ、このまちを舞台に新たな出会いや交流がもたらす創造と革新によって、豊中らしい多様な経済的価値を生み出し、自律発展・成長する都市をめざします。

図. 雇用・消費・投資の循環イメージ

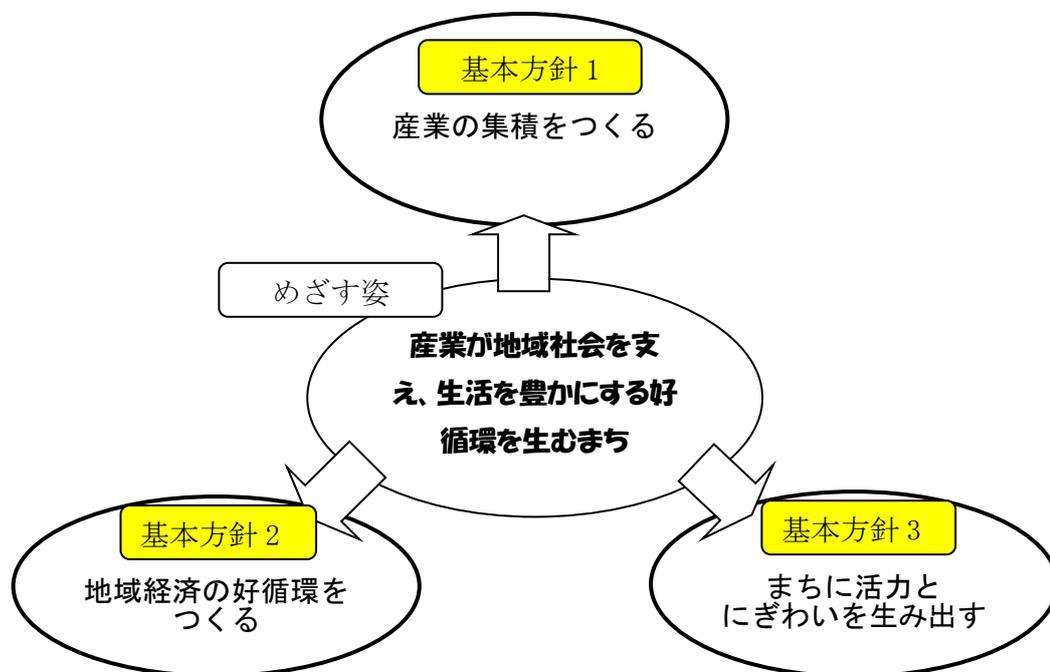


2. 基本方針

本市産業のめざす姿を実現するために必要となる三つの基本方針を示します。

また、この基本方針に基づき、今後本市が推進すべき産業振興の施策展開の方向性を示します。

図 基本方針



(1) 産業の集積をつくる

本市は、良好な住環境を有する府内有数の住宅都市として知られ、千里中央や服部緑地、大阪国際空港、南部地域と多彩な地域特性と地域資源を有しています。

千里中央地域では再整備が計画されているほか、南部地域では学校跡地の活用が検討され、また、駅前の商業集積地でも活性化を図る動きなど、地域ごとにまちの活性化に資する新たな取組みが進められています。

一方、市内西部・南部の準工業・工業地域においては、製造業を中心とした事業所が集積する“ものづくりのまち”としての顔もあります。平成20年(2008年)に企業立地促進条例を施行、平成31年(2019年)には企業立地促進計画を策定し、事業所が集積し住宅立地が進んでいない地域で今後も事業所の集積を図り、安定した操業環境の維持・形成を図る地域を「産業誘導区域」に設定しました。

また、同計画に基づき、支援制度と住宅等の土地利用規制により事業所の集積を誘導し、操業環境の維持・形成を最優先する地域を重点エリア(工業保全地区)として位置づけ、令和4年(2022年)に原田中1丁目の一部を、令和5年(2023年)には、新たに原田中1丁目の一部と服部西町5丁目・服部寿町5丁目の一部を「重点エリア」に指定しました。

今後は、引き続き市内西部・南部の企業立地促進を図るとともに、地域特性に応じた都市機能の誘導を図るため、対象業種と指定エリア拡大を検討していきます。

(2) 地域経済の好循環をつくる

地域経済の好循環を形成し、その流れを太くしていくためには、市内産業のさらなる集積に加え、個々の事業所と労働者一人ひとりの生産性の向上や、事業所の経営力の強化による事業成長と発展が不可欠です。このため、新規投資や新たな市場開拓、市場ニーズ・動向を踏まえた商品開発・販売戦略など、社会情勢に適応した取組み（新たなチャレンジ）を促し、事業者の競争力を高めて付加価値の向上につなげます。

併せて、女性や高齢者といった潜在的労働力の社会進出を促すとともに、中小企業の人材確保を支援し、市内事業所への就労を促進します。

また、市民生活を支える物販・飲食・サービスの市内消費を推進するとともに、その際には環境に配慮した販売方法やサービスの提供を行っている店舗の利用を促し、温室効果ガスの排出抑制やエシカル消費にもつなげます。

昨今、能登半島沖地震や新型コロナウイルス感染症によるパンデミックを経て、産業基盤やサプライチェーンを強化し、安定的な地域経済活動を維持・復旧できるよう地域産業を強靱化していくことの重要性が高まっています。特に、本市は西部、南部地域が広範囲で河川洪水の浸水想定区域になっていることや近い将来南海トラフ巨大地震の発生が予測されるなど、自然災害への備えも重要です。

市内事業者のBCP策定割合を高めていくため、事業者へのDMなどにより市内事業者にBCP策定の必要性や緊急性の周知活動を拡大していきながら、引き続き策定にあたっての支援をすることで、市内事業者が防災対策を行い、地域産業としての強靱化を図ることができるように取り組みます。

(3) まちに活力とにぎわいを生み出す

コロナ禍により、人の働き方や、オフィス（組織）のあり方が変容し、個人が独立して活動するフリーランスや、事業所に属しながらキャリアを複線で築く副業といった、多様な働き方が生まれています。一人ひとりの働き手の意向に沿ったものである限りは、地域における新たな仕事の創出や起業につながる可能性を有するものであり、本市としては、こうした個々の働き方の多様な拡がり支援します。

また、日常生活に関わる様々な地域課題にビジネスの手法により取り組むコミュニティビジネスについても、その促進を図り、地域経済の活性化につなげ、まちに活力を生み出します。

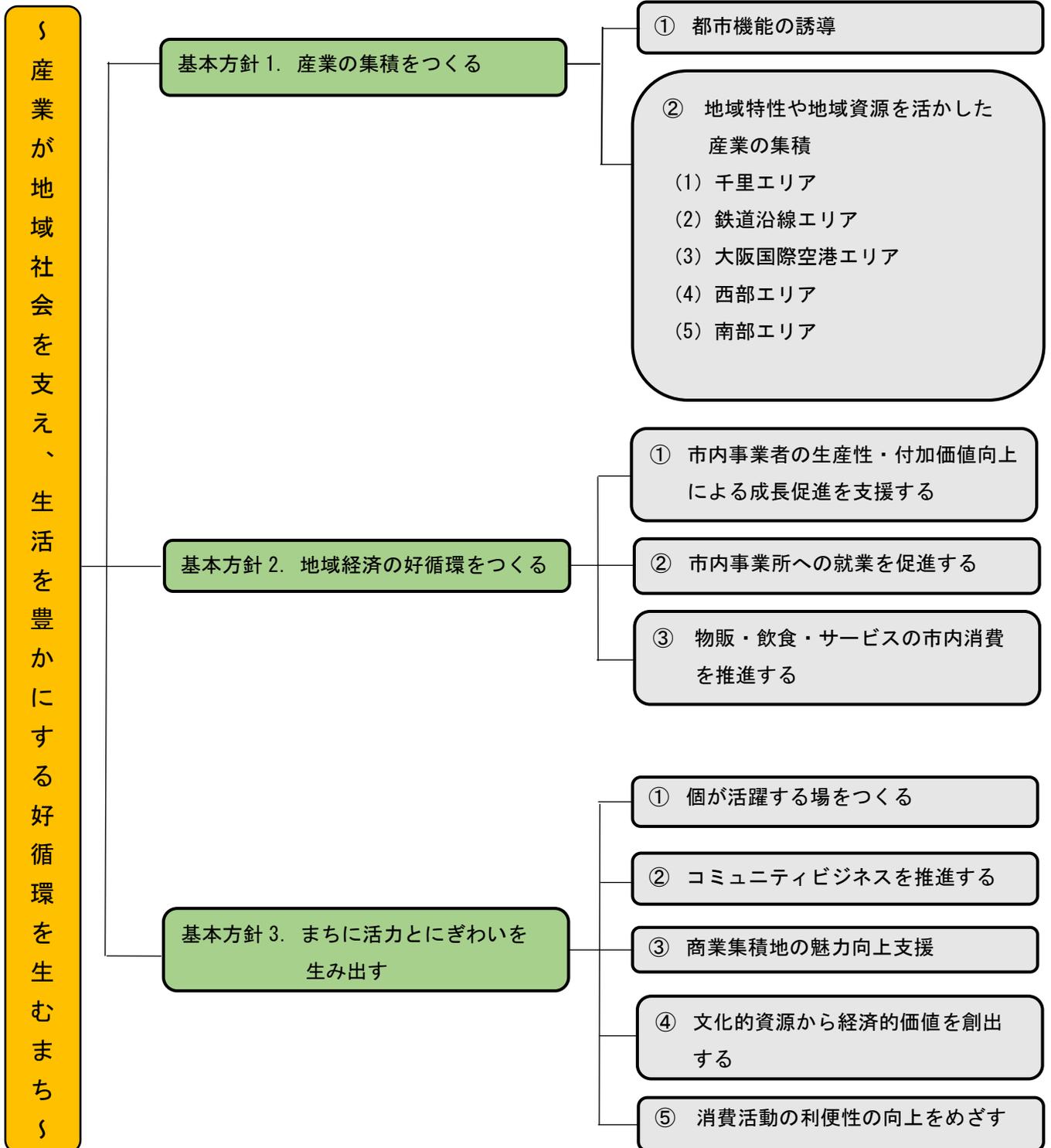
一方、まちに活力やにぎわいをもたらし続けるためには、市内外を問わず、多くの人々を惹きつけ、訪れてもらえるまちであることが重要です。

本市ならではの様々な地域資源を磨き上げ、都市の魅力の創造を図ります。魅力的な店舗や商業集積地はまちの大きな魅力の一つであり、個店の付加価値向上や商業イベントなどの商業集積地の魅力づくりを支援するとともに、買物や飲食が楽しめる環境づくりを図ります。

3. 施策展開

3つの基本方針に基づき、今後本市が推進すべき産業振興の施策展開の方向性を示します。

図 施策体系



基本方針 1. 産業の集積をつくる

<施策展開の方向性>

① 都市機能の誘導

② 地域特性や地域資源を活かした産業の集積

- (1) 千里エリア
- (2) 鉄道沿線エリア
- (3) 大阪国際空港エリア
- (4) 西部エリア
- (5) 南部エリア

①都市機能の誘導

産業誘導区域のある西部・南部エリアへの産業集積を促進するとともに、現在、企業立地促進計画で対象地域となっていない千里エリアなどにおいても、対象業種等を定めたいえで企業立地を図り、都市機能を誘導します。

<施策例>

1-1 重点エリアの拡大

- ◆企業立地促進計画に基づき、産業誘導区域への企業立地の取組みを推進するとともに、重点エリアの拡大を図ります。

1-2 企業立地対象エリア・業種の拡大

- ◆都市機能の誘導を図り、必要なサービスを生み出すため、新たに商業地等において、これまでの企業立地対象業種【製造・運輸・卸売】以外の業種を規定することについて検討します。

(拡大業種例)

- ① 本社機能 (※)
- ② サテライトオフィス・サテライトキャンパス・コワーキングスペース
- ③ ホテル
- ④ 専門的な技術サービス業
(学術・研究施設、自動車関連サービス、機械メンテナンスなど)
- ⑤ 一定規模の商業床 (大規模小売店舗など)

(※) 本社機能とは、事業分野の選択や新製品・サービスの開発などの戦略的意思決定や、財務、人事・労務管理などの諸機能をさします。

②地域特性や地域資源を活かした産業の集積

本市では千里エリアでの再整備が計画されているほか、西部地域を中心に工業系事業所の立地を進めるとともに、南部地域では、学校跡地の活用が検討されています。また、大阪国際空港や駅前の商業集積など、本市は産業振興に欠かせない地域資源を数多く有しています。

こうした地域特性や地域資源を活かした取組みを展開していきます。

(1) 千里エリア

千里エリアの千里中央駅周辺については、「千里中央地区活性化基本計画（改定版）」に基づき、再整備に向けた検討が進められています。計画では同地区を官民協働により整備することとしています。その中では、将来のまちの活性化に必要とされる産業施設などの誘導の可能性について検討されています。

また、近隣センターについては、新千里東町では再開発事業が完了し、活性化が図られており、残りの新千里北町、新千里西町、新千里南町の3地区においても活性化に向けた取組みが進められています。

さらに、高い交通利便性やオフィス・住宅の集積、大学との近接性など、千里中央地区の優位性を活かし、本社機能等の立地誘導についても検討します。

<施策例>

1-1 「千里中央地区活性化基本計画」に基づく整備検討

- ◆基本計画<改訂版>に基づく再整備の検討については、地区内地権者や行政等関係者が集まる場で協議を進めていきます。
- ◆例えば、職住近接の推進による経済効果も勘案しながら、小規模事業者向けレンタルオフィスや子育て中の人を対象にした事業者支援拠点などの誘導の可能性、整備の方向性や内容を検討します。
- ◆産学官連携によるスタートアップ創出を図ります。
- ◆また、商業の賑わいの創出として、道路上空を利用した商業地の大街区化など公共施設と一体的な活用や大規模な商業施設及びオフィスの立地の促進を図ります。

1-2 近隣センターに導入する施設・機能の検討

- ◆再開発が完了した新千里東町を除く、新千里北町、新千里西町、新千里南町の3近隣センターの活性化に向けた取組みについて検討を進めていきます。
- ◆空き店舗や空きスペースの有効活用の可能性について検討を行います。
- ◆導入すべき施設や機能については、以下のものが考えられます。
○コミュニティ機能 ○にぎわいづくり機能 ○SOHO 機能

1-3 本社機能等の立地誘導

- ◆高い交通利便性、オフィス・住宅の集積、大学との近接性など、地域の持つポテンシャルを活かし、都市機能の複合化・高度化のため本社機能やサテライトオフィス、学術・研究施設等の立地誘導について検討します。

(※) 本社機能とは、事業分野の選択や新製品・サービスの開発などの戦略的意思決定や、財務、人事・労務管理などの諸機能をさします。

(2) 鉄道沿線エリア

鉄道駅周辺地域には、商業や各種サービス業などが集積しています。再整備計画の事業化が進められている地域や新たな再整備構想が策定されている地域もあります。こうした再整備や構想に基づいた事業の実施とともに、商業集積地の空き店舗活用の推進を図ります。

<施策例>

2-1 商業集積地の空き店舗活用の推進

- ◆チャレンジ事業補助金を活用し、商業集積地（駅前周辺）の空き店舗を活用する事業者に対して、改修費用を補助します。

2-2 駅前・駅周辺の商業活性化

- ◆服部天神駅前広場の整備や豊中駅周辺再整備構想にあわせ商業を活性化させ、賑わいを創出します。

(3) 大阪国際空港エリア

令和2年（2020年）8月、大阪国際空港ターミナルビルが約50年ぶりに本格的にリニューアルされ、旅客動線の抜本的改善により利便性や快適性の向上が図られるとともに、飲食やアミューズメント施設も新たにオープンしました。

また、隣接する大阪モノレール「大阪空港駅」にはストリートピアノが設置され、ターミナルビルとの一体的なアミューズメント性を演出しています。

さらに、空港の持つ広域交通機能（バス路線）など、空港や空港周辺の資源を活用した産業振興に取り組みます。

<施策例>

3-1 空港資源を活用した産業振興

- ◆全国各地に広がる航空路線ネットワークを活用し、就航先の魅力的な産品を市内で販売するとともに、将来的には市内店舗やホテル等での取り扱いにつなげ、「空港があるまち」ならではの商業を演出します。
- ◆空港の賑わい創出として、非旅客部門での集客を拡大するため、関係機関と連携して文化芸術をはじめ様々な催しなどの開催を検討します。
- ◆空港を起点に近畿主要都市に広がるバスの直通便を活用した、空港への非旅客部門の集客について、関係機関と連携し活用の可能性を検討します。

3-2 空港周辺資源を活用した産業振興

- ◆空港に着陸する航空機を間近に見ることができる豊中つばさ公園『ma-zika』及び千里川土手を関係団体と連携して一体的に整備し、令和7年8月に一部開園後、令和9年3月に全面開園予定です。広域的な魅力スポットを創出し、賑わいにつなげます。
- ◆移転補償跡地の賃借による利活用について、定期借地制度を活用した企業立地を促進します。
- ◆今後のIR開業などによって、国内外からの観光客の宿泊需要等の増加も期待されることから、ホテル等の宿泊施設の立地促進を検討します。訪日客へのもてなし・サービスを用意し賑わいを創出するなど、「インバウンドの中継点」としての地位獲得をめざします。

(4) 西部エリア

西部エリアは、大阪国際空港の立地や高速道路網の充実といった交通利便性の高さにより、運輸業や製造業などの事業所が集積しています。引き続き、「企業立地促進計画」に基づく施策を展開し、事業所の安定した操業環境の維持・形成を図ることで、さらなる企業の立地を促進します。また、同計画の対象業種の拡大等について検討します。

<施策例>

4-1 「企業立地促進計画」に基づく施策の展開

- ◆事業所の安定した操業環境を維持・形成するため、「企業立地促進計画」に基づく施策の展開を図り、産業誘導区域・重点エリアへの企業立地の取組みを推進します。
- ◆本市の都市機能の複合化・高度化のため、「企業立地促進計画」の対象業種の拡大等について検討します。

(5) 南部エリア

南部エリアには、神崎川や名神口周辺の製造業、庄内駅周辺を中心とした小売業など事業所が多く集積していることから、その魅力を高めることや、新たな技術・産業への挑戦を支援することも検討します。

また、義務教育学校の開校など公共施設等の再編を進めており、この再編を含めた跡地の利活用の検討の中で、特色のある立地条件を勘案した産業利用についても検討します。

<施策例>

5-1 公共施設跡地の産業利用による活用の促進

- ◆再編で生まれた公共施設等の跡地利活用を検討する中で、立地条件を勘案した産業利用を促進します。
- ◆旧島田小学校の校舎の一部を民間活力導入により整備し、地域産業・経済の活性化をめざす施設を設置、運営を図ります。

5-2 イノベーションの推進

- ◆産業集積地としての魅力を高めるとともに、起業家の育成や新しいビジネスの支援を推進します。

基本方針 2. 地域経済の好循環をつくる

<施策展開の方向性>

- ① 市内事業者の生産性・付加価値向上による成長促進を支援する
- ② 市内事業所への就業を促進する
- ③ 物販・飲食・サービスの市内消費を推進する

①市内事業者の生産性・付加価値向上による成長促進を支援する

事業者の“稼ぐ力”を高めるためには、生産性の向上がかかせません。このため、関係機関と連携を深めつつ、チャレンジ事業補助金の拡充を図り、企業の設備投資の促進をはじめ、商品・サービスの高付加価値化や技術の高度化など中小企業の新たなチャレンジを支援します。

さらに、ハード・ソフト両面で事業所のデジタル化をサポートするとともに、資金繰りやBCP策定への取組みを支援します。

合わせて、SDGsや脱炭素化に向けた取組みを推進するにあたり、事業者が実施する環境対策等への支援を部局間で連携を図りながら促進します。

<施策例>

1-1 設備投資の支援

- ◆新たな取組みに挑戦するための設備投資を促すため、チャレンジ事業補助金の活用で支援します。
- ◆ものづくり補助金など国の設備投資補助制度の周知を徹底します。

1-2 “稼ぐ力”を高める支援

- ◆豊中商工会議所との連携により、商品・サービスの高付加価値化や技術・ノウハウの高度化を支援することで事業者の経営状況の下支えや成長促進を図ります。
- ◆事業成長、資金調達、事業連携等を目的としたセミナーや経営塾の受講料を補助することにより、経営人材のスキル向上を通じた事業拡大を促します。
- ◆事業者の“稼ぐ力”を強化するために、セミナーの開催等を通じて、価格交渉の準備事項や交渉のポイントなど価格転嫁と取引適正化の促進を支援します。
- ◆働きながらスキルアップを図ることができる助成制度により、ものづくり人材やIT人材等の人材育成を支援します。

1-3 市内事業者のデジタル化と AI 活用をサポート

- ◆豊中商工会議所との連携により、IT コンシェルジュを活用して IT 機器等の導入による業務の効率化・生産性の向上、販路拡大を図る事業者を支援し、市内事業者のデジタル化の底上げを図ります。
- ◆デジタル化の発展を図るため、AI に関するセミナーの開催やソフトウェアの導入支援等を行い、市内事業者の AI 活用を促進します。

1-4 市内事業者の資金調達等をサポート

- ◆金融機関や豊中商工会議所等の関係機関と連携し、資金調達や経営、マーケティング等のセミナーの実施や、きめ細やかな相談体制の強化などにより、市内事業者の資金調達等を支援します。

1-5 BCP（事業継続計画）の策定の推進

- ◆豊中商工会議所との連携のもと、セミナーの開催等を通じて、市内事業者の BCP 策定を引き続き支援します。

(※) BCP とは、市内事業者が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、資産の損害をくい止め、中核的事業の継続もしくは早期復旧にむけ、平時の行動や緊急時の対応などを取り決めておく計画

1-6 チャレンジ事業の充実

- ◆とよなか起業・チャレンジセンターを拠点に、事業者の実態やニーズに応じて、事業所訪問やセミナーの開催、交流・連携の場づくりや連携促進のためのコーディネートなどの充実を図り、新たなビジネスの創出や付加価値向上を支援します。
- ◆関係機関との連携により、セミナー、ビジネスマッチング等の充実や販路拡大の支援に努め、事業者のチャレンジを促します。

1-7 SDGs・脱炭素化への取組みをサポート

- ◆SDGs・脱炭素化への取組み推進に向け、「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(改定)～とよなか・ゼロカーボンプラン～」にもとづき、環境に配慮した設備導入など、事業者に省エネルギー化や創エネルギーの推進を促します。また、事業者の脱炭素経営を支援します。
- ◆事業者による SDGs への取組みについては、金融機関と連携しながら、大阪府 SDGs ビジネス制度融資など、SDGs 関連融資に関する情報収集と制度周知に努めます。

②市内事業所への就業を促進する

市のアンケートでは、回答企業の人材確保への意欲が高いことが示されています。人手不足に悩む市内事業者の人材確保を支援し、事業拡大等を後押しします。

また、本市の潜在的労働力を掘り起こし、就労支援の取組みを進めます。結果的に、こうした取組みにより、市民の市内事業所への就労につながれば、地域経済循環の観点からもプラス効果が期待できます。

<施策例>

2-1 潜在的労働力の活用

- ◆ 関連部局が取り組む**無料職業紹介事業**や就労支援事業を通して、離職・減収した人や高齢者、子育て中または子育てが一段落した人などの就労を支援します。

2-2 中小企業の人材確保の支援

- ◆ 関連部局や金融機関と連携し、**合同就職説明会の実施**やマッチング機会の拡大を図ります。
- ◆ **働き方改革の推進**や**障害者雇用**、**人材確保**に関するセミナーなどを実施し、市内事業所の労働環境整備を促します。
- ◆ **高度副業人材等の多様な人材の確保**や、**従業員の働きやすい環境づくり**の拡大を支援し、事業者が採用した人材の定着を推進します。

③物販・飲食・サービスの市内消費を推進する

個店の情報を様々なメディアで発信するなど、個店の魅力アップに向けた支援を行います。また、地域の商業活性化の取り組みも支援します。さらに、物販・飲食・サービスの市内消費を推進するため、デジタル地域ポイントの普及を推進します。

<施策例>

3-1 個店の魅力アップに向けた支援

- ◆ セミナー・交流会の開催や補助金制度の紹介などを通して、店舗の魅力向上への取り組みを支援します。
- ◆ 逸品の販売や高質のサービス提供、エコショップなど、魅力ある飲食店や個店の情報を積極的に発信します。官民の媒体を問わず、テレビ、雑誌、ウェブメディアなど、それぞれのメディアの特性に応じた発信方策の強化に取り組みます。
- ◆ **店舗のバリアフリー化**を支援し、付加価値向上に資する取り組みを促します。
- ◆ **店舗等のバリアフリー情報システムの運用**により、店舗の魅力向上を支援します。

3-2 地域での商業活性化の取り組み支援

- ◆ 活用可能な助成金等の周知に努め、商業集積地の集客力向上を支援します。
- ◆ 公・民有地等を活用した短期の商業空間創出に取り組み、商業イベント等の実施可能な場所を増やします。

3-3 デジタル地域ポイントの普及

- ◆ 環境、子育て、健康づくりなど、市の施策目的に沿った事業等への参加者にデジタル地域ポイントを付与するなどにより、市内店舗での消費や地域循環の拡大につなげていきます。

基本方針3. まちに活力とにぎわいを生み出す

<施策展開の方向性>

① 個が活躍する場をつくる

② コミュニティビジネスを推進する

③ 商業集積地の魅力向上支援

④ 文化的資源から経済的価値を創出する

⑤ 消費活動の利便性の向上をめざす

①個が活躍する場をつくる

起業にとどまらず、自営業やフリーランス、副業といった「個」による事業の取り組みは、広がりを見せています。本市では、これまで「とよなか起業・チャレンジセンター」による起業支援などを行ってきました。今後もこうした起業支援体制のさらなる充実を図るとともに、創業のプラットフォームである「とよなか創業ナビ」も引き続き推進します。

一方で、発展途上の「個」は、企業に比べて情報収集力が弱いことが想定されます。本市としては「とよなか創業ナビ」を適切なタイミングで利用してもらえるように、事業者への認知度向上に努めるだけでなく、市役所内における部局間の情報共有を徹底することでどの窓口であっても「とよなか創業ナビ」に誘導できる体制づくりに努めます。

また、新たな就業形態として増えつつあるフリーランスについては、中小企業のビジネスパートナーとしての役割が期待されており、セミナーや交流の場づくりなどに取り組みます。

さらに、社会的に問題となっている事業承継の促進に向け、各種機関との連携を深めます。

<施策例>

1-1 起業支援体制の充実

- ◆とよなか起業・チャレンジセンターを拠点に、起業を志す人への経営相談やセミナーの開催、**シェアオフィスの運営等**、会員起業家への寄り添い型支援の充実等を通して、起業支援機能の強化を図ります。
- ◆コワーキングスペースやシェアオフィスなど、民間事業者が展開する起業支援機能設置の動きを支援します。
- ◆**ビジネス拡大やイノベーション創出、環境の変化に対応できる企業が育つ**ことを促進するため、補助金の活用によって創業後間もない企業の成長を支援します。
- ◆**アクセラレーションプログラムの実施により、事業のブラッシュアップやアントレプレナーシップの醸成**を図ります。

1-2 多様な働き方の支援

- ◆フリーランスとして働くうえで必要な知識やビジネスモデルの検討方法等に関する講座を開催します。
- ◆また、フリーランス同士の情報交換や事業者とのマッチングの場を設けます。

1-3 事業承継の促進

- ◆事業承継・引継ぎ支援センターや豊中商工会議所と連携し、事業承継・M&Aセミナーを開催します。また、市内事業者の相談対応の充実を図ります。

②コミュニティビジネスを推進する

地域社会の様々な課題に、新たなビジネス分野として参入を検討する事業者も増えてきています。こうしたコミュニティビジネスに参入する事業者を増やすことは、市民サービスの向上や地域の活性化につながります。

<施策例>

2-1 公民学連携プラットフォームの活用

- ◆地域の課題解決につながる取組みを進めるため、市や事業者、NPO法人や教育機関など多様な主体が連携し、新たな事業やビジネスの芽を増やしていきます。

2-2 チャレンジ事業補助金の活用の促進

- ◆コミュニティビジネスへの関心を高めるため、入門セミナー等を開催します。
- ◆チャレンジ事業補助金「コミュニティビジネスコース」の利用を促し、同ビジネスへの参入機会を増やします。

③商業集積地の魅力向上支援

駅周辺などの飲食店が主体となったバルイベントは、市内でもいくつかの地域で取り組まれ、定着しつつあります。こうした商業集積地での取組みを支援し、魅力ある商業空間を創出し、地域の活性化を図ります。

また、こうした取組みでは、「主体の形成」が重要となるため、既存の商業団体などだけでなく、有志によるグループでも様々な商業活性化の活動に取り組めるよう、新たな商業活動グループを支援します。

<施策例>

3-1 地域での商業活性化の取組み支援（再掲）

- ◆活用可能な助成金等の周知に努め、商業集積地の集客力向上を支援します。
- ◆公・民有地等を活用した短期の商業空間創出に取り組み、商業イベント等の実施可能な場所を増やします。

3-2 有志の商業活動グループへの支援

- ◆複数の事業者が共同で取り組む事業を応援する「売上アップ応援金」の活用促進などを通して、事業者間での仲間づくりや新たな結びつきの掘り起こしなどを支援します。

④文化的資源から経済的価値を創出する

本市は大阪大学や大阪音楽大学がキャンパスを構えるほか、日本センチュリー交響楽団も本拠を置いています。文化芸術の担い手となるアーティストや文化関連産業を支える人材も多く在住しています。文化芸術に親しむ市民のすそ野も広く、有形無形の多くの文化資源を有するまちです。こうした文化的資源を市内店舗の付加価値向上等につなげるなど、新たな経済的価値を生み出す取組みに挑戦します。

また、西山氏庭園、原田しろあと館、大石塚・小石塚古墳などの地域の歴史に根ざした文化財が市内各地に点在しており、こうした資源も都市魅力創造につなげます。

<施策例>

4-1 文化機能の付加による市内店舗の付加価値向上

- ◆飲食や小売など市内店舗等にイベントや装飾などの文化機能を付加し、付加価値を高めていく取組みを支援します。例えば、市所蔵美術品の市内店舗等への貸出や市内飲食店でのライブ演奏等の拡大等を検討します。

4-2 都市魅力創造による交流人口の獲得

- ◆様々な催しや活動を市内に呼び込み、本市で活動する人材を増やします。
- ◆文化芸術、まちなみ、空港、産業など、本市ならではの地域資源を磨き上げ発信することにより、交流人口の増加を図ります。

4-3 服部緑地の魅力を市内東西軸の活性化につなげる

- ◆府市協調での取組みのもと、本市有数の賑わいスポットである服部緑地の魅力を地域の活性化につなげます。
- ◆曾根服部緑地線をはじめ東西軸沿線の各拠点（文化芸術センター、豊島公園、ふれあい緑地、**豊中つばさ公園『ma-zika』**）において様々な催しや事業などを実施し、沿道商店街の活性化や地域の振興につなげます。

⑤消費活動の利便性の向上をめざす

キャッシュレス決済による買物など、消費生活の利便性の向上に向け、時代のニーズに対応した買物手段等の提供を支援します。

また、市内農業者と市内飲食店等とのマッチングにより、地産地消を推進するとともに、飲食店の付加価値向上を支援します。

<施策例>

5-1 キャッシュレス決済サービスの推進

- ◆デジタル化の支援等を通して、市内店舗等のキャッシュレス決済サービスの一層の普及促進を図ります。

5-2 キッチンカーによる飲食の提供及び移動販売、個配の推進

- ◆公園や住宅団地の空き空間等の活用を検討し、キッチンカーによる飲食の提供を進めます。
- ◆移動販売車による食料品販売や個配による商業活動について、支援のあり方を検討します。

5-3 農業者×飲食店等のマッチング

- ◆市内農業者と市内飲食店等のマッチングを試み、飲食店の付加価値向上を支援するとともに、豊中産農産物の地産地消を推進します。

第6章 ビジョンの推進に向けて

本章では、本ビジョンの推進に向けて、①推進体制の構築、②進捗管理について検討します。

1. 推進体制の構築

本ビジョンの推進にあたっては、産業施策単体では地域活力や市民サービスの向上には限界があるため、行政内部での共有を進めることで分野横断的な推進体制を整備していくとともに、事業者、市民及び関係機関に対してもビジョンのめざす姿を共有していくことが非常に重要です。

本市では、市や民間事業者、NPO 法人、教育機関といった多様な主体が繋がり、連携することにより、市民サービスの向上や、複雑化・多様化する地域課題の解決をめざす「公民学連携」を推進しています。そのための取組みとして、豊中市公民学連携プラットフォームを整備し、とよなか公民学連携フォーラムや企業・教育機関との連携協定などに取り組んでいます。

今後はこうした取組みを積み重ねながら、豊中商工会議所をはじめとする経済団体のほか、地域の金融機関、大学等との「公民学連携」を強化していくとともに、必要に応じて国や大阪府等の行政機関との連携も図りながら、ビジョンの実現に向けた取組みを推進します。

2. 進捗管理

ビジョンの進捗管理にあたっては、基本方針に基づく取組みの活動状況や成果を測る指標（活動指標・成果指標）を設定し、達成状況の把握を行います。また、数値などの指標で評価できない取組みについては、成果や実施上の問題点などを幅広くつかんで分析を行います。

【目標指標：活動指標】

<企業立地促進事業>

モニタリング指標	令和元年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
企業立地奨励金新規指定件数	9件	24件	累計増加	→ (横ばい累計増加)
企業立地奨励金交付件数	22件	151件	累計増加	→ (横ばい累計増加)
企業立地奨励金交付金額	22,591千円	520,312千円	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<産業利用補助金事業>

モニタリング指標	令和3年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
交付件数	4件	14件	累計増加	→ (横ばい累計増加)
交付金額	14,000千円	39,476千円	累計増加	→ (横ばい累計増加)

※令和元年度～令和2年度は交付実績なし

<地域雇用活性化推進事業>

モニタリング指標	最終目標(令和5年度)	令和5年度末	評価
市民の市内事業所への就業者数	令和5年度末までに のべ123人の就業	306人	達成

<地域での商業活性化事業>

- ・道路等を活用した短期の商業空間を創出して商業イベント等を実施していく予定

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
イベント等の実施数	3件(25回)	12件(78回)	達成	令和9年度末までにのべ10件の実施

<とよなか創業ナビ事業>

モニタリング指標	令和元年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
相談件数	645件	5,772件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<とよなか起業・チャレンジセンター事業>

モニタリング指標	令和元年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
相談件数	111件	1,156件	累計増加	→ (横ばい累計増加)
起業セミナー実施回数	2回	27件(29回)	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<金融支援事業>

モニタリング指標	令和元年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
相談件数	25件	31件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<中小企業チャレンジ支援事業>

モニタリング指標	令和元年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
事業所訪問数	72件	367件	累計増加	→ (横ばい累計増加)
事業者向けセミナー実施回数	12回	49回	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<チャレンジ事業補助関係事業>

モニタリング指標	令和2年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
申込件数 (うちCBコース)	13件(5件)	78件(11件)	累計増加	→ (横ばい累計増加)
補助金交付件数 (うち、CBコース)	5件(1件)	28件(4件)	累計増加	→ (横ばい累計増加)

※CBコースとは、コミュニティビジネスコースのこと

<消費喚起事業>

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
デジタル地域ポイント付与事業の参加事業所数	1,555社	1,572社	↑(増加)	↑(増加)

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
デジタル地域ポイント付与事業のポイント交付金額	11,461,295ポイント	78,643,921ポイント	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<BCP策定支援事業>

モニタリング指標	令和3年度時点	令和6年度時点(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
BCP策定事業者の割合(アンケート調査)	11.4%	15.3%	↑(増加)	↑(増加)

<ITコンシェルジュ派遣事業>

モニタリング指標	令和3年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し時点評価	最終目標(令和9年度)
派遣件数	150件	846件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<IT 化促進補助金>

- ・令和4年度から豊中商工会議所との連携により実施

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し 時点評価	最終目標 (令和9年度)
補助金交付件数	15件	87件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<商品高付加価値化応援事業>

- ・令和4年度から豊中商工会議所との連携により実施

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し 時点評価	最終目標 (令和9年度)
補助金交付件数	29件	81件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

<ものづくり人材育成支援事業>

- ・令和6年度から人材確保促進事業と統合

モニタリング指標	令和4年度	令和6年度までの累計(現状)	中間見直し 時点評価	最終目標 (令和9年度)
助成金交付件数	0件	10件	累計増加	→ (横ばい累計増加)

【目標指標：成果指標】

・ 経済センサスの調査・公表時期に合わせて目標期間を設定

モニタリング指標	新・産業振興 ビジョン策定時点	令和6年度末 時点(現状)	中間見直し 時点評価	最終目標
事業所数	1万3,044件 (平成28年経済 センサス)	1万3,180件 (令和3年経済 センサス)	→ (ほぼ横ばい)	→ (現状維持) (令和7年度)
事業所の売上高	2兆1,535億円 (平成28年経済 センサス)	2兆2,447億 6,731万円 (令和3年経済 センサス)	↑(増加)	↑(増加) (令和7年度)
事業所の従業員数	12万7,946人 (平成28年経済 センサス)	13万490人 (令和3年経済 センサス)	→(ほぼ横ばい)	→ (現状維持) (令和7年度)
事業所の 付加価値額	6,080億4,000万円 (平成28年経済 センサス)	(数値なし)	—	↑(増加) (令和7年度)
産業誘導区域内の 工業・運輸系 事業所延床面積	699,136㎡ (平成28年度)	746,709㎡ (令和4年度)	↑(増加)	↑(現状以上) (立地適正化計画 の進捗確認時)
小売業の年間 商品販売額	3,213億円 (平成28年経済 センサス)	3,004億円 (令和3年経済 センサス)	↓(減少)	↑(増加) (令和7年度)
飲食店の売上額	330億円 (平成28年経済 センサス)	(数値なし)	—	↑(増加) (令和7年度)
法人市民税調定額 (現年課税分)	48億2,648万 7,000円 (令和元年度)	44億8,653万 6,415円 (令和5年度)	↓(減少)	↑(増加) (令和7年度)
固定資産税調定額 (現年課税分)	249億8,497万 6,000円 (令和元年度)	261億3,097万 5,000円 (令和5年度)	↑(増加)	↑(増加) (令和7年度)
部門別温室効果 ガス排出量 (産業部門)	482千t-CO ₂ (平成2年度)	平成2年度比 -66.6% (令和5年度)	↓(減少)	平成2年度比で 減少 (令和9年度)
業務部門の床面積 1㎡あたりの エネルギー消費量	1.36GJ/㎡ (平成2年度)	1.19GJ/㎡ (令和4年度)	↓(減少)	平成2年度比で 減少 (令和9年度)

参考資料

1. 用語集
2. 豊中市産業振興審議会

1. 用語集

	用語	解説
あ 行	IT	「Information Technology (インフォメーション・テクノロジー)」の略で、日本語では「情報技術」と呼ばれ、コンピュータやインターネットを使って、情報を扱う技術全般のこと。
	IR 事業	ホテル、国際会議場、展示場、商業・エンタメ施設なども含む複合型リゾートで、国際的な観光・MICE（会議・展示会）拠点化を図るもの。 大阪府夢洲の IR 事業地域経済の活性化や観光振興を目的とした国家戦略プロジェクトとなっている。
	IoT	Internet of Things の略。モノのインターネット。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
	ICT	「Information and Communication Technology」（情報伝達技術）の略で、インターネットやコンピュータのほか、スマートフォン、ビッグデータ、ソーシャルメディア、スマートスピーカーなどさまざまなデジタル技術やサービス、ビジネスをさす際にも使われる。
	アウトソーシング	業務の一部を外部の協力者に発注すること。
	アライアンス	異なる立場にある企業同士が利益を生み出すために協力し合う体制や経営スタイルのこと。
	アントレプレナーシップ	新しい価値を生み出すために、課題を見つけ、リスクを取りながら行動し、形にしていく考え方・姿勢・能力でのことで、ビジネスにおける「起業家的行動能力」を指す。
	移転補償跡地	空港の騒音対策として国土交通省が買い入れた土地のこと。
	イノベーション	これまでになかった技術や仕組みによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。
	インバウンド	外国人の訪日旅行や訪日した外国人旅行者のこと。
	AI	「人工知能 (Artificial Intelligence)」であり、コンピューターが人間のように学習・推論・認識・判断する能力を持つ技術の総称。大量のデータからパターンやルールを学習し、処理を実行することで業務の効率化などに役立てられている。
	エコショップ	環境に配慮した販売方法やサービスを消費者に提供するお店のこと。
	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うこと。
	SDGs	「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、貧困、紛争、気候変動、感染症など人類にとっての危機的な課題を世界中の様々な立場の人たちが話し合い、課題を整理し、解決方法を考えて立てられた、2030年までに達成すべき具体的な目標のこと。

	用語	解説
	M&A	企業の合併買収のことで、2つ以上の企業が1つになったり、ある会社が他の会社を買収したりすること。
	M字カーブ	年齢層別に見た女性労働率のグラフでM字を描く特徴的な曲線のこと。結婚や出産を機にいったん離職し、育児が一段落したら再び就労する女性が多いという日本の特徴を反映している。
	オンラインショッピング	インターネットを利用した通信販売のこと。
か 行	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
	キャッシュレス決済	現金以外で支払う決済手段のこと。クレジットカードやデビットカードをはじめ、電子マネー、QR/バーコード決済などがある。
	クラウド	ユーザーがインフラやソフトウェアを持たなくても、インターネット上で必要に応じてサービスを利用できる仕組みのこと。
	グローバル化	グローバリゼーション (globalization)。globe とは球体としての地球の意味。社会的あるいは経済的な連関が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
	経済センサス	事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする。各種経済調査の実施のための母集団情報を整備することを目的に実施する統計調査のこと。
	コワーキングスペース	異なる職業や仕事を持った人たちが同じ場に集まり、共用する作業場のこと。
	さ 行	サテライトオフィス
サテライトキャンパス		郊外や地方に本キャンパスがある大学・大学院が、交通の便がよい駅周辺などに設置しているキャンパスのこと。
サプライチェーン		製品の原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の経済活動の流れのこと。
シェアオフィス		企業や個人が利用するためのオフィス空間や設備をシェアすること。
シェアリングエコノミー		一般の消費者がモノや場所、スキルなどを必要な人に提供したり、共有したりする新しい経済の動きのことや、そうした形態のサービスのこと。
スタートアップ		新技術や新たなビジネスモデルを開発し起業した、株式上場等を目指す成長志向の高い企業
ゼロカーボンシティ		2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを首長自ら、または自治体が宣言した地方自治体のこと。
Society5.0		AI や IoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿のこと。
SOHO		Small Office Home Office を略したもので、小さなオフィスや自宅でビジネスをするワークスタイルのこと。

	用語	解説
た 行	脱炭素	温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成）にするもの（＝カーボンニュートラル）
	地域経済循環	地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産する「地消地産」と消費者の消費行動を連動させ、地域外から獲得した資金を地域内で循環させることで、地域に雇用と所得を持続的に生み出す自立的な経済構造のこと。
	地方創生	人口急減・超高齢化という課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的に実施する取組みのこと。
	中心市街地活性化	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、市町村が実施している取組みのこと。
	TMO	「Town Management Organization」の略で、商店街・行政・事業者等が参加し、中心市街地の活性化に取り組む「まちづくり組織」のこと。
	DX	IT技術の浸透で、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。
	デジタル化	紙・人の経験・アナログな作業などを、データ（デジタル）として扱える形に変え、コンピュータやICTで活用できるようにすること
	デジタルコンパス2030	欧州委員会が、2030年までに欧州のデジタル化への移行実現を目指す目標のこと。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の総称のこと。働く場所は限定されず、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
は 行	バル	「街バル」とも呼ばれ、街のいろいろな飲食店で、チケット制の食べ歩き、飲み歩きを行うイベントのこと。
	ビッグデータ	「Volume（多量性）」、「Variety（多様性）」、「Velocity（流動性）」の特徴を持ったデータのこと。
	BCP	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
	付加価値額	企業が事業活動によって生み出した価値を数値で表したもの。基本的には、売上から原価を差し引いた額で、利益とほぼ同義語として扱われる。
	フリーランス	フリーアナウンサー、フリージャーナリストなど、会社に所属したり特定の会社と専属契約を結んでいたりしない仕事形態のこと。
	ふるさと納税型クラウドファンディング	ふるさと納税の中でも、町おこしの商品開発や地域復興など、使途を明確にして寄附を募るもの。

	用語	解説
ま 行	まちゼミ	お店の人が講師となり、専門的な知識や情報、コツなどを受講者（お客）に教えるゼミのこと。
や 行	ユニコーン企業	新しいビジネスで急成長するスタートアップ企業の中でも、未上場で企業評価額が10億ドル以上、設立10年以内のベンチャー企業を指す。
わ 行	ワークライフ バランス	仕事と生活の調和が図られている状態。やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

2. 豊中市産業振興審議会

○審議経過

	開催日程	内容
第1回	令和7年(2025年) 7月14日(月)	○新・産業振興ビジョンの中間見直しについて ・諮問
第2回	令和7年(2025年) 11月21日(金)	○新・産業振興ビジョンの中間見直しに係る 素案について
第3回	令和8年(2026年) 1月27日(火)	○答申(案)について

○審議会委員

	区分	名前	所属
1	学識経験を有する者	東 純子	公益財団法人 大阪産業局 大阪産業創造館 経営相談室 コンサルタントリーダー
2		石川 聖子	中小企業診断士
3		馬場 真二 (~R7.8.31) 稲垣 知成 (R7.9.1~)	日本政策金融公庫 十三支店長
4		北村 亘	大阪大学大学院 法学研究科 教授
5		淵上 ゆかり	同志社大学 文化情報学部 准教授
6		◎和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授
7	市内の商工業の団体の代表	小西 康仁	豊中商工会議所 副会頭
8	市民	吉田 美栄子	公募市民

◎会長

※区分ごとに五十音順、敬称略

豊中市新・産業振興ビジョン

(中間見直し)

～地域経済の好循環による成長をめざして～

令和8年(2026年)3月策定

豊中市 都市活力部 産業振興課

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL : 06-6858-2187

令和 8 年度(2026 年度) 豊中市子育て支援サービス事業補助金募集要領

1. 豊中市子育て支援サービス事業補助金の目的

豊中市子育て支援サービス事業補助金は、事業者や事業者で構成されるグループまたは団体が新たに取り組む事業で、経営戦略方針に掲げる「子育てしやすさ NO.1」の実現に向けて、本市の子育て世帯のニーズに応える新たな子育て支援サービス・商品の創出を図る事業に市から補助金を交付することにより、その効果を高める又は事業の促進を図るものです。

2. 令和 8 年度 (2026 年度) 制度概要 ※詳細は本募集要領の各項目をご確認ください。

【申込期間】 令和 8 年 2 月 2 日～3 月 27 日正午

【事業実施期間】 交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日

(1) 対象者について

以下のいずれかに該当する事業者が対象であり、豊中市外に所在する事業者も対象です。
事業者連携により取り組むものについては事業者で構成されるグループでの申込も可能です。

- ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- ② ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等。
- ③ 前 2 号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体。
- ④ 中小企業法に定める中小企業者の規模を超える企業。

(2) 補助率及び補助上限金額について

補助率は 3 分の 2、補助上限金額は以下のとおりです。

豊中市内に本店又は事業所を置く事業者：200 万円

※グループの場合は幹事企業が豊中市内に本店又は事業所を置く事業者で

豊中市外に本店又は事業所を置く事業者：150 万円

(3) 対象事業について

本市の子育て世帯のニーズに応える子育て支援サービス・商品の開発や事業拡大に向けて豊中市内において新たに取り組むものが対象です。



(案)

3. 補助対象者

この補助金を申込みることができる者は、次のとおりです。

本補助金は事業所が豊中市外に所在する場合でも申込可能です。

【 1 社 】

事業者（※1）

【グループ】

事業者で構成されるグループ

【 団 体 】

事業者で構成される商業団体・工業会等

ただし、補助金の交付申込時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある団体に限ります。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者としてします。

- 1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- 2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等
- 3) 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体
- 4) 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業

※2 グループの場合は、幹事が代表してお申込みいただきます。

幹事は本補助金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。

※3 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、事業所が豊中市外に所在する場合は、所在する市区町村税を納付していることが確認できる書類を提出していただきます。

※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

4. 補助金額等

補助率・	補助率：3分の2
補助上限額	補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。（1,000円未満切り捨て） ①補助対象経費の合計額の3分の2 ②本店または事業所の所在地が豊中市内の場合：200万円 ※ （グループの場合は幹事企業の本店または事業所の所在地が豊中市内の場合） 本店または事業所の所在地が豊中市外の場合：150万円 ※事業実施期間中に本店または事業所の所在地を豊中市外から豊中市内に移転する予定のものも含まれます。

(1) 国、府又はその他の公共団体等から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、本補助金の交付を併用して受けることはできません。

(2) 交付決定は、予算の範囲内で行います。

交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。

(案)

(3) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します。

5. 補助対象事業

◆補助対象事業の要件

(1) 本補助金は、市の経営戦略方針に掲げる「子育てしやすさ NO.1」の実現に向けて、豊中市内において子育て世帯のニーズに応える子育て支援サービス・商品（以下「子育て支援サービス等」という。）の創出や普及を図ることを目的としており、本市の子育て世帯のニーズに応える子育て支援サービス・商品の開発や事業拡大に向けて豊中市内において**新たに取り組む事業や豊中市内での社会実装を見込んだ実証実験**が対象となります。ただし、既存の広告宣伝の強化のみであるなど、その取組みによって豊中市民に対する**サービス向上や利便性向上**、提供する子育て支援サービス等の**効果的な普及促進に繋がらないものは対象外**となります。

(2) 補助対象事業により提供・販売する子育て支援サービス等について、補助期間終了後も豊中市民に対し継続的に提供をする見込みであること。

※1 申込者にとって新たな取組みを支援するものであり、必ずしも全国に先駆けるような新規性を問うものではありません。同様の事業を他社が実施していても、自社にとって新たに取り組む事業であれば対象となります。

【子育て支援サービス等の例】

類型	例
訪問型子育て支援サービス	ベビーシッター派遣事業
	家事・掃除代行サービス
	送迎支援サービス
預かり型子育て支援サービス	託児サービス
	一時預かりサービス
	学童保育サービス
	宿泊サービス（産後ケア、ベビーホテル等）
屋内遊戯施設	プレイルーム
	子育て支援カフェ
マタニティ・育児用品販売	マタニティ・育児用品小売
	マタニティ・育児用品レンタル事業
	マタニティ・育児用品サブスク事業
マタニティ・育児用品製造	マタニティ用品製造
	育児用品製造
宅配事業	宅食サービス（子ども用ミールキット等）
デジタルサービス	子育て支援アプリ開発

(案)

上記は対象事業の一例です。子育て世帯の抱える課題を解決する子育て支援サービス等の開発や事業拡大に資する事業であれば対象となります。

6. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ①使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること
- ②交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること
- ③支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

(2) 補助対象経費となる期間について

補助金交付決定日以降に発生し、令和9年(2027年)3月31日までに終了(支出)し、かつ、市が指定する期日までに市への実績報告がなされるものが対象となります。

*補助対象となる経費は、補助期間中に取り組んだものに限られます。

補助事業期間中に発注・支払等がされていても、実際の事業取り組みが補助対象期間外であれば、補助対象にはなりません。

*見積もりは交付決定前でも構いませんが、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて交付決定日以降、補助対象期間中に行われている必要があります。

*やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は、市と相談のうえ、豊中市子育て支援サービス事業補助金事前着手届(様式第4号)をご提出ください。

(3) 財産の管理と処分について

補助対象経費により取得した財産(以下、「取得財産」という。)については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

*取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の定めに従って適切に管理してください。

*取得財産については、取得日から5年間(※取得財産の単価が10万円以上の場合は前文に定める期間)は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

(4) 補助対象経費となる費目について

補助対象費目	内容
謝金	補助事業実施に当たり、補助事業者に対する専門家からのアドバイス等に対して支払われる謝金等です。
会場・機材等借上料	実証実験の実施や、会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。会場設営費用等も含まれます。
原材料費	商品試作のための原材料を購入する経費等です。(補助事業で使用した分のみにかかる経費が明確にわかるものに限り、小ロットであっても販売用商品にかかるものは対象となりません。)

(案)

外注費・委託費	補助事業者が事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
知的財産権取得経費	知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用等です。 (出願料等は含みません。)
印刷製本費	座学講習テキスト、報告書等の印刷等、補助事業に必要な経費等です。なお、補助事業者等のコピー機を利用する場合にあっては、原則実費(算定基準が明確になるものに限る。用紙代含む。)で精算します。
広告宣伝費	WEB 広告、広告用印刷物等の作成、新聞折込等、補助事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
工具備品借上料	補助対象事業において必要な工具備品の借用に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限り</u> ます。
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代	補助対象事業において実証実験におけるモニターアンケート等を行う際の景品・記念品代が対象となります。 展示会等で配るモニター商品等も対象となります。(補助事業で使用した分のみにかかる経費が明確にわかるものに限ります) (不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律(第百三十四号)に基づく景品規制の限度内のものに限る)
機械装置・システム構築費	補助対象事業において必要かつ新規に導入する機械装置及び情報システムの購入・借用・改修に要する費用です。ただし、パソコンやスマートフォンなど汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、原則として市内に設置するものに限り</u> ます。 (例: 製造業や建設業における自動的な製造ラインを構成する高機能な機械設備の導入費用やデジタル化に向けてソフトウェア・情報機器等の情報化投資費用など)
クラウド型システム・ソフトウェア利用料	補助事業実施に当たり、新規に導入するクラウド型システム・ソフトウェアの利用料です。 ※補助事業実施期間中に導入し、かつ支払いが完了する場合は最大1年間分の費用を補助対象とします。 (1年を超える期間分を一括して支払う場合は、按分にて1年分に換算した部分のみが補助対象となります。)
その他市長が必要と認めた経費	—

(注1) 製品等の量産に係る費用は対象にはなりませんので、ご注意ください。

(注2) 原則として備品や消耗品費等の購入は対象にはなりません。また、機械装置を除き、物品の購入等にかかる送料、運賃は対象にはなりませんので、ご注意ください。

(注3) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

(案)

【補助対象事業、経費の例】

- ・ 新たな子育て支援サービス等の事業開発（市場展開に向けた実証実験を含む）
（対象経費の例：ホームページ・パンフレット作成、チラシ折込、WEB 広告、
特許申請・商標登録、実証実験会場借上、顧客管理システム開発 等）
- ・ 他地域で展開している子育て支援サービス等の提供エリアの拡大
（対象経費の例：ホームページ改修・地域向けパンフレット作成、チラシ折込、WEB 広告
プロモーション動画の制作 等）
- ・ 豊中市民向けの利用促進キャンペーン、体験イベント等の実施による普及促進 等
（対象経費の例：ホームページ改修、チラシ折込、WEB 広告、イベント会場借上、
モニター商品やノベルティのデザイン・配布、イベント運営委託 等）

(案)

7. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	提出区分 (1社)	提出区分 (グループ)	提出区分 (団体)
① 豊中市子育て支援サービス事業補助金交付申込書 (様式第 1-1 号)	◎	◎	◎
② 豊中市子育て支援サービス事業補助金実施計画書 (様式第 1-2 号)	◎	◎	◎
③ 豊中市子育て支援サービス事業補助金予算書 (様式第 1-3 号)	◎	◎	◎
④ 申込事業者について (様式第 1-4 号)	◎	◎	◎
⑤ 幹事選定報告書 (様式第 1-5 号)	—	◎	—
⑥ 役員等名簿 (様式 1-6 号)	—	—	◎
⑦ 豊中市子育て支援サービス事業補助金誓約書 (様式第 1-7 号)	◎	◎	◎
⑧ 事業の補足説明資料 (様式自由、A4 サイズ)	△	△	△
⑨ 法人の場合：履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 個人の場合：本人確認書類の写し ⑩の確定申告書の提出ができない場合は、開業届	◎	◎	◎
⑩ 豊中市税に未納のない証明書 (市役所もしくは各出張所で発行) ※豊中市外に所在する場合は、所在する市区町村が発行する未納のない証明書 (市区町村において未納のない証明書の発行がない場合は直近年度の市民税の納税証明書)	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑪ 直近 2 期分の決算関係書類 (※) 法人の場合：法人税確定申告書、貸借対照表、損益計算書、販売費 及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書 個人の場合：確定申告書一式	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑫ 事業や法人を紹介するパンフレット等	△	△	△
⑬ 年間の事業計画書・事業報告書	△	△	◎
⑭ 定款又は会則	—	—	◎
⑮ 役員名簿及び会員名簿	—	—	◎
⑯ 事業の実施を承認した総会・理事会等の概要	—	—	◎

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

(※) 注 1. 決算期が 2 期に達していない場合は 1 期分。直近決算月から半年以上経過している場合は、直近 2 期分の決算関係書類にあわせて直近の試算表。

注 2. 創業 1 年未満で決算書の提出ができない事業者は、事業計画書および収支予算書。あわせて直近の試算表 (任意)。

(案)

(2) 申込方法

令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午までに、
申込書類一式を下記問い合わせ先へ持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。

期日までに一部でも書類の不足、不備があった場合は申込受理できませんのでご注意ください。

※メールで申し込まれる場合は、件名を「申込者名 豊中市子育て支援サービス事業補助金申込」としてください。また、メール容量の関係で受信できない場合がありますのでメール送信後、必ず電話でご連絡ください。

(3) 相談期間

申込期間中、補助金制度に関することや事業計画についての相談を受け付けております
令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

事業計画のブラッシュアップにぜひご活用ください。

【相談窓口】(要予約)

とよなか起業・チャレンジセンター(庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

Tel: 06-6335-4375

E-Mail: info@toyonaka-cc.net

相談を希望される場合は、必ず事前に予約をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 説明会

補助金の制度概要についての説明会を実施します。(要予約)

補助金の申込にあたり、本説明会への参加は必須ではありません。

日時: 令和8年(2026年)2月10日(火)10時30分~11時30分

場所: オンライン

定員: 20名程度

申込: 令和8年(2026年)1月26日(月)から2月9日(月)まで



←豊中市電子申込システムよりお申込ください。

※申込いただいた内容については「とよなか起業・チャレンジセンター運営協議会」と共有し、支援施策のご案内などに利用させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【説明会問い合わせ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL: 06-6858-2188

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

(案)

8. 審査・プレゼンテーション

(1) 審査の流れ

①書類審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査（1次選考）を実施します。

②プレゼンテーション審査

・書類審査を通過した方は、お申込みいただいた事業計画についてのプレゼンテーション審査（2次選考）を実施します。

・プレゼンテーション審査の日程については、令和8年（2026年）5月中旬頃を予定しています。決まり次第、対象者には開始時間や用意していただくもの等について、別途お知らせいたします。

※プレゼンテーション審査の指定時間に遅刻・欠席した場合は、不採択となります。

・プレゼンテーション審査においては、豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会からの質問を行うことがあります。

*審査にあたって、専門家等に意見を求める場合があります。

(2) 交付決定について

豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会の意見を参考にしうえて、市が決定します。

(3) 評価基準

次貢の項目について、総合的に判断します。

(案)

【評価基準】

項目		配点	内容
①課題認識 地域への波及効果	社会性	1 5	子育て世帯を取り巻く課題を認識し、その課題解決手法として効果的であるか。
	地域での発展性	1 0	豊中市内の子育て世帯へのサービス提供、商品販売の拡大について具体的な方法が考えられているか。
②独自性・革新性	独自性	1 0	申込者のもつノウハウやアイデアにより、申込者ならではの独自性・工夫がある事業か。
	先駆性 革新性	1 0	先駆性、革新性のある事業であるか。他事業者のビジネスモデルとなるような事業か。
③事業継続性	継続性	1 0	補助期間中及び、補助期間終了後に継続して豊中市内で事業を実施する意思があり、具体的な計画があるか。
	自立性 事業性	1 0	収支計画を立て、補助事業終了後、自立的に事業を継続できる姿勢があり、見通しがたっているか。
④市場性	市場ニーズ	1 0	子育て世帯のニーズがあるか、または、ニーズを掘り起こすことができるか。
	競合優位性	5	商品、サービスやその提供方法に競合優位性はあるか。 競合他社の分析ができているか。
⑤実現可能性	財務健全性 実施体制	1 0	財務状況が健全であり、事業実施が可能な資金、組織体制が確保されているか。 資金調達が必要な場合、資金調達計画に具体性があるか。 財務面も含めた中長期的な事業計画を有しているか
	専門的知識 経験	1 0	事業実施のための専門的知識や経験などを有しているか。

(案)

(4) 審査結果

審査結果について、令和8年(2026年)5月下旬に書面にて通知いたします。

審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(5) 公表

補助対象事業の決定を受けた事業については、企業、グループ又は団体名、幹事企業名、事業名、並びに事業概要等について、公表させていただきます。

(6) スケジュール

2月2日(月)～3月27日(金) 正午	相談期間
2月2日(月)	申込書類受付開始
2月12日(木)	説明会
3月27日(金) 正午	募集締切(必着)
5月上旬	第1次選考(書類審査)
5月中旬	第2次選考(プレゼンテーション審査)
5月下旬	選考結果通知、事業実施

※メールで申し込まれる場合は、メール送信後、電話でご連絡ください。

また、必要書類の不備等がある場合は、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助対象事業決定後について

補助金は精算払いとなります。補助決定事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、補助金を交付いたします。

(8) 事業成長支援プログラムへの参加について

補助金交付決定事業者は、別途実施する事業成長支援プログラムへ優先して参加することができます。事業内容、スケジュール等詳細については交付決定事業者に別途ご案内します。

【参考 令和7年度実施事業 「Biz Camp Acceleration Program Toyonaka」第2期】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/R7bcap.html>

(案)

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業の経費の配分の変更（20%以上の場合）、又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（令和14年（2032年）3月31日まで）保存してください。
- ⑤補助決定事業の成果について発表を求めることがあります。また、補助事業期間終了後も経営状況についてのアンケート調査やヒアリング、事業報告会への参加を求めることがあります。
- ⑥補助事業の成果物等について発表する場合は本補助金の交付を受けたことを明示してください。

10. 問合せ先

【申込書の提出先、その他制度全般について】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058

E-mail：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【事業内容の相談について】

〒561-0831 豊中市庄内東町2丁目1-4 庄内駅前庁舎2階

とよなか起業・チャレンジセンター

TEL：06-6335-4375

(案)

令和 8 年度(2026 年度)

豊中市スタートアップ支援補助金募集要領

1. 豊中市スタートアップ支援補助金の目的

豊中市スタートアップ支援補助金は、創業者や創業後間もない市内事業者が取り組む事業に対して市が補助金を交付することにより、市内事業者のビジネス拡大や市内でのイノベーション創出、環境の変化に対応できる自立した企業が育つことを応援することを通じて、市内産業の振興を図るものです。

2. 令和 8 年度(2026 年度) 制度概要 ※詳細は本募集要領の各項目をご確認ください。

【申込期間】令和 8 年 2 月 2 日～3 月 27 日正午

【事業実施期間】交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日

(1) 対象者

創業後 5 年未満の事業者、令和 8 年度中に創業する予定の方を対象に、創業にかかる経費、創業後の事業拡大のための新たな取り組みなどにかかる経費を一部補助します。

<以下の個人、法人いずれかに該当する方(第二創業含む)>

(1) 個人

ア 創業していない個人

補助金事業実施期間中に市内に本店を設置する法人の設立または市内に事業所を設置し、開業届の提出を行う具体的な計画を有し、その代表になる者

イ 個人事業主

中小企業基本法(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)に定める中小企業者であり、市内に事業所を設置(補助事業実施期間中に市内に移転するものも含む)し、税務署に開業届の提出を行っており、開業日の翌日から起算して補助金申込み時点で 5 年以内の者。

(2) 法人

以下のいずれかに該当し市内に本店を設置する法人(補助事業実施期間中に市内に移転するものも含む)であって、設立日の翌日から起算して補助金申込み時点で 5 年以内の者(※)

①中小企業基本法(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)に定める中小企業者。

②ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。

(※)法人設立前に個人事業主として事業を行っていた方は、個人事業主の開業日の翌日から起算します。

(2) 補助率及び補助上限金額について

補助率は3分の2、補助上限金額は200万円となります。

(3) 対象事業について

申込者が自身の持つノウハウやアイデアを活かして実施する新たなサービスの創出、商品を開発する事業や、創業後の事業拡大に成長意欲をもって取り組む事業であり事業費が概ね100万円以上の事業。

3. 補助対象者

この補助金を申請することができる者は、次のとおりです。

以下の個人、法人いずれかに該当する方

(1) 個人

ア 創業していない個人

補助金事業実施期間中に市内に本店を設置する法人の設立または市内に事業所を設置し、開業届の提出を行う具体的な計画を有し、その代表になる者

イ 個人事業主

市内に事業所を設置（補助事業実施期間中に市内に移転するものも含む）し、税務署に開業届の提出を行っており、開業日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の事業者

(2) 法人

市内に本店を設置する法人（補助事業実施期間中に市内に移転するものも含む）であって、設立日の翌日から起算して補助金申込み時点で5年以内の事業者

※法人設立前に個人事業主として事業を行っていた方は、個人事業主の開業日の翌日から起算します。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者とします。

- 1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- 2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等

※2 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。

※3 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

※4 補助事業実施期間中に市内に移転を予定している事業者については、採択された場合、移転したことが確認できる書類（履歴事項全部証明書、税務署への届出等）を提出していただきます。

4. 募集事業の内容（補助対象事業）

◆補助対象事業の要件

① 申込者が自身の持つノウハウやアイデアを活かして実施する新たなサービスの創出、商品を開発する事業や、創業後の事業拡大に成長意欲をもって取り組む事業

※すでに多くの事業者が取り組んできた内容であっても、申込者にとって、新たに取り組むものであり、自身の強みを活かして競合他社との差別化等に取り組み実施する事業であれば、補助対象とするものであり、必ずしも全国に先駆けるような新規性を問うものではありません。ただし既存事業の広告宣伝の強化のみであるなど、新商品・サービスや付加価値の創出に繋がらないものは対象外となります。

② 申込時点において、補助対象経費の合計額（事業費）が概ね 100 万円以上の額であること

5. 補助金額等

補助率：3分の2

補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。(1,000円未満切り捨て)

①補助対象経費の合計額の3分の2

②200万円

- (1) 国、府又はその他の公共団体等から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、本補助金の交付を併用して受けることはできません。
- (2) 交付決定は、予算の範囲内で行います。
交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。
- (3) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します。

6. 補助対象経費

- (1) 補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ①使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること
- ②交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること
- ③支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

- (2) 補助対象経費となる期間について

補助金交付決定日以降に発生し、令和9年(2027年)3月31日までに終了(支出)し、かつ、市が指定する期日までに市への実績報告がなされるものが対象となります。

*補助対象となる経費は、補助期間中に取り組んだものに限られます。

補助事業期間中に発注・支払等がされていても、実際の事業取り組みが補助対象期間外であれば、補助対象にはなりません。

*見積もりは交付決定前でも構いませんが、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて交付決定日以降、補助対象期間中に行われている必要があります。

*やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は、市と相談のうえ、豊中市スタートアップ支援補助金事前着手届(様式第4号)をご提出ください。

- (3) 財産の管理と処分について

補助対象経費により取得した財産(以下、「取得財産」という。)については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

*取得財産の単価が10万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)の定めに従って適切に管理してください。

*取得財産については、取得日から5年間(*取得財産の単価が10万円以上の場合は前文に定める期間)は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

(案)

(4) 補助対象経費となる費目について

補助対象費目	内容
謝金	補助事業実施に当たり、補助事業者に対する専門家からのアドバイスに対して支払われる謝金等です。
会場・機材等借上料	会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。会場設営費用等も含まれます。
原材料費	商品試作のための原材料を購入する経費等です。(補助事業で使用した分のみにかかる経費が明確にわかるものに限り、小ロットであっても販売用商品にかかるものは対象となりません。)
外注費・委託費	金型製作などの補助事業者が事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
知的財産権取得経費	知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用等です。 (出願料等は含みません。)
印刷製本費	座学講習テキスト、報告書等の印刷等、本事業に必要な経費等です。 なお、補助事業者等のコピー機を利用する場合にあっては、原則実費(算定基準が明確になるものに限る。用紙代含む。)で精算します。
広告宣伝費	WEB 広告、広告用印刷物等の作成、新聞折込等、補助事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
工具備品借上料	補助対象事業において必要な工具備品の借用に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u>
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代	補助対象事業においてモニターアンケート等を行う際の景品・記念品代が対象となります。展示会等で配るモニター商品等も対象となります。 (不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律(第百三十四号))に基づく景品規制の限度内のものに限る)
機械装置・システム構築費	補助対象事業において必要かつ新規に導入する機械装置及び情報システムの購入・借用・改修に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u> (例：製造業や建設業における自動的な製造ラインを構成する高機能な機械設備の導入費用やデジタル化に向けてソフトウェア・情報機器等の情報化投資費用など)
クラウド型システム・ソフトウェア利用料	補助事業実施に当たり、新規に導入するクラウド型システム・ソフトウェアの利用料です。 ※補助事業実施期間中に導入し、かつ支払いが完了する場合は最大1年間分の費用を補助対象とします。 (1年を超える期間分を一括して支払う場合は、按分にて1年分に換算した部分のみが補助対象となります。)
その他市長が必要と認めた経費	——

(案)

- (注1) 製品等の量産に係る費用は対象にはなりませんので、ご注意ください。
- (注2) 原則として備品や消耗品の購入は対象になりませんので、ご注意ください
- (注3) 機械装置を除き、物品の購入等にかかる送料、運賃は対象になりませんので、ご注意ください。
- (注4) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

(案)

7. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	提出区分 (1社)
① 豊中市スタートアップ支援補助金交付申込書 (様式第 1-1 号)	◎
② 豊中市スタートアップ支援補助金実施計画書 (様式第 1-2 号)	◎
③ 豊中市スタートアップ支援補助金予算書 (様式第 1-3 号)	◎
④ 申込事業者について (様式第 1-4 号)	◎
⑦ 豊中市スタートアップ支援補助金誓約書兼同意書 (様式第 1-5 号)	◎
⑧ 事業の補足説明資料 (様式自由、A4 サイズ)	△
⑨ 法人の場合：履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 個人の場合：本人確認書類の写し 開業届 ※申込者が申込時点で未創業の場合、採択者については実績報告までに履歴事項全部 証明書 (法人) または開業届 (個人) を提出していただきます。	◎
⑩ 豊中市税に未納のない証明書 (市役所もしくは各出張所で発行) ※個人事業主の方で、代表者の住所地が豊中市外の場合は、当該住所地を管轄する市町 村が発行する、市町村税に未納がないことの証明書 (未納がないことの証明書がない 場合、直近年度の市民税の納税証明書) を提出してください。	◎
⑪ 直近 2 期分の決算関係書類 (※) 法人の場合：法人税確定申告書、貸借対照表、損益計算書、 販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書 個人の場合：確定申告書一式	◎
⑫ 事業や法人を紹介するパンフレット等	△
⑬ 年間の事業計画書・事業報告書	△

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

(※) 注 1. 決算期が 2 期に達していない場合は 1 期分。直近決算月から半年以上経過している場合は、
直近 2 期分の決算関係書類にあわせて直近の試算表。

注 2. 創業 1 年未満で決算書類の提出ができない事業者は、事業計画書および収支予算書。
あわせて直近の試算表 (任意)。

(案)

(2) 申込方法

令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午までに、
申込書類一式を下記問い合わせ先へ持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。
申込期日までに一部でも書類の不足、不備があった場合は申込受理できませんのでご注意ください。

※メールで申し込まれる場合は、件名を「**申込者名 豊中市スタートアップ支援補助金申込**」と
してください。また、メール容量の関係で受信できない場合がありますのでメール送信後、必
ず電話でご連絡ください。

(3) 相談期間

申込期間中、補助金制度に関することや事業計画についての相談を受け付けております
令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

事業計画のブラッシュアップにぜひご活用ください。

【相談窓口】(要予約)

とよなか起業・チャレンジセンター(庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

Tel: 06-6335-4375

E-Mail: info@toyonaka-cc.net

相談を希望される場合は、必ず事前に予約をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 説明会

補助金の制度概要についての説明会を実施します。(要予約)

補助金申込にあたり、本説明会への参加は必須ではありません。

日時: 令和8年(2026年)2月12日(木)13時~14時

場所: とよなか起業・チャレンジセンター(豊中市庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

定員: 20名程度

申込: 令和8年(2026年)1月26日(月)から2月11日(水)まで



←豊中市電子申込システムよりお申込ください。

※申し込まれた内容については「とよなか起業・チャレンジセンター
運営協議会」と共有し、支援施策のご案内などに利用させていただく
ことがありますので、あらかじめご了承ください。

【説明会お問合せ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL: 06-6858-2188

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

(案)

8. 審査・プレゼンテーション

(1) 審査の流れ

①書類審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査（1次選考）を実施します。

②プレゼンテーション審査

・書類審査を通過した方は、お申込みいただいた事業計画についてのプレゼンテーション審査（2次選考）を実施します。

・プレゼンテーション審査の日程については、令和8年（2026年）5月中旬頃を予定しています。決まり次第、対象者には開始時間や用意していただくもの等について、別途お知らせいたします。

※プレゼンテーション審査の指定時間に遅刻・欠席した場合は、不採択となります。

・プレゼンテーション審査においては、豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会からの質問を行うことがあります。

*審査にあたって、専門家等に意見を求める場合があります。

(2) 交付決定について

豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会の意見を参考にしうえて、市が決定します。

(3) 評価基準

次貢の項目について、総合的に判断します。

(案)

【評価基準】

項目		配点	内容
①独自性・革新性	独自性	1 5	申込者のもつノウハウやアイデアにより、申込者ならではの独自性・工夫があり他にはない強みがある事業か。
	先駆性 革新性	1 5	先駆性（従来にない新要素・特徴）、革新性のある事業であるか。他事業者のビジネスモデルとなるような事業か。
②事業計画・継続性	継続性 自立性	1 0	事業計画、収支計画を立て、補助事業終了後も自立的に事業を継続できる見通しがたっているか。
	計画性	1 0	事業実施の目的、目標が明確であり、その達成に向けた取組内容に具体性があるか。
③市場性	市場ニーズ	1 5	市場ニーズ、ニーズの掘り起こしについて調査・分析ができているか。販路開拓の手法に具体性があるか。
	将来性	1 5	事業拡大を見込んでおりその道筋が描けているか。
④実現可能性	財務健全性 実施体制	1 0	財務状況が健全であり、事業実施が可能な資金、組織体制が確保されているか。 資金調達が必要な場合、資金調達計画に具体性があるか。 財務面も含めた中長期的な事業計画を有しているか
	専門的知識 経験	1 0	事業実施のための専門的知識や経験などを有しているか。

(案)

(4) 審査結果

審査結果について、令和8年(2026年)5月下旬に書面にて通知いたします。
審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(5) 公表

補助対象事業の決定を受けた事業については、企業、グループ又は団体名、幹事企業名、事業名、並びに事業概要等について、公表させていただきます。

(6) スケジュール

2月2日(月)～3月27日(金) 正午	相談期間
2月2日(月)	申込受付開始
2月12日(木)	説明会
3月27日(金) 正午	募集締切(必着)
5月上旬	第1次選考(書類審査)
5月中旬	第2次選考(プレゼンテーション審査)
5月下旬	選考結果通知、事業実施

※メールで申し込まれる場合は、メール送信後、電話でご連絡ください。

また、必要書類の不備等がある場合は、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助対象事業決定後について

補助金は精算払いとなります。補助決定事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、補助金を交付いたします。

(8) 事業成長支援プログラムへの参加について

補助金交付決定事業者は、別途実施する事業成長支援プログラムへ優先して参加することができます。事業内容、スケジュール等詳細については交付決定事業者に別途ご案内します。

【参考 令和7年度実施事業 「Biz Camp Acceleration Program Toyonaka」第2期】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/R7bcap.html>

(案)

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業の経費の配分の変更（20%以上の場合）、又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（令和14年（2032年）3月31日まで）保存してください。
- ⑤補助決定事業の成果について発表を求めることがあります。また、補助事業期間終了後も経営状況についてのアンケート調査やヒアリング、事業報告会への参加を求めることがあります。
- ⑥補助事業の成果物等について発表する場合は本補助金の交付を受けたことを明示してください。

10. 問合せ先

【申込書の提出先、その他制度全般について】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係
TEL：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058
E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【事業内容の相談について】

〒561-0831 豊中市庄内東町2丁目1-4 庄内駅前庁舎2階
とよなか起業・チャレンジセンター
TEL：06-6335-4375

(案)

令和 8 年度(2026 年度) 豊中市チャレンジ事業補助金募集要領

1. 豊中市チャレンジ事業補助金の目的

豊中市チャレンジ事業補助金は、市内事業者や市内事業者で構成されるグループまたは団体が新たに取り組む事業で、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大が期待されるものに対し、市から補助金を交付することにより、その効果を高める又は事業の促進を図るものです。

2. 令和 8 年度(2026 年度) 制度概要 ※詳細は本募集要領の各項目をご確認ください。

【申込期間】令和 8 年 2 月 2 日～3 月 27 日正午

【事業実施期間】交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日

(1) 対象者について

以下のいずれかに該当する事業者が対象であり、

事業者連携により取り組むものについては事業者で構成されるグループでの申込も可能です。

- ①中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者。
- ②ビジネス的事業運営に取り組むNPO等。
- ③前2号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う団体。
- ④中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業。（コミュニティビジネスコースのみ）

(2) 募集する事業は「新商品開発・新サービス創出コース」、「コミュニティビジネスコース」の2コースとなっております。

コースにより対象要件及び、審査基準が異なりますので、実施していただく事業の内容により応募コースを選択してください。（応募はいずれか1コースのみとなります）

①「新商品開発・新サービス創出コース」（補助率 1/2）

金型製造や加工機械の導入などの新製品の開発のための取り組み、ふるさと納税返礼品に登録するための商品開発・リニューアルをするための取り組み、新技術・新サービス等を開発するための取り組み、展示会への出展などの販路拡大のための取り組み、大学やデザイナー等と中小企業の新たな事業展開のための取り組み、社会経済状況の変化に対応する業態転換等に係る経費を一部補助します。

②「コミュニティビジネスコース」（補助率 1/2）

社会・地域課題解決にビジネス手法を取り入れているコミュニティビジネス（CB）事業に係る経費を一部補助します。

(3) 補助上限金額について

補助上限金額は両コース共通で 150 万円となります。

3. 補助対象者

この補助金を申請することができる者は、次のとおりです。

【 1 社 】

市内の事業者（※1）

【グループ】

市内の事業者が幹事であり、メンバーの2分の1以上が市内の事業者で構成されるグループ

【 団 体 】

構成員の2分の1以上が市内の事業者で構成される市内の商業団体・工業会等

ただし、補助金の交付申請時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある団体に限ります。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者としてします。

- 1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- 2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等
- 3) 前2号に掲げる者を構成員とし、経済活動を行う団体
- 4) 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業（以下、「大企業」という。）

★申込者（代表者）が大企業の場合は、コミュニティビジネスコースのみの申込みとなります。

※2 グループの場合は、幹事が代表してお申込みいただきます。

幹事は本補助金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。

※3 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。また、納税義務のない任意団体においては、その代表が豊中市税を完納していれば問題ありません。

※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的補助金を受けることがふさわしくない者は除きます。

4. 補助金額等

補助率・補助上限額	補助率：2分の1
	補助上限額：次のうちいずれか少ない額が上限。（1,000円未満切り捨て） ①補助対象経費の合計額の2分の1 ②150万円

(1) 国、府又はその他の公共団体等から、補助対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、本補助金の交付を併用して受けることはできません。

(2) 交付決定は、予算の範囲内で行います。

交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。

(3) 実際に交付される補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します。

5. 募集事業の内容（補助対象事業）

◆補助対象事業の要件

① 申込者（市内事業者）にとって新たな取組み（チャレンジ）であること

※すでに多くの事業者が取り組んできた内容であっても、申込者にとって、新たに取り組む一歩であり、その一歩を踏み出すことが申込者の経営力（事業の安定化、事業拡大、事業転換…等）の強化につながる事業であれば、補助対象とするものであり、必ずしも全国に先駆けるような新規性を問うものではありません。ただし既存事業の広告宣伝の強化のみであるなど、新商品・サービスや付加価値の創出に繋がらないものは対象外となります。

② グループ・団体の場合、申込者の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものではないこと

③ 申込時点において、補助対象経費の合計額（事業費）が概ね 100 万円以上の額であること

6. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

① 使用目的が、補助対象事業に限定されることが明確であること

② 交付決定日以降に発生し、補助対象期間中に支払いが完了していること

③ 支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること

(2) 補助対象経費となる期間について

補助金交付決定日以降に発生し、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに終了（支出）し、かつ、市が指定する期日までに市への実績報告がなされるものが対象となります。

* 補助対象となる経費は、補助期間中に取り組んだものに限られます。

補助事業期間中に発注・支払等がされていても、実際の事業取組みが補助対象期間外であれば、補助対象にはなりません。

* 見積もりは交付決定前でも構いませんが、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて交付決定日以降、補助対象期間中に行われている必要があります。

* やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合は、市と相談のうえ、豊中市チャレンジ事業補助金事前着手届（様式第 3 号）をご提出ください。

(3) 財産の管理と処分について

補助対象経費により取得した財産（以下、「取得財産」という。）については、金額に関わらず、補助金交付の目的たる事業を遂行するために使用するとともに、善良なる管理者の注意をもって適切に管理してください。

* 取得財産の単価が 10 万円以上の場合、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の定めに従って適切に管理してください。

* 取得財産については、取得日から 5 年間（※取得財産の単価が 10 万円以上の場合は前文に定める期間）は、補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、廃棄し、又は債務の担保の用に供してはなりません。

(案)

(4) 補助対象経費となる費目について

補助対象費目	内容
謝金	補助事業実施に当たり、補助事業者に対する専門家からのアドバイスに対して支払われる謝金等です。
会場・機材等借上料	会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。会場設営費用等も含まれます。
原材料費	商品試作のための原材料として購入し、加工するものを購入する経費等です。 (補助事業で使用した分のみにかかる経費が明確にわかるものに限り、小ロットであっても販売用商品にかかるものは対象となりません。)
外注費・委託費	金型製作などの補助事業者が事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
知的財産権取得経費	知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用等です。 (出願料等は含みません。)
印刷製本費	座学講習テキスト、報告書等の印刷等、本事業に必要な経費等です。 なお、補助事業者等のコピー機を利用する場合にあっては、原則実費(算定基準が明確になるものに限る。用紙代含む。)で精算します。
広告宣伝費	WEB 広告、広告用印刷物の作成、新聞折込等、補助事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
工具備品借上料	補助対象事業において必要な工具備品の借用に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u>
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代	補助対象事業においてモニターアンケート等を行う際の景品・記念品代が対象となります。展示会等で配るモニター商品等も対象となります。 (不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律(第百三十四号))に基づく景品規制の限度内のものに限る)
機械装置・システム構築費	補助対象事業において必要かつ新規に導入する機械装置及び情報システムの購入・借用・改修に要する費用です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できないものを除きます。 <u>また、市内に設置するものに限ります。</u> (例：製造業や建設業における自動的な製造ラインを構成する高機能な機械設備の導入費用やデジタル化に向けてソフトウェア・情報機器等の情報化投資費用など)
クラウド型システム・ソフトウェア利用料	補助事業実施に当たり、新規に導入するクラウド型システム・ソフトウェアの利用料です。 ※補助事業実施期間中に導入し、かつ支払いが完了する場合は最大1年間分の費用を補助対象とします。 (1年を超える期間分を一括して支払う場合は、按分にて1年分に換算した部分のみが補助対象となります。)

(案)

人材確保促進環境整備費	多様な人材の確保を図るため、勤務形態や国籍などに関わらず、快適に働くことができる職場環境への改善（新築、増築、リフォーム）に要する施設整備費等です。対象経費は、解体費・内装費・電気工事費・空調工事費・給排水工事費等です。ただし、冷暖房機器・照明機器等の備品購入費は除きます。 (例) 女性更衣室の設置、休憩室の設置、子育てスペースの設置など
その他市長が必要と認めた経費	——

- (注1) 製品等の量産に係る費用は対象にはなりませんので、ご注意ください。
- (注2) 原則として備品や消耗品の購入は対象になりませんので、ご注意ください
- (注3) 機械装置を除き、物品の購入等にかかる送料、運賃は対象にはなりませんので、ご注意ください。
- (注4) 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

(案)

7. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	提出区分 (1社)	提出区分 (グループ)	提出区分 (団体)
<全コース共通>			
① 豊中市チャレンジ事業補助金交付申込書 (様式第 1-1 号)	◎	◎	◎
② 豊中市チャレンジ事業補助金実施計画書 (様式第 1-2 号)	◎	◎	◎
③ 豊中市チャレンジ事業補助金予算書 (様式第 1-3 号)	◎	◎	◎
④ 申込事業者について (様式第 1-4 号)	◎	◎	◎
⑤ 幹事選定報告書 (様式第 1-5 号)	—	◎	—
⑥ 役員等名簿 (様式 1-6 号)	—	—	◎
⑦ 豊中市チャレンジ事業補助金誓約書 (様式第 1-7 号)	◎	◎	◎
⑧ 事業の補足説明資料 (様式自由、A4 サイズ)	△	△	△
⑨ 法人の場合：履歴事項全部証明書 (※発行から 3 か月以内のもの) 個人の場合：本人確認書類の写し ⑩の確定申告書の提出ができない場合は、開業届	◎	◎	◎
⑩ 豊中市税に未納のない証明書 (市役所もしくは各出張所で発行) ※個人事業主の方で、代表者の住所地が豊中市外の場合は、当該住所を管轄する市町村が発行する、市町村税に未納がないことの証明書 (未納がないことの証明書がない場合、直近年度の市民税の納税証明書) を提出してください。	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑪ 直近 2 期分の決算関係書類 (※) 法人の場合：法人税確定申告書、貸借対照表、損益計算書、 販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書 個人の場合：確定申告書一式	◎	◎ (幹事のみ)	◎
⑫ 事業や法人を紹介するパンフレット等	△	△	△
⑬ 年間の事業計画書・事業報告書	△	△	◎
⑭ 定款又は会則	—	—	◎
⑮ 役員名簿及び会員名簿	—	—	◎
⑯ 事業の実施を承認した総会・理事会等の概要	—	—	◎
<人材確保促進環境整備費を含む場合> 上記書類を添えて、下記書類も提出してください。			
⑰ 改装後のイメージ図	◎	◎	◎

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

(※) 注 1. 決算期が 2 期に達していない場合は 1 期分。直近決算月から半年以上経過している場合は、直近 2 期分の決算関係書類にあわせて直近の試算表。

注 2. 創業 1 年未満で決算書の提出ができない事業者は、事業計画書および収支予算書。あわせて直近の試算表 (任意)。

(案)

(2) 申込方法

令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午までに、
申込書類一式を下記問い合わせ先へ持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。
申込期日までに一部でも書類の不足、不備があった場合は申込受理できませんのでご注意ください。

※メールで申し込まれる場合は、件名を「**申込者名 豊中市チャレンジ事業補助金申込**」として
ください。また、メール容量の関係で受信できない場合がありますのでメール送信後、必ず電
話でご連絡ください。

(3) 相談期間

申込期間中、補助金制度に関することや事業計画についての相談を受け付けております
令和8年(2026年)2月2日(月)から令和8年(2026年)3月27日(金)正午まで
(土・日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

事業計画のブラッシュアップにぜひご活用ください。

【相談窓口】(要予約)

とよなか起業・チャレンジセンター (庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

Tel : 06-6335-4375

E-Mail : info@toyonaka-cc.net

相談を希望される場合は、必ず事前に予約をしていただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 説明会

補助金の制度概要についての説明会を実施します。(要予約)

日時：令和8年(2026年)2月12日(木)15時~16時

場所：とよなか起業・チャレンジセンター (豊中市庄内東町2-1-4 庄内駅前庁舎2階)

定員：20名程度

申込：令和8年(2026年)1月26日(月)から2月11日(水・祝)まで



←豊中市電子申込システムよりお申込ください。

※申込まれた内容については「とよなか起業・チャレンジセンター
運営協議会」と共有し、支援施策のご案内などに利用させていただく
ことがありますので、あらかじめご了承ください。

【説明会お問合せ先】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL : 06-6858-2188

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

(案)

8. 審査・プレゼンテーション

(1) 審査の流れ

①書類審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査（1次選考）を実施します。

②プレゼンテーション審査

・書類審査を通過した方は、お申込みいただいた事業計画についてのプレゼンテーション審査（2次選考）を実施します。

・プレゼンテーション審査の日程については、令和8年（2026年）5月中旬頃を予定しています。決まり次第、対象者には開始時間や用意していただくもの等について、別途お知らせいたします。

※プレゼンテーション審査の指定時間に遅刻・欠席した場合は、不採択となります。

・プレゼンテーション審査においては、豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会からの質問を行うことがあります。

*審査にあたって、専門家等に意見を求める場合があります。

(2) 交付決定について

豊中市産業振興審議会の中小企業振興部会の意見を参考にしうえて、市が決定します。

(3) 評価基準

次貢の項目について、総合的に判断します。

(案)

項目		配点		内容
		新商品開発・ 新サービス創 出コース	コミュニティ ビジネスコース	
①チャレンジ性	新規性 挑戦性	15	5	申込者にとっての新規性、挑戦的要素を含む事業計画であるか。
	先駆性 革新性	10	10	先駆性、革新性のある事業であるか。他事業者のビジネスモデルとなるような事業か。
②事業継続性	継続性	15	15	補助金を有効に活用し、補助期間終了後の事業継続について具体的な計画があるか。
	自立性 事業性	10	10	収支計画を立て、補助事業終了後、自立的に事業を継続できる姿勢があり、見通しがたっているか。
③市場性	市場ニーズ	15	10	市場のニーズがあるか、または、ニーズを掘り起こすことができるか。
	将来性	10	5	商品、サービスやその提供方法に競合優位性はあるか。 競合他社の分析ができているか。 事業拡大を見込んでおりその道筋が描けているか。
④実現可能性	財務健全性 実施体制	15	15	財務状況が健全であり、事業実施が可能な資金、組織体制が確保されているか。 資金調達が必要な場合、資金調達計画に具体性があるか。
	専門的知識 経験	10	5	事業実施のための専門的知識や経験などを有しているか。
⑤地域への波及効果	地域性 社会性	—	15	事業に取り組むことで、地域内の他事業者・団体に経済的影響を与えるものか。
	発展性	—	10	社会的課題に取り組む、または、地域密着型のビジネスモデルで地域課題を解決するような事業計画になっているか。

(案)

(4) 審査結果

審査結果について、令和8年(2026年)5月下旬頃に書面にて通知いたします。
審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。

(5) 公表

補助対象事業の決定を受けた事業については、企業、グループ又は団体名、幹事企業名、事業名、並びに事業概要等について、公表させていただきます。

(6) スケジュール

2月2日(月)～3月27日(金) 正午	相談期間
2月2日(月)	申込受付開始
2月12日(木)	説明会
3月27日(金) 正午	募集締切(必着)
5月上旬(予定)	第1次選考(書類審査)
5月中旬(予定)	第2次選考(プレゼンテーション審査)
5月下旬(予定)	選考結果通知、事業実施

※メールで申し込まれる場合は、メール送信後、電話でご連絡ください。

また、必要書類の不備等がある場合は、受理できませんので、あらかじめご了承ください。

(7) 補助対象事業決定後について

補助金は精算払いとなります。補助決定事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、補助金を交付いたします。

(8) 事業成長支援プログラムへの参加について

補助金交付決定事業者は、別途実施する事業成長支援プログラムへ優先して参加することができます。事業内容、スケジュール等詳細については交付決定事業者に別途ご案内します。

【参考 令和7年度実施事業 「Biz Camp Acceleration Program Toyonaka」第2期】
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/jigyosya/R7bcap.html>

(案)

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業の経費の配分の変更（20%以上の場合）、又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ④補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間（令和14年（2032年）3月31日まで）保存してください。
- ⑤補助決定事業の成果について発表を求めることがあります。また、補助事業期間終了後も経営状況についてのアンケート調査やヒアリング、事業報告会への参加を求めることがあります。
- ⑥補助事業の成果物等について発表する場合は本補助金の交付を受けたことを明示してください。

10. 問合せ先

【申込書の提出先、その他制度全般について】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市役所 都市活力部 産業振興課 振興係

TEL：06-6858-2188 FAX：06-4865-2058

E-mail: sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【事業内容の相談について】

〒561-0831 豊中市庄内東町2丁目1-4 庄内駅前庁舎2階

とよなか起業・チャレンジセンター

TEL：06-6335-4375